

資料13-7

赤字は、前回以前の事務局
資料内容との差分となる部分
(追記等を行った部分)

接続料の算定に関する研究会

第二次報告書（案）

平成30年6月

目次

用語の意義	1
はじめに	3
第1章 NGNの県間通信用設備の扱い	4
(1)第一次報告書以降の経過	4
ア 県間通信用設備についての検討課題	4
イ ソフトバンク株式会社とNTT東日本・西日本の間の協議状況	5
(2) 主な意見	6
(3) 考え方	7
第2章 NGNのインターネット接続の接続料	9
1. 参入可能性の確保と費用負担の適正化(IPoE接続)	11
(1)第一次報告書以降の経過及び主な意見	11
(2)考え方	14
2. 関門系ルータの増強の円滑化(PPPoE接続)	16
(1)第一次報告書以降の経過及び主な意見	16
(2)考え方	18
第3章 加入光ファイバの接続料の算定方法	20
1. 加入光ファイバの耐用年数	20
(1)第一次報告書以降の経過	20
(2)主な意見	20
(3)考え方	21
2. レートベースの厳正な把握	22
(1)第一次報告書以降の経過	22
(2)主な意見	23
(3)考え方	25
第4章 「網機能提供計画」制度の見直し	27
(1)現状	27
(2)考え方	28
第5章 繼続検討事項	30
1. 接続機能の廃止等に伴う周知制度の整備(電気通信事業法改正対応)	30
2. フォローアップ事項	30
附録 「網機能提供計画」制度の見直しに係る議論内容	32

1 用語の意義

用語	意義
指定設備約款	第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその設置する第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し接続料及び接続条件について定める接続約款
非指定設備約款	第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し接続料及び接続条件について定める接続約款であって、指定設備約款以外のもの
指定設備約款記載事項	電気通信事業法第33条第4項第1号ホの規定により指定設備約款に記載すべきものとして総務省令(電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号))により定められる事項
改正省令等	本研究会第一次報告書における検討を背景として平成30年2月26日に制定された省令等(電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令(平成30年総務省令第6号)、平成30年総務省告示第68号(電気通信事業法第33条第1項及び電気通信事業法施行規則第23条の2第1項の規定に基づき電気通信設備を指定する件の一部を改正する件)及び平成30年総務省告示第69号(電気通信事業法施行規則第23条の4第3項の規定に基づく情報の開示に関する件の一部を改正する件))。内容については第8回会合(平成29年10月27日)資料8-1参照。
網終端装置	NTT東日本・西日本のNGNにおいて、PPPoE方式により行う接続に用いられるIP通信網終端装置。NTEとも呼ばれる。
第一次要請	本研究会第一次報告書における検討を背景として総務省からNTT東日本・西日本に対し文書により行われた要請の1つである「第一種指定電気通信設備との接続に関し講ずべき措置について」(平成29年9月8日総基料第162号)
第二次要請	本研究会における検討を背景として総務省からNTT東日本・西日本に対し文書により行われた要請の1つである「第一種指定電気通信設備との接続に関し講ずべき措置について(インターネット接続関連事項)」(平成30年2月26日総

	基料第33号)
平成30年度指定設備 約款変更	平成30年3月23日に情報通信行政・郵政行政審議会に諮 問され同年6月15日に認可された指定設備約款変更(改正 省令等による改正後の省令等の規定に適合させるととも に、例年の会計整理・再計算の結果等を反映するための指 定設備約款変更)

3 はじめに

4 本研究会では、平成29年9月に第一次報告書を取りまとめた以降も、これまで6回
5 の会合を開催し、オブザーバーである関係事業者・事業者団体の意見も聴取しつつ、
6 第一次報告書で挙げられた各種課題への取組状況を中心に議論、検証を継続した。
7 そして、その過程において、次の方向性の取りまとめ¹を行ってきた。

- 8 • NGNの県間接続料(平成30年1月23日)
9 • NGNのISP接続(PPPoEとIPoE)(平成30年1月23日)
10 • 光ファイバケーブルの取扱い(耐用年数等)(平成30年1月23日)

11 本報告書は、これらの結果を整理するとともに、今後の考えられ得る検討課題やフ
12 ォローアップ事項を提示するものである。

13 本報告書の内容を踏まえ、関係事業者・団体及び総務省において、適切な取組が
14 行われることを期待する。

15

¹ いずれも翌2月に確定版を公表

16 第1章 NGNの県間通信用設備の扱い

17 (1)第一次報告書以降の経過

18 ア 県間通信用設備についての検討課題

19 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本・
20 西日本」という。)のNGN²の県間通信用設備(以下単に「県間設備」という。)³は、
21 第一種指定電気通信設備に指定されていないが、現状において、例えばIPoE方式⁴によりNGNと接続する場合⁵は、相互接続点(POI⁶)の設置場所が東京、大阪等
22 の一部都府県⁷に限定されているため、これらの都府県以外のNGNの利用者向け
23 にサービスを提供する場合において不可避的に県間設備を経由することとなり、第
24 一種指定電気通信設備と県間設備の一体的な利用が行われることとなる。

25 また、将来において、PSTN⁸からIP⁹網への移行に伴い電話設備についてIP網
26 同士の接続が行われる場合のPOIの設置場所は東京・大阪の2箇所であることが
27 事業者間で確認されている(POIの追加設置は排除されない)が、この場合につい
28 ても、東京・大阪のPOIから東京・大阪以外のNTT東日本・西日本の光IP電話又
29 はメタルIP電話¹⁰の利用者に着信する場合は、不可避的に県間設備を経由するこ
30 ととなり、第一種指定電気通信設備と県間設備の一体的な利用が行われることとな
31 る。

32 本研究会では、既に第一次報告書において、県間設備との接続は、地域設備と
33 の接続と同じタイミング、手続で行われる必要があるため、その手続を指定設備約
34 款において統一的に記載事項とすべき旨を提言したところである。それを踏まえ、
35 総務省において、改正省令等により法令にその旨規定するとともに、NTT東日本・
36

² Next Generation Network 次世代ネットワーク

³ 県間伝送路及びこれと一体として利用される県間中継ルータを含む。

⁴ 第2章参照

⁵ 優先パケット関係機能を利用するサービスなどで全区間の利用者料金を接続事業者が設定する場合だけでなく、インターネット接続サービス・FTTHアクセスサービスなどで接続事業者とNTT東日本・西日本がそれぞれの区間について個別に利用者料金又は卸料金を設定する形態(いわゆるぶつ切り料金)の場合も、県間設備の部分の費用は接続事業者の負担として設定されている。

⁶ Point of Interface

⁷ 平成21年8月のIPoE方式の利用開始の時点から存在する東京及び大阪の設置場所に加え、平成30年度に入ってから千葉にも設置場所が設けられた。図2-4も参照。

⁸ Public Switched Telephone Network 公衆交換電話網

⁹ Internet Protocol

¹⁰ PSTNからIP網への移行に際し、NTT東日本・西日本が従来のメタル電話(加入電話)に代えて提供すると表明している固定電話サービスのことをいう。アクセス回線は、引き続きメタル回線を利用し、メタル収容装置(旧加入者交換機)で当該メタル回線を収容し、アナログ信号からIP信号への変換装置を通じてIP網(NGN)に入るという設備構成により、音声通信を疎通させる。

37 西日本においては、平成30年度指定設備約款変更において、同様の旨を約款に
38 規定した。

39 また、県間設備との接続においてNTT東日本・西日本に支払われる金額(以下
40 「県間接続料」という。)については、NTT東日本・西日本から「公平性や一定の透
41 明性を確保するための自主的取組みを検討する考え」が示されたところであるので、
42 現時点では指定設備約款記載事項とはせず、まずはNTT東日本・西日本による適
43 正性・公平性・透明性を確保する取組を総務省からNTT東日本・西日本に依頼し、
44 その取組状況について注視し、見直すべき点がないか検証を行うこととしたところ
45 である。

46 本研究会では、その後、第10回会合(平成29年12月22日)においてNTT東日本
47 ・西日本から県間接続料に関する当該取組の状況について聴取し、併せて接続
48 事業者側からも関連する意見を聴取し、また、続く第11回会合(平成30年1月23日)
49 及び第12回会合(同年4月24日)においても**本件について**検討を行った。

50

51 イ ソフトバンク株式会社とNTT東日本・西日本の間の協議状況

52 優先パケット関係機能¹¹の利用に伴い負担が必要となる県間接続料の水準につ
53 いては、ソフトバンク株式会社(以下「ソフトバンク」という。)とNTT東日本・西日本の
54 間で協議が続けられてきた。

55 本件について、総務省において協議等の状況を検証し、**第11回会合(平成30年**
56 **1月23日)において確認した**ところ、おおむね次のとおりであった。

57 ①平成28年(2016)4月～5月に優先パケット関係機能の利用に関しては双方合
58 意し、ソフトウェア開発契約を締結。NTT東日本・西日本において所要の開発
59 に着手。

60 ②平成29年(2017)5月に県間接続料(単金額)がNTT東日本・西日本から提示さ
61 れ、ソフトバンクはこれについて県間設備構築に要する費用を自ら試算すること
62 による検証を開始。当該検証のためソフトバンクの求めに応じNTT東日本・
63 西日本から需要等の情報を提供。

64 ③検証の結果ソフトバンクの試算値とNTT東日本・西日本の提示した金額の間
65 に数倍程度の差が判明し合意できず。

66 ④今後の進め方について、ソフトバンクはこれ以上の事業者間協議はお互いに
67 困難であると懸念しているところ、NTT東日本・西日本からソフトバンクに対し、
68 更に踏み込んだ形での二者間協議を進めていきたいとの打診があり、両社で
69 繙続協議を実施**している**状況。

70

¹¹ 一般収容局ルータ優先パケット識別機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能(優先クラス)

71 さらに、第12回会合(平成30年4月24日)において同様にその後の協議状況を確
72 認したところ、おおむね次のとおりであった。

- 73 ⑤NTT東日本・西日本から追加の情報提供がなされ、ソフトバンクからは、コスト
74 差に係る説明について理解したとの回答がなされた。
75 ⑥金額については、NTT東日本・西日本から別途見直し減額した単金の提示が
76 あり、それにより、NTT東日本・西日本とソフトバンクの間で合意した(同年4月
77 12日)。

78 なお、③については、ソフトバンクから、独自に試算した費用総額に基づく水準と
79 NTT東日本・西日本が協議の過程で同社に提示した水準の間に数倍の開きがある
80 とし、その差の要因として想定される設備の仕入れ価格、ネットワーク構成及び設
81 備収容ポリシーに関する情報の交換が事業者間協議では困難であるとする意見が
82 あった。これに対しNTT東日本・西日本からは、これまでソフトバンクに県間接続料
83 水準の検証が可能となるよう様々な情報を提供してきたが、「数倍」の水準差を検証
84 する前提となる設備構成や設備量等についても情報交換していきたいと考えており、
85 今後とも事業者間で合意に向けて努力を続けていきたいとの意見があつたものであ
86 る。
87

88 (2) 主な意見

90 こういった中で、NTT東日本・西日本から、県間接続料の適正性・公平性・透明性
91 を確保する取組について、次のとおり説明があつた。

92 (ア) 透明性及び公平性については、ISP¹²事業者等との接続で利用する「IP通信
93 網県間区間伝送機能」及び「IP通信網県間区間回線管理機能」の接続料を、自
94 主的に非指定設備約款に規定し、公表することによって、どの事業者においても
95 同等の条件で接続することができるることを定めることで、確保している。

96 (イ) 適正性については、非指定設備約款を公表することで接続事業者(新たな接
97 続を開始する場合を含む。)が県間設備の料金・提供条件の内容や設定方法等
98 について問合せ・確認・要望を行うことが可能となっているところ、そうした問合せ
99 等に対して、可能な限り、具体的な説明を行うことで、県間接続料が適正なもの
100 であることを理解していただくよう努めているところ。

102 これに対し、ソフトバンクからは、県間接続料の水準を巡って協議が難航していると
103 の意見に加え、県間設備の費用の算定の根拠が不透明であり、また、NTT東日本・

¹² Internet Service Provider

105 西日本の負担が小さく削減インセンティブが働きづらいと考えられるため、県間接続料
106 について第一種指定電気通信設備と同様の適正性・公平性・透明性の確保を要望す
107 るとの意見が表明された。

108 これに関し、KDDI株式会社(以下「KDDI」という。)からは、コストにかかわらず高
109 額な県間接続料が設定された場合にはNGNを利用できなくなる事態が生じ得るもの
110 であり、現状の規律ではNGNとの円滑な接続を確保することが困難であるため、県間
111 接続料も指定設備約款の記載事項として、事前の規律¹³の対象とすべき(ルール化)
112 との意見が表明された。

113 さらに、ソフトバンクからは、県間接続料についてNTT東日本・西日本と合意した後
114 に開催された第12回会合において、県間設備は不可欠設備と考えるところ、その接続
115 料水準について合意に達するまで長期間(1年弱)を要したこと、及び年々低廉化する
116 コストや需要の増加をより早く接続料水準に反映すべきであることから、県間接続料は
117 県内設備(第一種指定電気通信設備であるNGN)と合わせ将来原価で毎年算定し、
118 総務省においてその検証を行い、NTT東日本・西日本は要望に応じ検証に必要な
119 情報を開示するとの仕組みを導入すべきとの意見も示された。これに対してNTT東日
120 本・西日本からは、県間設備はボトルネック設備ではないと考える旨、及び将来原価を
121 否定するものではないが算定期間(毎年か否か)については様々な選択肢があると考
122 える等の意見が述べられたところである。

123

124 (3) 考え方

125 以上から、現状では、県間接続料の扱いについては、次のとおり総括することが適
126 当と考えられる。

127 第一種指定電気通信設備との接続に当たり不可避的に経由し一体的な利用が行
128 われる場合における県間設備の接続料・接続条件については、その透明性、公平性
129 及び適正性の確保が特に重要であると考えられる。

130 透明性及び接続事業者間の公平性については、NTT東日本・西日本では、非指
131 定設備約款に規定してこれを公表し、接続事業者に同等に適用することとしており、こ
132 れが実行されるのであれば、確保されることとなると認められる。(NTT東日本・西日本
133 と接続事業者との公平性については、この限りでない。)

134 他方で、適正性及びNTT東日本・西日本と接続事業者の間の公平性については、
135 次のとおりと考えられる。

136 第一に、NTT東日本・西日本とソフトバンクとの間の協議においては、原価は県間

¹³ 「接続等に関する取得・負担すべき金額に関する裁定方針」(平成30年1月16日総務省策定)に基づき、裁定の申請があった場合に適正な原価・利潤が基本となる事後規律は存在するが、それでは協議や裁定に時間を要するため不十分との意見。

137 接続料の単金として提示したものに需要を乗じた額と一致するという旨が説明ものとさ
138 れており、また、その原価を推計するためのデータの提供がなされるといった対応が認
139 められるところ、その限りでは、適正性を確保しようという方向性の中で協議が行われ
140 たことは確認できる。

141 第二に、NTT東日本・西日本の意見((2)(イ))によると、県間接続料を記載した非
142 指定設備約款を公表して、問合せ対応等に対して可能な限り具体的な説明を行うこと
143 で適正性を確保していくことだが、適正性及び公平性は一方の側が一方的にそ
144 の考え方を説明することでは必ずしも確保されるものではないく、~~NTT東日本・西日本~~
145 の意見は、説明さえ行えば適正性は確保されると受け止められる余地がある。また、
146 NTT東日本・西日本とソフトバンクの間の協議の合意後においても、当事者の意見を
147 踏まえると、県間接続料の適正性について十分に納得が得られているとも見えず、県
148 間接続料を毎年見直すかについても、事業者間の合意が得られた状態ではない。

149 そのため、今後、県間接続料の算定方法について総務省及び本研究会において
150 注視を継続するとともに、事業者間協議において実質的に課題があるようであれば、
151 適正性・公平性の改善に向けてルール化が必要かどうか検討していく必要がある。

152 また、県間接続料の意義に鑑みて、この関係の今後の事業者間協議については、
153 いずれか一方の当事者が求める場合は、総務省において、双方の意見を聴きつつ、
154 よくそのフォローをしていく必要がある。さらに、当事者においては、申立て等により接
155 続命令等の紛争処理手続を活用することも可能であり、こういった手續が活用される
156 場合には、総務省において適切に対応する必要がある。

157

158 第2章 NGNのインターネット接続の接続料

159 光ファイバインターネット接続サービスなどのIP通信の役務(卸電気通信役務を含
160 む。)の提供のためにNGNに**ISP等**の他事業者が接続する方式として、現状、PPPo
161 E(Point-to-Point Protocol over Ethernet)方式¹⁴とIPoE(Internet Protocol over
162 Ethernet)方式¹⁵の両者が並存している。両方式には、それぞれ異なる技術的利点等
163 がある。(図2-1参照)

164 現状では、PPPoE方式により**76**の事業者が接続しているのに対し、IPoE方式で接
165 続しているのは**6**事業者¹⁶であり、差が生じている(いずれも直接接続数)。

166 他方、インターネットトラヒックが年間1.3~1.5倍の速度で増加する中で、閑門系ル
167 ラータ(エッジルータ)の十分な能力を確保することが課題となっているが、現状ではIPo
168 E方式の閑門系ルータの増設が接続事業者の判断で自由に可能であるのに対し、P
169 PPoE方式では必ずしも接続事業者のみの判断では閑門系ルータの増設ができない
170 仕組みとなっている。¹⁷

171 本件について、本研究会では、既に第一次報告書において、PPPoE方式の閑門
172 系ルータである網終端装置の増設基準を指定設備約款記載事項とすべき等を提言し
173 たところであるが、さらに続く平成29年10月から平成30年1月までの会合において、①
174 多様な接続事業者の参入可能性の確保**及び**費用負担の適正化等の確保、②トラヒ
175 ック増加対応のための柔軟な閑門系ルータ増設の確保という**2**つの論点を設定し、関
176 係事業者・団体からヒアリングを行うとともに、議論を行った。

¹⁴ 平成20年3月のNGN商用サービス開始時から用いられている方式であって、ホームゲートウェイ等の利用者端末と、他事業者との接続用設備である網終端装置の間に、論理的なトンネル(セッション)を構築し、NGN外との通信(インターネット通信等)は他事業者の割り当てるIPアドレスにより全て当該セッションを通過し他事業者の設備との間で伝送されるが、NGN内に閉じた通信(フレッツ利用者間の光IP電話等)は、NGN用の別のIPv6アドレスの割り当てを受けて行う方式である。

¹⁵ NGNにおいてIPv6によるインターネット接続サービスを提供するための方策として、平成21年8月から用いられているもので、NTT東日本・西日本が他事業者に割り振られたIPv6アドレスを預かった上で各利用者端末に割り当てるにより、NGN外との通信も、NGN内の通信も当該IPv6アドレスにより行うことができる方式である。

¹⁶ インターネットマルチフィード株式会社、日本ネットワークイネイブラー株式会社、BBIX株式会社、ビッグローブ株式会社、株式会社朝日ネット、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(平成30年(2018)6月現在)。なお、フリービット株式会社及びアルテリア・ネットワークス株式会社が今後接続予定。

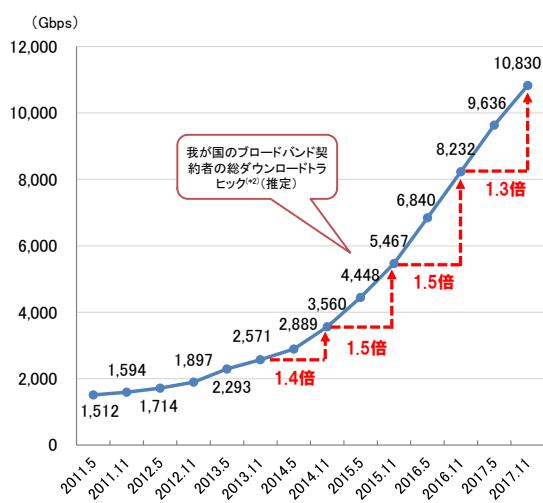
¹⁷ 例えば、平成29年4月から同年10月までの間、総務省には、インターネット速度が遅い等の苦情が約100件(固定インターネット通信全体の苦情の約6%)寄せられている。

	PPPoe方式	IPoE方式
① 構成	<p>NTT東西負担 事業者負担 セッション NTE:網終端装置 HGW:ホームゲートウェイ</p>	<p>NTT東西負担 事業者負担 GWR 中継R 収容R HGW等 NGN</p>
② 接続事業者数	・接続事業者数に制限なし(現時点で76者接続)	・接続事業者数を接続約款上16者に制限(平成24年に3者から拡大) (現在6者接続。2者追加予定) ・接続事業者から約80者 ^① のISP事業者に対し、卸提供等(間接利用)ただし、間接利用数は、接続事業者により大きく異なる
③ 接続点	都道府県ごとに設置	東京及び大阪のみ(増設予定)
④ 接続帯域・ポート	小容量あり	大容量のみ(小容量化について検討中)
⑤ 接続用設備の費用負担	NTEの接続料は、接続用インターフェース部分を除き未設定 (接続用インターフェース部分は網改造料として設定(接続事業者が負担)) NTT東日本・西日本が費用を負担	GWRについて網改造料として接続料を設定 接続事業者が負担
⑥ 接続用設備の増設	NTT東日本・西日本が増設可否を判断 (接続事業者の要請を受付け、NTT東日本・西日本の基準による) (増設基準の基本的事項は接続約款記載)	接続事業者が自由に増設することが可能
⑦ IPアドレスの付与	インターネット用IPアドレスを接続事業者が付与(NGN用はNTT東日本・西日本が付与) ・インターネット用IPアドレスを用いた通信の全てを接続事業者が管理 (接続事業者が完全なフィルタリング等を提供可能) ・NGN内の利用者との通信であってもインターネット用IPアドレスを用いた通信の全てが接続事業者経由	VNE事業者から預かったインターネット用IPアドレスをNTT東日本・西日本が付与 ・インターネット用IPアドレスを用いた通信で接続事業者の管理できないものが生じるおそれ
⑧ 納入折り返し通信	NGN利用者間の直接の通信 ^② においては、インターネット用とは別のIPアドレスが必要	NGN利用者間の直接の通信 ^② がインターネット用のIPv6アドレスと同じアドレスで可能
⑨ その他留意事項	—	接続事業者の差別の取扱い等を総務大臣が認めた場合にNTT東日本・西日本が接続拒否できる旨を接続約款に記載

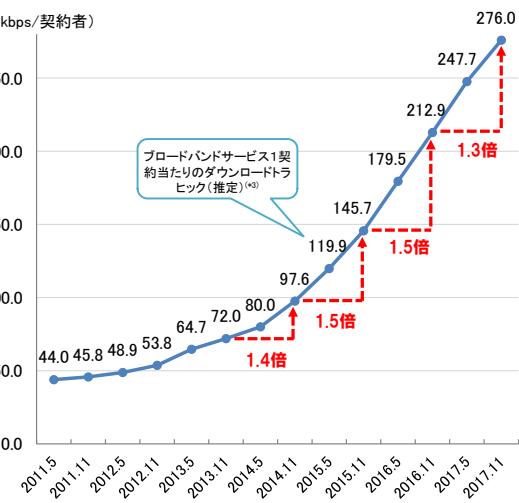
※1 公表情報による。※2 NGN利用者間の直接の通信とは、網内折り返し通信を指す。

【図2-1 現状のPPPoEとIPoE】

【プロードバンド契約者の総トラヒックの推移】



【一契約当たりのトラヒックの推移】



(*)1 FTTH, DSL, CATV, FWA

(*)2 2011年5月以前は、一部の協力ISPとプロードバンドサービス契約者との間のトラヒックに携帯電話網との間の移動通信トラヒックの一部が含まれていたが、当該トラヒックを区別することが可能となったため、2011年11月より当該トラヒックを除く形でトラヒックの集計・試算を行なうこととした。

(*)3 2011年5月以前は、携帯電話網との間の移動通信トラヒックの一部が含まれる。

(出所)総務省「我が国インターネットにおけるトラヒックの集計結果(2017年11月分)」

177

178

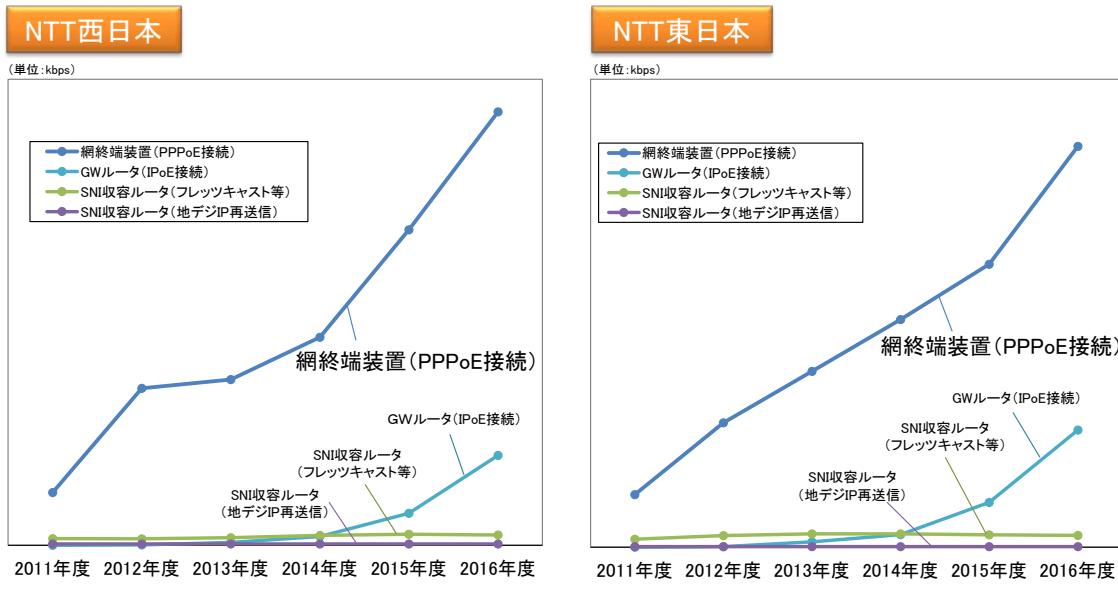
179

【図2-2 我が国のプロードバンド契約者のトラヒックの推移(平成29年11月)】

180

181

182



(出所)NTT東日本・西日本資料を基に総務省作成

183

【図2-3 関門系ルータ(エッジルータ)における実績トラヒックのトレンド】

184

1. 参入可能性の確保と費用負担の適正化(IPoE接続)

187 (1)第一次報告書以降の経過及び主な意見

188 ア 直接接続事業者の上限

189

190 IPoE方式の目下の最大の課題は、同方式による接続における制約への対処である。すなわち、同方式を用いて直接接続できる事業者数に上限(16者)があり、実際に直接接続している事業者もIPoE方式の開始後約7年を経過した現在において6者に留まっている中で、直接接続の代替策となり得るVNE事業者を介した同方式の間接的な利用¹⁸について、VNE事業者によって間接利用をしている事業者の数が大きく異なる状況も生じている。

191

192 16者の上限は、**従前**、接続約款に明記され、それを超える接続請求は**16を超過する以上であることをもって役務提供に支障が生じるとしてNTT東日本・西日本が拒否できる規定となっていた**。これについて本研究会では、①役務提供の支障の有無について個別の判断の余地を機械的に排除しており、ISP接続自体が円滑に進まない原因となり得ること、②IPoE方式がNGNのISP接続の重要な手段となりつつ

¹⁸ 主に卸電気通信役務の提供を受けることによる。

あることに鑑みると、現状において不適当であること、③そのためこれを撤廃し、17
者目以降の接続請求があった場合には、一般的な約款規定に基づき協議が行わ
れることとすることが適當であること、及び④その旨総務省からNTT東日本・西日本
に求めることが適當であることを結論付けた（「NGNのISP接続（PPPoEとIPoE）に
関する当面の方向性」（平成30年2月公表））。総務省からは、この考え方によ
りNTT東日本・西日本に③の旨の要請が行われ、その結果、平
成30年度指定設備約款変更において関係規定が改められたところである。

なお、直接接続の代替策となり得るVNE事業者を介したIPoE方式の間接的な
利用¹⁹についても、「NGNのISP接続（PPPoEとIPoE）に関する当面の方向性」の
考え方²⁰に沿う形で第二次要請によりNTT東日本・西日本に要請が行われた結果、
平成30年度指定設備約款変更において、VNE事業者が不当な差別的取扱いを行
いそれを総務大臣が認めた場合にNTT東日本・西日本がVNE事業者に対し接
続停止を行う旨の規定が削除されるとともに、他事業者がVNE事業者に卸電気通
信役務の提供又は接続を求める場合における情報開示及び回答が円滑に行われ
るための手続をVNE事業者が整備・公表しなければならない旨の規定が設けられ
た。

217

イ 接続用ポートの小容量化

219

IPoE方式のゲートウェイルータにおいて10Gbps及び100Gbpsの単位の接続用ポ
ートが用意され小容量のポートがないことが、小規模事業者等によるIPoE方式（直
接接続）への参入を困難とする一因となっている旨の指摘については、NTT東日
本・西日本において、第一次要請に基づき、接続用ポートの小容量化のための方
策の検討が行われたところである。具体的には、①既存の一部のスロットの各ポート
(各100Gbps)の容量を各々1Gbps等に変更する案及び②既存の一部のスロットの

¹⁹ 主に卸電気通信役務の提供を受けることによるが他事業者との接続による利用を含む。また、優先
パケット関係機能を用いた役務の利用を含む。

²⁰ VNE事業者による不当な差別的取扱等を禁じ、これに違反していることを総務大臣が認めた場合に接
続を停止することがあるとする当時の指定設備約款上の規定が、差別的取扱等を総務省において是正さ
せる場合、かえって円滑な接続を阻害しかねず、また、実際の接続停止が円滑な接続の確保や利
用者保護等の観点から困難と考えられるため、これを撤廃するよう、総務省からNTT東日本・西日本に
求めることが適當であるとした。また、当面は、直接接続に各種の制約があるため、VNE事業者を通じ
た間接利用の環境の整備も重要と考えられたことから、各VNE事業者において、他事業者への対応の
公平性の確保のため、他事業者がVNE事業者に役務提供を求める場合における情報開示及び回答
が円滑に行われるための手続を整備し、公表することが適當であり、その旨指定設備約款に規定される
ことが適當とした。なお、VNE事業者において、例えば、正当な理由なく他事業者に間接利用を行わ
せないなど、不当な業務運営が行われている場合は、電気通信事業法に基づく業務改善命令等の対
象になり得る。

226 一部のポート(100Gbps)に小容量対応のための接続装置を接続する案の2案を検
227 討したところ、①には全体の利用効率が低下するという課題、②には接続装置の開
228 発のため追加費用を要するという課題がある旨の説明があった。

229 加えて、NTT東日本・西日本からは、VNE事業者から小容量化すると装置の利
230 用効率が低下するとの懸念が示されているため、実現に当たっては、要望事業者
231 だけでなく、VNE事業者も交え、最適解を検討していく考え方との見解が示された。

232

233 ウ POIの増設

234

235 IPoE接続のPOIの設置場所が東京・大阪等に限定され、その増設が課題となっ
236 ているという点については、第一次要請²¹も受け、NTT東日本・西日本において、
237 地域ブロック単位のPOIを増設する方向で具体的な検討が進められていっているところであ
238 るが、平成30年度指定設備約款変更では、埼玉、千葉、神奈川、兵庫、愛知、広島
239 及び福岡に平成30年度内にPOIを設置することとする内容が盛り込まれた(千葉は
240 開設済み)。NTT東日本・西日本によると、今後、栃木・茨城、北海道、群馬・山梨、
241 宮城・山形にも順次設置されていく予定であり、その後の追加設置については、接
242 続事業者の異なる要望があれば、協議を踏まえ検討していくことである。これに
243 より、現段階では、東京・大阪以外のNGNの利用者向けにサービスを提供する場
244 合における県間設備の利用要否という点で、既存の全国規模VNE事業者にとって
245 の選択肢の幅が拡大しつつある。

246

	POI設置場所 (GWR設置場所)	カバーエリア	開設時期
NTT 東日本	東京	東日本全域／東京	開設済み
	千葉	千葉	
	埼玉	埼玉	平成30年度 予定
	神奈川	神奈川	
	栃木・茨城	栃木、茨城	
	北海道	北海道	
	群馬・山梨	群馬、山梨、新潟、長野	平成31年度 以降予定
	宮城・山形	青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島	
NTT 西日本	大阪	西日本全域／大阪、京都	開設済み
	兵庫	兵庫、滋賀、奈良、和歌山、富山、石川、福井	平成30年度 予定
	愛知	愛知、岐阜、静岡、三重	
	広島	広島、岡山、鳥取、島根、山口、愛媛、香川、徳島、高知	
	福岡	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	

247

(出所)NTT東日本・西日本資料を基に総務省作成

248

【図2-4 IPoE接続に係るPOIの設置状況(平成30年6月現在)】

²¹ IPoE接続のための接続点の追加設置を求める接続事業者からの要望について、効率的な通信の疎通のための円滑な接続を確保することを旨として、柔軟に対応すべき旨の要請が行われた(その後当該要請内容は第二次要請の中に移行している。)。

249

250 エ 関門系ルータの費用負担等

251

252 NGNからインターネット接続する形態は、NGNの利用形態としても基本的なものであり、その中で、PPPoE方式であれ、IPoE方式であれ、インターネット接続のための関門系ルータの機能の利用(間接利用を含む。)が多数の事業者により行われている現状から見ても、同機能は、通常求められるような接続形態を許容するため多くの接続事業者にとって備わっていることが必要となるような機能になっているものと考えられる。

258 したがって、PPPoE・IPoE各方式の関門系ルータの機能は、共通的に利用される基本的な接続機能として位置づけ、原則として網使用料として接続料を設定することが適当であると本研究会では議論を行った。ただし、当面の間、関門系ルータの機能の利用を接続事業者が中止した場合に当該事業者が利用していた分に相当する費用(利用中止費)を当該事業者の負担とする対応が可能となるよう、接続料制度において措置することが適当と考えられた。

264 本研究会におけるこれらの考え方へ沿う形で、総務省では、省令改正(平成30年総務省令第6号。平成30年2月26日公布、同年4月1日施行。)を行い、当該改正省令では、基本的な接続機能として関門系ルータ機能を設けるとともに、インターネット接続を可能とする電気通信役務の提供に当たって用いられる同機能については、当分の間、総務大臣の許可を受けて利用中止費を取得することができる旨の附則規定が設けられた。

270 なお、具体的な費用負担方法及び費用負担範囲等については、NTT東日本・西日本から、接続事業者(VNE)の要望に基づき新設・増設する設備であるから現状の網改造料と同じ方法とすべきとの意見があつた一方で、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会(以下「JAIPA」という。)からは、接続事業者が網改造料で費用負担する場合は費用の妥当性が接続事業者において検証できず担保されないとの意見、及びNTT東日本・西日本の利用者料金又は卸料金により費用負担がされる範囲が接続方式によって異なることの認識が利用者にないとの意見があつた。

278

279 (2)考え方

280 ア 直接接続事業者の上限

281 本研究会における検討を背景として、指定設備約款上は、16を超える接続請求

283 が行われた場合でも、直ちに拒否されることはなくなり、まずはNTT東日本・西日本
284 により検討が行われ、その結果が書面により回答される手続²²となった。しかしながら、
285 NTT東日本・西日本からは、16の上限は収容ルータの仕様上の制約であり、これを
286 拡大するためには収容ルータの更改が必要となる旨の見解が示されているところ、
287 指定設備約款上の手続に従った協議においても、現状では、そうした見解が示され
288 る状況が変わる可能性が少ないと考えられる。

289 そのため、NTT東日本・西日本においては、接続可能な事業者数の制限を緩和
290 し直接接続が円滑に行われるようにするための方法について継続的に検討を行うこ
291 とが適当であり、総務省からの第二次要請でもその旨が求められたところ、これに沿
292 った対応が行われることが適当である。また、制約の実際の緩和に当たっては、各
293 方面の関係事業者の意見を聴きつつも、既存のVNE接続事業者の合意は不要で
294 あることに留意することが適当である。

295

296 イ 接続用ポートの小容量化

297

298 技術的には可能とされる小容量化について今後必要と考えられるのは、どのような
299 コストが生じ、またそれをどのように負担するかという点に関する具体的考え方を
300 明らかにした上で、ニーズを踏まえた具体的な検討である。

301 そのため引き続き、NTT東日本・西日本においては、接続事業者・関係団体等と
302 協議を行い一つ、小容量化を実現する場合の金額・条件等の具体化に向けた検討
303 が進められるべきであり、総務省からの第二次要請でもその旨が求められたところ、
304 これに沿った対応が行われることが適当である。

305

306 ウ POIの増設

307

308 直接接続のためのPOIの設置場所の増設は、既存接続事業者にとっての効率
309 性向上だけでなく、地域における新規参入可能性の向上の観点からも重要な取組
310 である。NTT東日本・西日本においては、引き続き、さらなる増設やPOIの利用条
311 件の緩和等について、接続事業者・関係団体等からの要望も踏まえつつ、検討が
312 行われるべきである。

313

314

315

316

317

²² 指定設備約款における事前調査の手続

318 エ 関門系ルータの費用負担等

319

320 IPoE方式の関門系ルータ²³の機能について、網使用料化すると、仮に本件関門
321 系ルータ機能の利用を中止する接続事業者が現れた場合は、その事業者(利用中
322 止事業者)が利用していた分に相当する費用の負担が他の接続事業者の負担とな
323 る可能性が生じるが、これは、本件関門系ルータ機能の利用が始まったときの前提
324 からの変更となる。そのため、これに配慮して、当面の間は、現状どおり当該費用を
325 利用中止事業者の負担とする方策の是非について検討の余地がある(なお、接続
326 料制度においてそうした対応が可能となるよう措置することが適當と結論づけたとこ
327 ろであり、それを受けた制度上の措置が(1)エのとおり講じられている。)。

328 また、一般に、今後もやむを得ず網改造料等²⁴の形式で設定する金額・接続条件
329 が存在する場合には、その内容について、総務省の第一次要請や関係団体等の
330 要望も踏まえつつ、実績値の例を示すなどの透明化の措置が引き続き講じられる
331 べきであり、また要望に応じて協議が行われることが適當である。なお、トラヒック増
332 の対応等のため、引き続き接続事業者の要望に応じたポート等の増設を可能とする
333 前提は維持することが適當である。

334

335 **2. 関門系ルータの増強の円滑化(PPPoE接続)**

336 (1)第一次報告書以降の経過及び主な意見

337 PPPoE方式の目下の最大の課題は、網終端装置の能力確保が十分進まないこと
338 が一因となり、トラヒックの急増に対してネットワーク側において十分な対応をすること
339 が困難な状況にあることである。

340 これについて、NTT東日本・西日本からは、①ISPが費用を負担しつつISPの判断
341 により自由に網終端装置を増設できるメニューを新設する旨、及び②当該メニューを
342 用いた増設をした場合に同一ISP内での品質差別化も可能とする措置を検討する旨
343 の表明があったところであり、詳細な提供条件等についてJAIPA等との協議が行われ
344 るとともに、所要の指定設備約款変更の認可申請も行われる(平成29年12月22日情

²³ NTT東日本・西日本によれば、IPoE方式の関門系ルータはハードウェアとしては各POIごとに冗長化対応のものを含め2台が設置されており、今後は3台目以降の設置もあり得ることである。

²⁴ NTT東日本・西日本によれば、IPoE方式の直接接続には、現状で、ゲートウェイルータ(関門系ルータ)の網改造料のほか、アドレス/ユーザ管理機能及び収容ルータの2種類の網改造料の負担を要するとともに、全フレッツユーザがIPoEを利用可能なIPアドレスのレンジ、開通サーバ及びDNSサーバの準備・設定が必要であり、冗長構成のため2箇所のビルで接続できるような準備が必要となる。

345 報通信行政・郵政行政審議会諮問、平成30年3月23日認可)など、トラヒック増対応の
346 面では改善に向けた当面の取組が当時進められたものと評価できる²⁵。

347 その一方で、JAIPAからは、NTT東日本・西日本の負担による増設の基準について
348 ても、セッション数によるものからトラヒック量によるものに変更する等の見直しを行う方
349 向での継続協議を要望する旨の意見があった。

350 これについては、NGNは利用者がISP事業者を介してインターネット等を利用する
351 ために用いられるネットワークであることを踏まえると、現在NTT東日本・西日本の負
352 担で行われている増設についても、円滑なインターネット接続が可能となるように行わ
353 れる必要があり、そのための増設の基準をNTT東日本・西日本において設定し、明示
354 すべきであると考えられた。

355 また、増設基準はトラヒック実態等に合わせて継続的に見直されることが適当であり、
356 現状ではブロードバンドサービス1契約当たりのトラヒックが増加していることから、NT
357 T東日本・西日本においては、基準の緩和に向けて、他事業者・団体から寄せられる
358 意見・要望を十分参考にしながら取組を進めることが適当と考えられた。

359 これらの本研究会の考え方沿う形で、総務省においては、改正省令等により、関
360 門系ルータの増設の要望に応じないことがある場合における増設基準の基本的事項
361 を指定設備約款記載事項とした。そして、改正省令等の公布と同日に行われた総務
362 省からNTT東日本・西日本に対する第二次要請において、当該基本的事項を円滑
363 なインターネット接続を可能とする見地から定めるよう要請するとともに、同事項がその
364 認可の後速やかに適切に実施されるよう、インターネット接続のトラヒックが増加してい
365 ることを考慮し、接続事業者・関係団体の意見・要望を十分参考にしながら、既存網終
366 端装置増設メニュー²⁶によるトラヒック増加への対応の方法について検討し、適切な対
367 処を行うよう要請がなされた。

368 これを受けて、NTT東日本・西日本による平成30年度指定設備約款変更では、網
369 終端装置について、NTT東日本・西日本が増設基準を円滑なインターネット接続を
370 可能とする見地から定め、接続事業者向けホームページで開示する旨が規定されると
371 ともに、実際の増設基準についても平成30年6月1日に緩和(基準セッション数の一
372 20%引き下げ)が行われ、それについて同月15日にはNTT東日本・西日本から接続
373 事業者に対し説明会による説明も行われたところである。

²⁵ ただし、同審議会の答申(平成30年3月23日情郵審第12号)においては、新設されたメニューから他の現行メニューへの移行、増設申込みから利用開始までの期間の短縮化等についても課題がある旨指摘があり、今後のフォローアップが必要と考えられる。

²⁶ 網終端装置増設のための接続メニューのうち、平成29年12月22日諮問第3099号により情報通信行政・郵政行政審議会に諮問され、平成30年3月23日情郵審第12号により認可された指定設備約款の変更で新設されたメニュー以外のもの(NTT東日本・西日本が大部分の費用を負担するもの)をいう。

(赤字は緩和後)

		NTT東日本			NTT西日本		
提供メニュー (主なもの)		中型NTE	以前増設基準を緩和した メニュー	大型NTE	中型NTE	大型NTE (IF増設メニュー)	
①	IF帯域	1Gbps					2Gbps
②	増設基準 セッション数 (概数)	8,000  6,300	5,000  4,000	2,000  1,600	6,000  4,800	5,000  4,000	8,000  6,400
③	(参考) ①を②で 除した値 (概数)	130kbps  160kbps	200kbps  250kbps	500kbps  625kbps	170kbps  210kbps	200kbps  250kbps	250kbps  310kbps

(出所)NTT東日本・西日本資料を基に総務省作成

374

375 【図2-5 増設基準の緩和の主な内容】

376

377 なお、この緩和に向けた協議に当たっては、JAIPAから、NTT東日本・西日本に対
378 し、背景・経緯を十分に認識した上でトラヒックベースへの増設基準への変更に真摯
379 に対応することや、改めた増設基準でも輻輳が発生する場合はあらためて基準の見
380 直しを実施すること等の要望が行われていた²⁷。これに対し、NTT東日本・西日本に
381 おいては、「フレッツ光(コラボ光を含む。)サービスに係るコスト回収単位を基本的にト
382 ラヒック単位ではなくユーザ単位としていること等を踏まえ」増設基準の単位をセッショ
383 ナン数のままとした上で、「今後も、PPPoE方式・IPoE方式各々の動向等を含むインターネ
384 ット接続全体の状況を踏まえ、網終端装置を流れるISP事業者様毎のインターネット
385 トラヒックの状況や、今回の基準見直しに伴うISP事業者様からの増設申込状況等
386 の個別状況を確認した上で、引き続き、当社と接続する全ISP事業者様との協議を行
387 い、そのご意見を参考にして、更なる見直しの必要性について検討していく考え」との
388 見解が接続事業者に対する周知により示された。

389

390 (2)考え方

391 ア トラヒック需要に応じた設備の増強

392

393 円滑なサービス提供に必要な設備の増強は、合理的に対応されるべきであり、N
394 TT東日本・西日本においては、引き続き、接続事業者・関係団体の意見・要望を十
395 分考慮しながら、実際の通信量の状況等も確認しつつ、適時適切に基準を見直し

²⁷ 「NGN網終端装置の増設基準について(要望)」(平成30年4月11日 JAIPA報道発表)

<https://www.jaipa.or.jp/topics/2018/04/ngn.php>

396 改善していくことが適当であり、総務省においては、これについて継続的にフォロー
397 アップを行うことが適当である。また、こういった当事者間の十分な意思疎通の中で
398 円滑に増設がなされることが望ましいが、仮に合理的な理由によらず、トラヒック需要
399 に応じた円滑な設備増強が実現しない場合には、当事者の申立て等による接続命
400 令のスキーム等を用いる紛争処理の手続もあるので、こういった手続が活用される
401 場合には、総務省で適切に対応する必要がある。

402 ただ、円滑なサービス提供を確保するため、各電気通信事業者は、トラヒック需要
403 の増加など利用者ニーズの状況に応じた設備増強に努めていくべきであり、サービ
404 ス提供条件もそれに応じて見直しを進めていく必要がある。

405

406 イ 利用者への説明等の適切性確保在り方について

407

408 JAIPAからは、利用者に速度等品質の低下を説明する際に一方的に接続事業
409 者側に原因があるかのような説明は避けるべき旨の意見もあった。これについては、
410 NTT東日本・西日本及び接続事業者の双方において、電気通信事業法(昭和59
411 年法律第86号)第27条(苦情等処理義務)等の規定も踏まえつつ、利用者等からの
412 問合せへの対応について、各自の説明で互いに齟齬を来すことがないよう、協調し
413 ていく必要があり、その具体的な対応の在り方については、NTT東日本・西日本と
414 AIPA等との間で協議されることが適当である。

415

416 第3章 加入光ファイバの接続料の算定方法

417 1. 加入光ファイバの耐用年数

418 (1)第一次報告書以降の経過

419 第一種指定電気通信設備たる加入光ファイバの耐用年数(この場合は経済的耐用
420 年数)は、減価償却費の算出を通じて接続料水準に影響を与える会計上の要素であ
421 るが、本研究会の第一次報告書では、現行の経済的耐用年数の推計方法(「7つの関
422 数²⁸」等)について、NTT東日本・西日本からその妥当性について十分説明がなされ
423 ているとは言えない旨を指摘し、耐用年数の推計方法の検討及び見直しに向けた対
424 応の早期実施について、更に本研究会においてNTT側より聴取し、検討を行うことと
425 したところである。

426 また、第一次報告書に関する意見募集に寄せられた意見に対する考え方において
427 は、「財務会計の適正化の観点からも接続会計の適正化の観点からも、減価償却を厳
428 正に捉える上で、経済的耐用年数が採られている中では、耐用年数を設備の利用実
429 態を適正に反映させるよう、適時適切に見直していく必要があり、これに早急に着手し
430 ていく必要がある」と示したところである。

431 その後、本研究会では、第9回会合(平成29年11月29日)において、NTT東日本・
432 西日本に対して推計方法の検証・検討に必要なデータ等の開示を要請するとともに、
433 続く第10回会合(同年12月22日)においてNTT東日本・西日本から説明を聴取し、検
434 討を行った。

435 さらに、第11回会合(平成30年1月23日)及び第12回会合(同年4月24日)でも関連
436 の議論、検証を行ってきた。

437

438 (2)主な意見

439 NTT東日本・西日本からは、**第10回会合において**次の考え方が表明された(①及
440 び②は第一次報告書に向けた検討の場(第4回会合)でも表明されている内容であ
441 る。)。

442 ① 耐用年数の見直しは財務会計の適正化の観点から行うものであり接続料の低
443 廉化を目的として実施するものではない。

²⁸ 指数関数、ゴンペルツ曲線、ロジスティック曲線、正規分布、指数分布、ワイブル分布、対数正規分布

444 ② 現時点において、光ファイバケーブルの耐用年数は、直ちに見直しが必要な状
445 況には至っていないと認識しているが、今後とも、固定資産データに基づく推計
446 結果を取りまとめ、光ファイバケーブルに関する市場環境や陳腐化リスク、使用実
447 態等の変化を踏まえた検証等を行った上で、当社が必要と判断した場合に、適
448 時適切に見直しを実施する考え。

449 ③ 平成27年度(2015)末の固定資産データに基づく推計結果等を構成員に提供
450 するとともに、平成28年度(2016)末の固定資産データに基づく推計結果等につ
451 いても、現在、収集・集計・分析を進めており、別途提供する予定。²⁹

452 ④ なお、耐用年数の検証は、次の手順で行うこととなり、おおむね1年程度の時間
453 を要する。

454 i. 年度末決算の確定後、NTTグループにおける光ファイバケーブルの固定資
455 産データを収集・集計・分析し撤去率の推移に基づく耐用年数の推計を実
456 施。

457 (平成30年度第1四半期～第2四半期)

458 ii. 「材質・構造・用途・使用上の環境」、「技術の革新」、「経済的事情の変化に
459 よる陳腐化の危険の程度」の観点から、最新の市場動向を踏まえ、今後の陳
460 腐化リスクの変動要素等を同時に検討し、今後用いる耐用年数の算定にあ
461 たって採用すべき関数等を検討(撤去法による推計の場合)した上で、耐用
462 年数見直しの要否や、見直しを行う場合に何年とするか等を判断。

463 (平成30年度第3四半期～第4四半期)

464 iii. 耐用年数の変更を行う場合は、その妥当性について、NTT東日本・西日本
465 で検討した内容を監査法人に提示・協議し、了承を取得。

466 (平成30年度第4四半期～)

467

468 なお、これに対しソフトバンクからは、コア網とアクセス網は同じスケジュール感で議
469 論すべきであり、少なくとも、耐用年数の議論についてはNGN関連の議論と同じく、
470 平成29年度内に方向性を出すことが必要との意見があった。また、KDDIからは、検
471 討のスケジュール感を明確にすることが必要との意見があったところである。

472

473 (3)考え方

474 NTT東日本・西日本から提供された平成27年度(2015)末及び平成28年度(2016)末
475 のデータに基づく推計結果等によると、「7つの関数」の中には決定係数が相対的に
476 低い推計結果となっているものもあり、現行の経済的耐用年数が「7つの関数」の関数

²⁹ 第12回会合(平成30年4月24日)において提供済み。

477 を用いた推計結果の範囲内に収まっていること等から「直ちに耐用年数の見直しが必
478 要な状況に至っていない」とのNTT東日本・西日本の主張(第一次報告書第5章参照)
479 は説得力が十分でないと言わざるを得ない。そのため、NTT東日本・西日本において、
480 できる限り早く、上記(2)で表明されている検証作業を行うことが必要と考えられるもの
481 であり、本研究会でも、平成30年度(2018)の半ば頃までの早い時期にNTT側から当
482 該検証作業の状況について聴取し検討することとする。

483

484 また、ソフトバンクの意見これに関しては、既に第一次報告書でも触れたように、現
485 行の耐用年数が採られてから既に10年近くが経過しようとしていることに鑑み、NTT
486 東日本・西日本は、経済的耐用年数の適正な推計方法について更に十分検討を行
487 い、設備の使用実態に合わせて、耐用年数の見直しに向けて早期に対応する必要が
488 あると考えられた。特にこの見直しに向けた検証については、数か月内に開始し、平
489 成30年内又は平成31年早期には結論を出していくことが適當と考えられるものであり、
490 またそうしなければ、実態に照らして信頼のおける耐用年数が使われているかについて
491 疑念が生じることになりかねないのではないか。

492 この点、NTT東日本・西日本からは、第10回会合の場で、前回耐用年数の見直し
493 を実施した平成20年度より10年近くが経過し撤去法による耐用年数の推計結果にお
494 いて変化が見られたこと、FTTH³⁰サービスを巡る環境もこの間に変化があると考え
495 れることを挙げ、耐用年数の検証と見直しの検討を平成30年度から集中的に行う旨が
496 述べられたところである。り、その後の構成員からの質問に対しては、平成29年度
497 (2017)末時点のデータの検証作業の進捗状況については、平成30年9月～10月頃に
498 報告できるよう、準備を進めていく考え方との回答もあったところである。

499 本研究会では、こうした問題意識の上に立ち、このNTT東日本・西日本の取組に
500 ついて、十全かつ早期の実施を促し、そのためのフォローアップを行っていくこととす
501 る。

502

503 **2. レートベースの厳正な把握**

504 (1)第一次報告書以降の経過

505 報酬額の算定に係るレートベースから未利用芯線を除くというソフトバンクからの提
506 案については、第一次報告書において、電気通信役務の提供に供される加入光ファ
507 イバ及びメタル回線はケーブル単位で提供されるものであり、また、そのケーブルの中
508 の未利用芯線が利用者や接続事業者からの申込みがあった際に提供するものとなっ

³⁰ Fiber To The Home

509 ている場合にはそれら全ての未利用芯線を直ちにレートベースから除くべきと考えること
510 は現時点において困難とした上で、レートベースから除くことが適當と考えられる、利
511 用見込みのない電気通信事業固定資産を明確に同定する具体的な提案は現時点で
512 はないので、これがなされた場合に、本研究会において再度検討することとした。

513 その後、~~また、併せて、要望により、第10回会合(平成29年12月22日)再会合~~において、ソフトバンクから、光ファイバケーブルの投資等の合理性の観点を接続料算定
514 に導入するためのより具体的な提案(光ファイバケーブルの未利用芯線をレートベー
515 スから除く提案)があつたのでこれを~~について~~聴取し、検討を行つた。とともに、第11
516 回会合(平成30年1月23日)及び第12回会合(同年4月24日)でも関連の議論、検証を
517 実施した。

519

520 (2) 主な意見

521 ソフトバンクの今回の提案は次のとおりであった。~~からは、次のとおり提案があつた。~~

522 ① 託送料金の算定に当たり総括原価方式を採用している電力事業では、将来原
523 価の考えに基づいて算定された申請料金を、真に不可欠な設備であるか、著しく
524 低い稼働率となっていないか等の観点から審査しており、真に不可欠な設備と認め
525 られない不使用設備等に係る減価償却費等については、営業費用及び報酬
526 等への算入を認めないこととする取扱いが行われている。例えば、送電設備が設
527 計値を下回る電圧で利用(送電)されている場合に、報酬等の算定に当たって実
528 利用に適した設備量に置き換えレートベースに計上することとされている。

529 ② 加入光ファイバについても、算定期間における需要が敷設ケーブルより低容量
530 の設備でも十分賄える場合、現設備と下位設備に係る金額の差額相当をレート
531 ベースから減額すべきである(一方で、営業費用(設備コスト)は全額算入)。

532 ③ まずは、光ファイバケーブルの利用実態を把握することが必要であり、次のデータの開示が必要。

- 534 i . 必要となる予備芯線数の考え方
- 535 ii . 地下・架空ケーブルの種別
- 536 iii . ケーブル種別毎利用実態
- 537 iv . ケーブル利用率の過去推移

538

539 これに対し、NTT東日本・西日本からは、未利用芯線の一部をレートベースから除
540 外する提案は、次の3点から採り得ないものと考えるとの見解が示された。

541 ① 設備構築事業者の投資・事業展開のインセンティブを損なうおそれがある
542 ・自らリスクを負って設備構築している当社の投資インセンティブが削がれる。

543 ・「自ら造る」よりも「NTT東西から借りる」方が有利になるため、電力系通信事業
544 者等の設備構築事業者における投資インセンティブが減退するとともに、設備
545 構築事業者と設備利用事業者との間の競争に歪みが生じる。

546 ・その結果、我が国のブロードバンドの普及拡大とICT利活用の促進に向けて、
547 自ら投資リスクを負い、気概を持って設備構築を進め、世界最高水準の光ブロ
548 ワードバンド基盤を整備してきた、当社を含む設備構築事業者の努力をないがし
549 ろにしかねない。

550 ② 送電設備とFTTH設備では、置かれている環境が異なる

551 ・FTTHサービス市場を含むブロードバンドサービス市場は、電力系通信事業
552 者等の設備構築事業者が自ら設備を構築して事業展開していることに加え、
553 新たな技術を用いた代替サービスも次々に出現する等、競争的な市場となっ
554 ている。このような環境下で当社のFTTH設備が構築・運用されている一方で、
555 送電設備は各エリアの電力会社によって、一元的に構築・運用され、技術・手
556 段が安定している点で、両設備が置かれている環境は異なる。

557 ・さらに、電力市場は省エネの進展により需要が頭打ち傾向となっているのに対
558 し、FTTH市場は、光コラボレーションモデルの普及拡大、4G・5GやWi-Fi
559 の基地局回線の拡大等により、更なる需要拡大が見込まれており、両市場の
560 状況は異なる。

561 ③ 当社の光ファイバの設備投資は効率的かつ合理的

562 ・当社は光ファイバ設備の構築にあたり、短期的な需要だけでなく、将来の需要
563 拡大も見込んだ上で、全体として低廉なコストとなるよう、また、当社及び接続
564 事業者のお客様に迅速かつ円滑なサービス提供ができるよう、効率的・合理的
565 な設備投資を実施。

566 ・具体的には、特に地下ケーブルについて、以下のような点に配意。

567 －新たな需要が発生する都度、繰り返し、新たにケーブルを敷設することは不
568 経済(ケーブル大小による物品価格差に比べ、管路の掘り返し・再埋設に伴
569 う施工費用は遥かに高額)

570 －必要最小限の設備構築に止めていた場合、

571 お客様から短納期でのサービス提供を求められる中、設備の不足により回
572 線の開通に時間を要すること、

573 接続事業者から迅速なサービス展開が求められる中、設備の増設が必要に
574 なり、接続事業者のサービス開始までに期間を要すること

575 ・また、故障発生時には不良となった芯線を新しい芯線に迅速に切り替える必
576 要があるため、予備芯線の確保が必要。

577 578 また、NTT東日本・西日本からは、ソフトバンクが開示を要望した数値のうち、ケー

579 ブル利用率の過去推移として局出し区間における光の芯線利用率の推移の提供があ
580 ったが、ケーブル種別毎利用実態については、収容ビルからの局出し区間における
581 地下ケーブル全体での芯線利用率のみ把握しているところ、それ以外の芯線利用率
582 を網羅的に把握することは、多大な調査稼動を要するため困難だが、特定の収容ビ
583 ルにおけるサンプル調査の実施等については今後検討する考えとの見解が示された。
584

585 (3)考え方

586 上記意見を踏まえつつ、能率的な経営のもとでの適正原価・適正利潤という接続料
587 算定の考え方によると、確かに、光ファイバ設備を含む事業用資産の保有は、現
588 用・予備を含め、事業につき真に必要なものとすることが合理的であり、またレートベ
589 ースの算定に用いる正味固定資産価額も事業全体の真実かつ有効な資産のものに
590 限定されることが適切と考えられるところ、そのため、こうした観点から、本研究会及び
591 総務省においても、NTT東日本・西日本からデータの開示及び説明を受けるなどして、状況を継続的に注視していく必要があると考えられる。そのため、まずは、実情把
593 握を開始することとし、加入光ファイバの稼働率の現状等についてより詳細な調査を行
594 うことが適当である。

595
596 なお、関連して、情報通信審議会「加入光ファイバに係る接続制度の在り方につい
597 て」答申(平成27年9月14日)では、次のとおり考え方方が示されているところ、当該答申
598 に沿えば、平成31年度が加入光ファイバに係る接続制度に関する見直しの検討時期
599 に当たるので、こうした見直しの中でも本課題を取り上げていく必要があると考えられ
600 る。

601 加入光ファイバに係る接続制度の在り方については、今回の諮問事項への対応
としては、上記6. 2のとおり、NTT東西自身が加入光ファイバに係る接続料の低廉化に
向けた取組を実施し、総務省がその取組の実施状況を注視することが当面の措置
としては適切と考えるが、総務省において、先般成立した改正電気通信事業法^{※1}の3年後
の見直しと併せて、接続料の低廉化の状況、光配線区画に関する取組の状況、「サービス卸」も含むFTTH市場全体の競争の状況などを評価し、諸外国の事例^{※2}も参考としつつ、改めて見直しの検討を行うことが適当である。

その際、特に、接続料の算定方法の在り方については、未利用芯線に係る費用、電柱・土木設備の施設保全費等、共通経費の費用負担の在り方も含め、3年後の見直しの中で検討を行うことが適当である。

※1 電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成27年法律第26号)

**附 則
(検討)**

第九条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

※2 例えば、欧州では、市場支配力を有する通信事業者は、卸売アクセスに係る料金について、コストベースの算定が原則とされている。一方、我が国のサービス卸に相当するような光卸売アクセスに係る料金については、「インプットの同等性」(通信事業者が、他事業者と自社小売部門とに対し、同条件で、同一の設備及び手続を用いて同期間、サービスや情報の提供を行うこと)が確保されている場合には、コストベースによる算定の代替措置として、加盟国規制機関による「経済的複製可能性テスト」(市場支配力を有する通信事業者が提供するサービスの料金水準が、他事業者にも複製可能なものとなっているかという観点から行う検証)の実施が勧告の中で求められている。

上記勧告を踏まえ、例えば、英国では、BT(British Telecom)が提供する光卸売アクセス(VULA:Virtual Unbundled Local Access)について、公平性・透明性を確保する観点から、「公平かつ合理的な料金・条件でのサービス提供義務」、「インプットの同等性義務」、「料金・提供条件の事前通知義務」及び「料金・提供条件の公表義務」等が課されているほか、適正性を確保する観点から、経済的複製可能性テストの具体的な手法として、いわゆるVULAマージン規制が導入されており、BTに対して、自社の小売料金と卸売料金との間に最低限のマージンが確保されるよう卸売料金を設定することを義務付け、併せて、卸売料金の適正性検証に必要なデータを通信庁(OFCOM)に提出することを義務付けている。

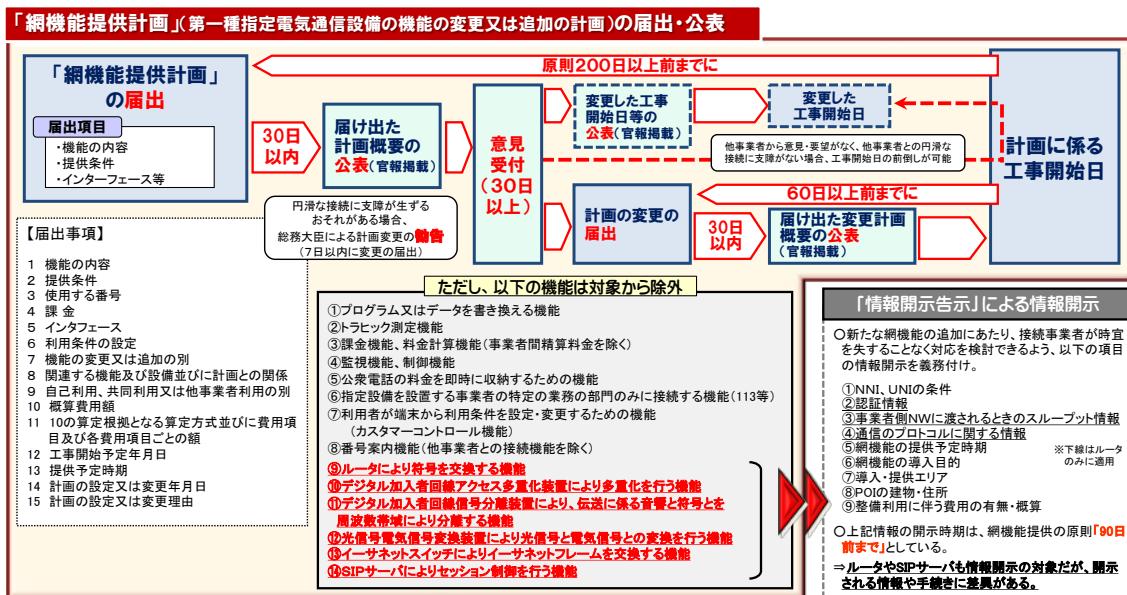
603 第4章 「網機能提供計画」制度の見直し

604 (1) 現状

605 網機能提供計画の制度は、第一種指定電気通信設備により接続を前提としないネットワーク構築等がなされると他事業者との接続を行う際に網改造のため多大の時間・費用を要することなどから円滑な接続が妨げられるおそれがあるとともに、接続を前提とする場合でも他事業者の意見が反映されないときには円滑な接続が妨げられるおそれがあることから、平成9年法律第97号(平成9年11月17日施行)による電気通信事業法改正で設けられたものである³¹。

611 本制度の対象からルータ等が除外されたのは、「装置の開発のペースも速く、網機能の追加・変更が頻繁にあると考えられ、又、装置自体、接続を前提として開発されたものが殆どであることから、今までのところ網機能の提供に関して問題となつたこともない」(情報通信審議会「IT時代の接続ルールの在り方について」第2次答申(平成13年7月19日))という考え方によるものであり、また、その後も、「ルータ等(SIPサーバを含む)は接続を前提として開発されたものが殆どであることから、現時点では、網機能提供計画の対象とすることまでは必要ない」(情報通信審議会「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」答申(平成20年3月27日))との考え方も示されてきたところである。

620



621

622 【図表4-1 現行の「網機能提供計画」等の制度の内容】

³¹ 電気通信審議会「接続の基本的ルールの在り方について」答申(平成8年12月19日)参照

623

624 (2)考え方

625 しかしながら、**本報告書第2章(NGNのインターネット接続の接続料)**の内容を踏ま
626 えると、IPoE方式の閑門系ルータに直接接続することができる事業者がごく少数に限
627 定されるなど、ルータ等であっても他事業者との円滑な接続が必ずしも実現されない
628 場合もあったと考えられるところである。

629 また、情報通信審議会「『固定電話網の円滑な移行の在り方』一次答申～移行後の
630 IP網のあるべき姿～」(平成29年3月28日)では、「IP-IP接続への円滑な移行に向けて、今後、ルータ、SIPサーバ等の設備に様々な改造等が加えられることが想定さ
631 れるが、この場合、他の事業者においても仕様の変更、新たな機能を使用することの
632 検討及び接続のために必要な機器の開発を行ったりする必要があり、接続約款(**指定**
633 **設備約款**)が定まってからこの作業に着手すると、実際に接続を実現するまでに相当
634 の期間を要し、円滑な接続を図る上で適当でない。」との考え方も示されたところであ
635 る。

636 したがって、他事業者との円滑な接続に十分な配慮が行われることを法的に担保す
637 る観点から、今後はルータ等の網機能に係る情報提供を情報開示告示ではなく網機
638 能提供計画の制度に基づき行うことにより、**指定設備約款**変更の申請とは別途、機能
639 の追加又は変更の計画の段階で、他事業者からの意見を受け付けるとともに、総務省
640 が必要に応じ計画内容について勧告を行う手段を確保することが必要ではないかと考
641 えられる。

642 ただし、その際、「ルータ、SIPサーバ等の設備の機能のうち、どのような機能の変
643 更又は追加に関する計画を対象にするか、また、総務大臣への届出の期限をどのように
644 設定するかについては、総務省において十分に制度の柔軟性についても配意して
645 検討することが適当である。」(「『固定電話網の円滑な移行の在り方』一次答申」の意
646 見募集で提出された意見に対する情報通信審議会の考え方5-18(平成29年3月28
647 日))との考え方も踏まえ、公表のために「官報掲載」を必須とし、また届出期限を工事
648 開始の原則「200日前」とするなどの同制度の運用ルール(電気通信事業法施行規則
649 第24条～第24条の4等)については、インターネットの普及及び開発ペースの速いル
650 タ等によるネットワーク構築という実態に合わせて、合理化等の余地がないか検討
651 の必要があると考えられる。

652 具体的な対象範囲や運用方法については、事務局から叩き台の提案があり、それ
653 についてオブザーバーである事業者からの意見を得て議論を行ったところ、今後、総
654 務省において、その内容を十分参考にしつつ、具体的な省令等の立案作業を進める
655 ことが適当である(これまでの議論内容は附録のとおり。第13回会合(平成30年6月29
656 日)の結果も踏まえて更新予定。)。

658 なお、**関連して**、今後のネットワーク構築等については、NGNのインターネット接続
659 の接続料に関する検討の中で、2020年東京オリンピックも見据え、急増するインター
660 ネットトラヒックへの対応等の観点から、地方でのICT利活用等も考慮に入れたネットワ
661 クの構築の在り方等を関係者で幅広く議論すべき旨の意見や、NTT東日本・西日
662 本から今後のネットワークの在り方が早期に示されるべきとの意見等があった。これに
663 ついて、広範な議論が早期に行われることを期待するとともに、接続料・接続条件を巡
664 る議論においても、こうした課題の解決に寄与することを考慮していくことが適当と考え
665 られる。

666 第5章 継続検討事項

667 1. 接続機能の廃止等に伴う周知制度の整備(電気通信事業法改正対応)

668 ネットワークのIP網への移行に対応するための電気通信事業法の改正を含む「電
669 気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律」
670 が平成30年5月10日に成立し、同月23日に公布された(平成30年法律第24号)。

671 本改正は、情報通信審議会答申³²を踏まえ、接続事業者及びその利用者の利益を
672 確保するため、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する
673 事業者が、これら設備のアンバンドル機能を休廃止しようとする場合には、あらかじめ、
674 当該機能を利用する接続事業者に対して、その旨を周知しなければならないこととする
675 制度を整備する内容を含むものである。

676 今後、施行³³に向けて、周知の方法について定める総務省令の内容等を検討する
677 必要があり、本研究会においても、必要に応じ、検討を行うこととする。

678 なお、現段階では、検討に当たっては、①休廃止される機能を利用している接続事
679 業者が代替策への移行等の必要な対応を円滑に行えることを確保するという観点、及
680 び②周知状況や接続事業者の対応状況を確認できる仕組みとするという観点が重要
681 ではないかと考えられる。

682

683 2. フォローアップ事項

684 本研究会では、これまで接続制度を巡る多岐にわたる課題を取り上げ、検討を行い、
685 又はフォローアップを実施してきた。その結果、わずか1年強の間に、改正省令等の
686 制度の整備が行われ、第二次要請など総務省における一連の行政上の措置が講じら
687 れて指定設備約款の変更等において反映され、かつ、指定設備約款の規制の対象
688 外である県間接続料さえも事業者間合意及び低廉化が実現するなど、NGN等にお
689 ける円滑な接続の確保に向けた環境の整備が大幅に進捗したと考えられる。このような
690 成果を上げることができたのは、本研究会において、事業者及び事業者団体から意
691 見を開陳する公の場が設定され、それら意見について異なる立場の事業者等からの
692 反論を可能とし、さらに有識者による検討が加えられるという過程を繰り返し実施して
693 きたからであると考えられる。

694 行政におけるこのようなオープンで継続的な検討過程は、本研究会が取り上げてきた
695 課題への継続的な取組を確保し、また新たな課題が生じたときの迅速な対応を可能

³² 情報通信審議会『『固定電話網の円滑な移行の在り方』一次答申～移行後のIP網のあるべき姿～』
(平成29年3月28日) 5. 2. 2(2) (P. 27~28)

³³ 施行日は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

696 とするという観点から、今後も実施されるべきものであると考えられ、本研究会もそのた
697 めに引き続き活用されることが期待される。

698 本研究会としては、現段階において、少なくとも次の事項について、本年8月以降
699 のフォローアップが必要であると考える。

700

701 (1) NGNの県間通信用設備の扱い(第1章)

702 (2) NGNのコストドライバ³⁴

703 (3) NGNのインターネット接続の接続料(第2章)

704 (4) 加入光ファイバの耐用年数(第3章1.)

705 (5) レートベースの厳正な把握(第3章2.)

706

707

³⁴ NTT東日本・西日本が平成31年度接続料においてコストドライバを見直す場合(第10回会合(平成29年12月22日)資料10-2参照)

708 附録 「網機能提供計画」制度の見直しに係る議論内容

709 1. 運用方法に関する事務局案(叩き台)

710

711 (1)公表方法について

712

713 官報掲載については、一般的に信頼性の高い公表方法であり、公表の行為の有無
714 等を着実に確認できるという意味でも確実な公表手段であると考えられるが、制度創
715 設当時と異なり現在は法定の公表であってもインターネットの利用により行われること
716 が一般的となり特段の問題も顕在化していない(※)ことから、原則としてインターネット
717 の利用により即時に行うとするルールに変更することが適当ではないか。(ただし、公
718 表が着実に行われたことを確認できるようにするため、例えば、総務省への届出事項
719 に公表URL等を追加する等の措置を講じることが考えられる。)

720 ※例:認可接続約款等の公表(電気通信事業法施行規則第23条の8)

721

722 (2)届出期限について

723

724 工事開始の「200日前」という網機能提供計画の届出期限については、「網機能の
725 詳細仕様等がある程度固まる時期及び網機能提供計画の公表を受けて関係者が検
726 討に要する期間を考慮すると、(略)網改造着手の遅くとも半年前までに、当該詳細な
727 情報を網機能提供計画に記載する必要がある。」(電気通信審議会「接続の基本的
728 ルールの在り方について」答申(平成8年12月19日))との公表時期に係る考え方に基
729 づいて定められたものであるが、これについては、サービス開始を迅速に行うことによる影響
730 が出るとの懸念にも配慮して、他事業者からの要望・意見がなく、円滑な接続に支
731 障が生ずるおそれがない場合は、工事開始日を前倒し(変更)できる旨の規定が設け
732 られているところである。

733 一方で、情報開示告示ではルータ等の網機能等についてその提供開始の90日前
734 までに開示すべき旨が規定されているところであり、これは「接続事業者の接続申込
735 みから接続開始までに要する期間を踏まえた合理的なもの」として定められたとの経
736 緯がある。

737 これらを踏まえ、届出期限については、原則を「90日前」とする(変更届出は原則30
738 日前とする)ことが適当ではないか。ただし、他事業者からの要望・意見も十分考慮し
739 て円滑な接続に支障が生ずるおそれがあると総務省が認めてその旨を理由と併せて
740 通知・公表した場合は、届出日から「200日」までの範囲内で、工事開始日の後ろ倒し
741 をしなければならないものとすることが適当ではないか。

742

(3)意見受付方法について

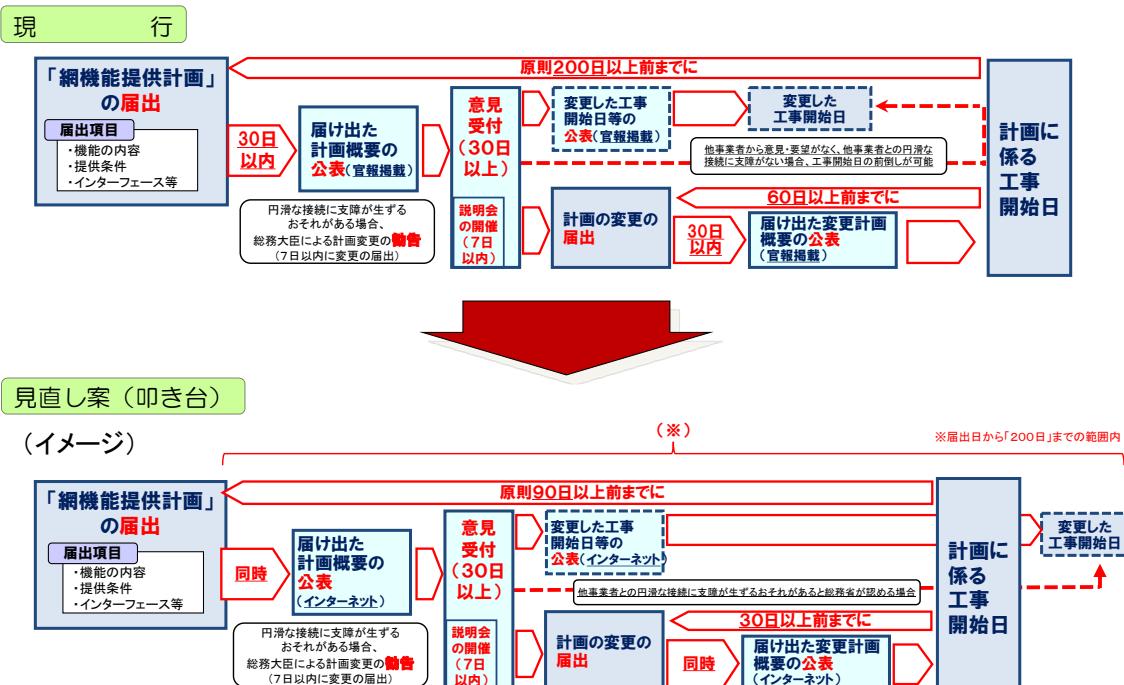
744

745 本制度では、総務大臣は、届け出られた網機能提供計画の実施により他事業者の電気通信設備と第一種指定電気通信設備の円滑な接続に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、届出をした事業者(NTT東日本又は西日本)に計画を変更すべきことを勧告することができるが、総務省においては勧告の要否の検討に当たって他事業者の意見を勘案する必要があると考えられる((2)の後ろ倒し要否の判断に当たつても同様と考えられる。)。

751 これについて、円滑な接続の確保に向けて制度運用の一層の改善を図るため、届出をした事業者(NTT東日本又は西日本)は、意見の受付状況(意見が提出された場合はその内容及びそれに対する同事業者の考え方)を総務省に提供し、総務省はその内容を十分考慮するものとする運用ルールを設けることが例えれば考えられるのではないか。

756 なお、他事業者が別途総務省に対して直接意見を提出することは、現在でも当然可能と考えられるところであり、総務省は、自らに直接意見の提出があった場合には、それも十分考慮する旨表明することが適切ではないか。

759



760

【図表 「網機能提供計画」制度の運用方法見直し案(叩き台)】

761

763

764 **2. 構成員からの主な意見**

765

766 • ルータ等についても必要性が高まつければ網機能提供計画の制度において情
767 報提供することが求められる。具体的な対象、方法等については、接続事業者の
768 意見も聴きつつ、議論していくべき。

769 • ルータ等は制度創設時の主な設備であった交換機等と異なり基本は既製品である
770 という状況を踏まえつつ、接続事業者に示すべき情報の種類や情報提供の時
771 期について、事務局提案どおり、ニーズに応じ適切に見直しを行っていくべき。
772 • 直接接続できる者が限定される状況は競争環境として望ましくないという観点か
773 ら事前の監視がしっかりできる仕組みとすべき。

774

775 **3. オブザーバーからの意見の概要**

776

777 ①総論

778 【KDDI】

779 • 情報通信審議会「『固定電話網の円滑な移行の在り方』一次答申～移行後のI
780 P網のあるべき姿～」(平成29年3月28日)でまとめられた方向性で検討を進め
781 ていくべき。

782 【ソフトバンク】

783 • 今後、IP-IP接続の実現を控えており、また、商用開始から10年経過したNG
784 Nの設備更改(または新たなNGNの構築)等も想定されることから、SIPサーバ
785 やルータを追加することは必須。

786 【NGN IPoE協議会】

787 • インターネット上での新しい接続機能のタイムリな提供による接続事業者間の
788 サービス競争や、その競争によるイノベーション創出を阻害することが無いよう
789 十分に配慮するべきであり、接続を前提として開発されているルータ等につい
790 て「網機能提供計画」制度に基づき、NTT東西が開発着手する事前に全ての
791 場合において届出を実施するかどうかについては、慎重に議論をするべき。

792 【NTT東日本・西日本】

793 • 工事(開発)着手前に網機能提供計画の届出を行うことになったとしても、届出
794 時に付すことができる制約・条件等は、動作検証前の時点で判明している事項
795 に止まるのであって、動作検証後に判明した事項については、事後的に制約・
796 条件等を追加せざるを得なくなる場合があることに留意する必要。

- 797 ・他事業者との円滑な接続に十分配慮することを法的に担保する観点からルータ等を届出対象に追加するのであれば、参入可能性が制約される等、他事業者との円滑な接続に支障が生じる場合に届出対象を限定することで、サービス提供事業者の競争力が損なわれることがないよう対応することが必要。

801
802 ②対象範囲

803 【NTT東日本・西日本】

- 804 ・他事業者との接続に新たな制約が生じない場合又は既存の制約が他事業者にとって不利なものとならない場合には、円滑な接続を阻害することにはなりえないものと考えられることから、これまでどおり届出対象外とし、工事(開発)終了後となる場合を含め、提供開始の90日前までに情報開示すれば足りるとしていただきたい。

805 【KDDI】

- 806 ・接続事業者と直接接続を行うGW設備以外の設備についても「網機能提供計画」の届出対象とすべき。

807 【ソフトバンク】

- 808 ・NTT東西殿の自己使用の機能についても利用部門との同等性を確保できるよう対象とすべき。

809 【NGN IPoE協議会】

- 810 ・NGNを構成する全てのルータ等を一律に届出対象とせず、ルータ等が提供する機能や開発内容によっては「届出対象としない」あるいは「届出期限を90日前までよりも短くする」などの例外の設定を検討するべき。例外対象としては、例えば性能向上を目的としたルータの置き換えが考えられる。

811
812 ③届出期間

813 【NTT東日本・西日本】

- 814 ・届出後に他事業者から寄せられる意見を取り入れるかどうかについては、工事(開発)着手時期の大幅な後ろ倒しや追加的な工事(開発)コストの発生により、当社のみならず、エンドユーザや他事業者に大きな影響が及ぶこと等も勘案しつつ、最終的には、費用負担の在り方も含め、当社にて慎重に判断する考え。
- 815 ・ルータ、SIPサーバ等は、技術革新の進展等により装置の陳腐化が早いことから、実際の装置利用期間をできるだけ長く確保できるようにするためにも、届出期間は極力短期間にすべき。
- 816 ・意見受付期間(30日間)に他事業者から意見・要望がない等、他事業者との円滑な接続に支障がないと他事業者が判断していると考えられる場合は、これまでと同様、工事(開発)着手時期の前倒しを可能としていただきたい。

- 833 ・意見受付期間(30日間)に他事業者から意見・要望が寄せられた場合において、総務省が円滑な接続に支障が生ずるおそれがあると判断したときは、工事(開発)着手時期を最大200日まで後ろ倒しすることがありうるとされていることについて、当初予定していた時期に新サービスが提供できなくなることで、サービス提供事業者の競争力が損なわれることがないよう、総務省において、寄せられた意見・要望だけに依拠することなく、慎重に判断いただきたい。

839 【KDDI】

- 840 ・仮に届出期限を「90日以上前」に短縮するのであれば、届出後の接続事業者の意見を確実に反映させ、工事日変更等の柔軟な運用が担保される必要がある。(例えば、意見受付の結果、接続事業者側のシステム改修が必要な場合や試験要望等があった場合は、工事開始日の延長や試験環境の準備等)

844 【NGN IPoE協議会】

- 845 ・公表方法について官報掲載からインターネット利用に変更すること、届出期限について工事開始の「200日前」から「90日前」に変更することについては賛同。
- 846 ・NTT東西が届出した後に「他事業者からの要望・意見も十分考慮して円滑な接続に支障が生ずるおそれがあると総務省が認めてその旨を理由と併せて通知・公表した場合は、届出から「200日」までの範囲内で、工事開始日の後ろ倒しをしなければならないものとする」ことについても、新しい接続機能の提供開始日を後ろ倒しさせることにより市場競争を阻害することが無いように、総務省が計画変更を指示する期限の明確化や、総務省におけるその判断基準を、慎重に議論し、明確化しておくべき。

854 ④その他

855 【KDDI】

- 857 ・接続事業者が、公表された内容を速やかに認識できるよう、総務省への届出事項に公表URL等を追加する等の措置に加え、メール等により、接続事業者に周知することもあわせて行うことが必要。また、接続事業者への説明会についても必要。
- 858 ・接続事業者側のシステム改修等の期間が考慮されず、NTT東西と接続事業者との協議・調整が整わない等の場合は円滑な接続が妨げられることから、NTT東西は、接続事業者から受け付けた意見を総務省に提供し、総務省はその内容を十分考慮するものとする運用ルールを設けること、及び、接続事業者が直接総務省に意見を提出した場合にそれも十分考慮することに賛同。

資 料 編

目 次

「接続料の算定に関する研究会」構成員及びオブザーバー.....	37
「接続料の算定に関する研究会」開催状況	38
「接続料の算定に関する研究会」開催要綱	40
NTT東日本・西日本に対する要請	
第一種指定電気通信設備との接続に関し講ずべき措置について【第一次要請】 (平成29年9月8日総基料第162号)	42
第一種指定電気通信設備との接続に関し講ずべき措置について(インターネット 接続関連事項)【第二次要請】 (平成30年2月26日総基料第33号)	46
コロケーション条件等の改善について (平成29年9月8日総基料第162号)	50
接続料・接続条件等についての説明会の開催等について(要請) (平成30年3月23日総基料第64号)	60
平成30年度の接続料の新設及び改定等に関して講ずべき措置について(要請) (平成30年5月25日総基料第109号)	62
接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針(平成30年2月)	63
接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針(平成30年1月)	66
東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の接続約款の変更の認可申請 の概要(抜粋)(平成30年度の接続料の新設及び改定等)＜補正申請反映＞	67

「接続料の算定に関する研究会」 構成員及びオブザーバー

(平成 30 年 6 月 29 日現在、敬称略)

【構成員】

座長　　辻　正次　(大阪大学名誉教授・神戸国際大学経済学部教授)

座長代理　相田　仁　(東京大学大学院工学系研究科教授)

池田　千鶴　(神戸大学大学院法学研究科教授)

酒井　善則　(東京工業大学名誉教授・津田塾大学総合政策学部客員教授)

佐藤　治正　(甲南大学マネジメント創造学部教授)

関口　博正　(神奈川大学経営学部教授)

【オブザーバー】

東日本電信電話株式会社

西日本電信電話株式会社

KDDI 株式会社

ソフトバンク株式会社

一般社団法人テレコムサービス協会

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

NGN　IPOE 協議会

「接続料の算定に関する研究会」開催状況

日程	開催内容
第1回 平成 29 年 3月 27 日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ○検討の背景及び接続料算定等の現状について ○次世代ネットワーク(NGN)等の接続ルールに関する意見募集及び再意見募集の結果の概要並びに関係事業者・団体ヒアリングの進め方について ○関係事業者・団体ヒアリング① <ul style="list-style-type: none"> (1)コロケーションルール及びその代替措置について (2)接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)について ○今後の進め方について
第2回 4月 12 日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ○関係事業者・団体ヒアリング② <ul style="list-style-type: none"> (1)接続料の算定方法(NGN)について(NGNのオープン化／帯域換算係数／網終端装置の増設基準／GWルータの接続用ポートの小容量化／POIの増設 等) (2)NGNの県間伝送路のルールについて
第3回 4月 26 日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ○関係事業者・団体ヒアリング③ <ul style="list-style-type: none"> (1)第2回研究会を踏まえた追加意見等について (2)NGNの優先パケットの扱いについて
第4回 5月 19 日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○関係事業者・団体ヒアリング④ <ul style="list-style-type: none"> (1)第3回研究会を踏まえた追加意見等について (2)接続料の算定方法について(加入光ファイバの耐用年数／報酬額の算定方法 等) ○論点整理① <ul style="list-style-type: none"> (1)コロケーションルール及びその代替措置について (2)接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)について (3)NGNの優先パケットの扱いについて
第5回 6月 6日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○論点整理② <ul style="list-style-type: none"> (1)NGNの接続料の算定方法について(費用配賦、NGNとの新しい形態の接続、ゲートウェイルータの接続用ポートの小容量化、網終端装置の増設基準、POIの増設) (2)NGNの県間伝送路のルールについて (3)加入光ファイバの接続料の算定方法について(加入光ファイバの耐用年数、分岐端末回線の課題) (4)その他接続料の算定方法について(報酬額の算定方法、接続料の設定の考え方) (5)コロケーションルール及びその代替措置について<論点整理①からの追加分>
第6回 6月 29 日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ○「接続料の算定に関する研究会」第一次報告書(案)について ○今後の検討スケジュール(案)について

第7回 9月4日(月)	○「接続料の算定に関する研究会」第一次報告書とりまとめ
第8回 10月27日(金)	○電気通信事業法施行規則等の改正案等について(報告) ○第一次報告書等を踏まえたフォローアップ (1)コロケーション条件の改善について (2)NGNのISP接続(PPPoEとIPoE)について
第9回 11月29日(水)	○関係ガイドライン等の整備 (1)「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」案について (2)「接続等に關し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」案について ○第8回会合を踏まえた今後の方向性等 (1)NGNのISP接続(PPPoEとIPoE)当面の方向性(案)について (2)網改造料等の透明化について (3)コロケーション「6ヶ月前ルール」の見直しについて ○第一次報告書等を踏まえたフォローアップ ·NGNのネットワーク管理方針について
第10回 12月22日(金)	○NGNのコストドライバについて ○光ファイバの取扱い(耐用年数等)について ○IPoE接続について ○県間通信用設備について
第11回 平成30年 1月23日(火)	○IPoE接続について ○県間通信用設備について ○光ファイバケーブルに関する取扱いについて (1)事業用資産に関する取扱いについて(未利用芯線等) (2)経済的耐用年数について
第12回 4月24日(火)	○開催要綱の改定について ○前回会合以降の関係する取組について(総務省からの要請、平成30年度接続料申請等の内容) ○前回会合のフォローアップについて(県間通信用設備、光ファイバ耐用年数等) ○「網機能提供計画」制度の見直しに係る論点について
第13回 6月29日(金)	○「網機能提供計画」制度の見直しについて ○電気通信事業法改正について ○接続料と利用者料金の関係の検証について ○第二次報告書(案)について

「接続料の算定に関する研究会」開催要綱

(平成 30 年6月最終改定)

1. 目 的

電気通信ネットワークの IP 化が進展する中、我が国の基幹的な通信網においても、IP 網が基軸となってきている。その中で、IP 網同士の接続条件等、電気通信事業における競争基盤となる接続を巡る諸論点について議論、検証が必要となってきている。これを踏まえ、多様なサービスが公正な競争環境の中で円滑に提供されるよう、接続料の算定方法等について検討を行う、「接続料の算定に関する研究会」を開催する。

2. 名 称

本研究会は、「接続料の算定に関する研究会」と称する。

3. 検討項目

本研究会は、次の事項について検討する。

- (1) 接続料の算定方法
- (2) N G N の優先パケットの扱い
- (3) N G N の県間伝送路のルール
- (4) コロケーションルール及びその代替措置
- (5) 接続料と利用者料金との関係の検証（スタックテスト）
- (6) その他

4. 構成及び運営

- (1) 本研究会は、総合通信基盤局長の研究会として開催する。
- (2) 本研究会の構成員及びオブザーバーは、別紙のとおりとする。
- (3) 本研究会には座長及び座長代理を置く。
- (4) 座長は、構成員の互選により定め、座長代理は、座長が指名する。
- (5) 座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは座長に代わって本研究会を招集し、主宰する。
- (6) 本研究会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者から意見を聴取することができる。
- (7) その他、本研究会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5. 議事の公開

- (1) 本研究会の議事及び使用した資料については、次の場合を除き、公開する。
 - ① 公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害する恐れがあると座長が認める場合
 - ② その他、非公開とすることが必要と座長が認める場合
- (2) 本研究会終了後、速やかに議事概要を作成し、公開する。

6. 開催日程

本研究会は、平成 29 年 3 月から開催し、同年夏頃までに取りまとめを行う。

7. 庶 務

本研究会の庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課が行う。

(別紙)

「接続料の算定に関する研究会」構成員及びオブザーバー

(五十音順、敬称略)

【構成員】

相田 仁 (東京大学大学院工学系研究科教授)

池田 千鶴 (神戸大学大学院法学研究科教授)

酒井 善則 (東京工業大学名誉教授・津田塾大学総合政策学部客員教授)

佐藤 治正 (甲南大学マネジメント創造学部教授)

関口 博正 (神奈川大学経営学部教授)

辻 正次 (大阪大学名誉教授・神戸国際大学経済学部教授)

【オブザーバー】

東日本電信電話株式会社

西日本電信電話株式会社

KDDI株式会社

ソフトバンク株式会社

一般社団法人テレコムサービス協会

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

NGN I P o E協議会

総基料第162号
平成29年9月8日

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 山村 雅之 殿

総務省総合通信基盤局長
渡辺 克也

率的な通信の疎通のために円滑な接続を確保することを旨として、柔軟に対応することとし、寄せられた要望の内容及び当該要望への具体的な対応について平成29年12月末及び平成30年12月末までに報告されたい。

3 いわゆる網改造料等の一層の透明化

第一種指定電気通信設備接続料規則（平成12年郵政省令第64号）第4条の表に掲げる各機能により接続するに当たって支払う必要が想定される接続料（1の金額を除く。）であつて、網改造料等、あらかじめ具体額を見通すことが難しい算定方法により設定されている項目について、その見込み額に関する情報の提供のため、実績値の例を示す等、一層の透明化を図るために方策について検討し、検討の結果講じることとした措置を平成29年12月末までに報告するとともに、その内容を公表されたい。

標記について、情報通信行政・郵政行政審議会答申（平成28年11月18日）、情報通信審議会答申「[固定電話網の円滑な移行の在り方]」一次答申～移行後のIP網のあるべき姿～」（平成29年3月28日）及び情報通信行政・郵政行政審議会答申（平成29年4月14日）での要請等を受け、円滑な接続の確保について検討したところ、多様なサービスが公正な競争環境の中で円滑に提供されるという観点から、更に改善等が必要と考えられる点があるため、貴社において、下記の措置を講じられたい。
なお、各措置の進捗状況（検討又は実施の状況）について、平成29年10月末までに報告されたい。

記

- 1 県間通信用設備との接続に関する金額の適正性・公平性・透明性の確保
 - 1 第一種指定電気通信設備との接続に際し、接続点と第一種指定電気通信設備との間で通信が経由する電気通信設備（第一種指定電気通信設備を除く。）との接続に接続事業者から取得する金額について、その適正性・公平性・透明性を確保するための方策について検討し、措置を講じた上で、その講じた措置について平成29年12月末までに報告し、その内容を公表されたい。
 - 2 接続点の増設の要望への対応

IPoE接続のための接続点の追加設置を求める接続事業者からの要望について、効

接続事業者からの要望を聽取した上で、接続料にゲートウェイルータの接続用ポートに係る小容量化した料金メニュー（例えば、「1Mbps」や「1Gbps」といったメニュー）を設けることとし、その具体的な方策について検討し、その検討内容について平成29年12月末までに報告及び公表されたい。

4 ゲートウェイルータの接続用ポートの小容量化

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の管理部門が適切なネットワーク管理を行うために取得した接続事業者の優先パケットの利用に関する情報を、接続の業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供することは、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）において禁止（第30条第3項第1号）されているところ、貴社の管理部門と利用部門との間で情報遮断が必要であることに留意し、本件情報管理のために講じる措置を平成29年12月末までに報告されたい。

6 利用者解約後の分岐端末回線に係る費用負担
貴社の加入光ファイバの分岐端末回線に接続事業者が接続する場合について、利用者のサービス解約に係る対利用者対応の実務の現状等について調査し、当該解約後の分岐端末回線に係る費用負担の在り方にについて、接続事業者の要望を聴取した上で検討し、措置を講じた上で、その講じた措置について平成29年12月末までに報告し、その内容を公表されたい。

7 債却費の低減分を全て分岐端末回線の接続料に平均的に反映

加入光ファイバの分岐端末回線の耐用年数経過後の費用の接続料算定における扱いについては、その償却済み比率を全体の算定に反映させる考え方を基本とし、その具体的な算定の方法について検討し、その検討結果を踏まえて、次期の接続料再計算に合わせて接続料改定の認可申請をされたい。

8 報酬額の算定方法の見直し（資本構成比の算定に当たって、繰延税金資産は自己資本から圧縮）

接続料の報酬額の算定において、貴社では、自己資本比率と他人資本比率の算出について、レートベースに含まれない流動資産等に相当する分を自己資本又は他人資本に相当する値において圧縮する取扱いをしているが、その中で、現在、レートベースの構成資産が他人資本又は自己資本のいずれによって調達されたのかを正確に把握することは期待しがたいため、一律に「有利子負債以外の負債」から全て圧縮する算定方法が採られているが、これでは、「繰延税金資産」についても、「有利子負債以外の負債」から圧縮されてしまうことになる。上記取扱いを行う場合でも、「繰延税金資産」については、税効果会計の適用により「繰延税金資産」を計上することによって、自己資本比率が上昇することになるから、「繰延税金資産」は自己資本から圧縮することができ、現行採用されている方法を見直す必要があるため、必要な見直しを行い、次期の接続料再計算に合わせて接続料改定の認可申請をされたい。

9 接続事業者関係団体に対する情報提供

接続事業者に対する情報提供については、貴社において自主的な改善が行われたところであるが、貴社と接続事業者の間の交渉力及び情報量の格差に鑑み、接続事業者に対する周知内容は、そうした情報提供を望む接続事業者関係団体にも同時期に情報提供するなど、これまで以上に接続事業者関係団体において十分な情報に基づき議論及び対応が行われるよう配慮されたい。

以上

総基料第162号
平成29年9月8日

西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 村尾 和俊 殿

率的な通信の疎通のために円滑な接続を確保することを旨として、柔軟に対応することとし、寄せられた要望の内容及び当該要望への具体的な対応について平成29年12月末及び平成30年12月末までに報告されたい。

3 いわゆる網改造料等の一層の透明化

第一種指定電気通信設備接続料規則（平成12年郵政省令第64号）第4条の表に掲げる各機能により接続するに当たって支払う必要が想定される接続料（1の金額を除く。）であつて、網改造料等、あらかじめ具体額を見通すことが難しい算定方法により設定されている項目について、その見込み額に関する情報の提供のため、実績値の例を示す等、一層の透明化を図るために方策について検討し、検討の結果講じることとした措置を平成29年12月末までに報告するとともに、その内容を公表されたい。

標記について、情報通信行政・郵政行政審議会答申（平成28年11月18日）、情報通信審議会答申「[固定電話網の円滑な移行の在り方]」一次答申～移行後のIP網のあるべき姿～」（平成29年3月28日）及び情報通信行政・郵政行政審議会答申（平成29年4月14日）での要請を受け、円滑な接続の確保について検討したところ、多様なサービスが公正な競争環境の中で円滑に提供されるという観点から、更に改善等が必要と考えられる点があるため、貴社において、下記の措置を講じられたい。
なお、各措置の進捗状況（検討又は実施の状況）について、平成29年10月末までに報告されたい。

記

- 1 県間通信用設備との接続に関する金額の適正性・公平性・透明性の確保
 - 1 第一種指定電気通信設備との接続に際し、接続点と第一種指定電気通信設備との間で通信が経由する電気通信設備（第一種指定電気通信設備を除く。）との接続に接続事業者から取得する金額について、その適正性・公平性・透明性を確保するための方策について検討し、措置を講じた上で、その講じた措置について平成29年12月末までに報告し、その内容を公表されたい。
 - 2 接続点の増設の要望への対応

IPoE接続のための接続点の追加設置を求める接続事業者からの要望について、効

接続事業者からの要望を聽取した上で、接続料にゲートウェイルータの接続用ポートに係る小容量化した料金メニュー（例えば、「1Mbps」や「1Gbps」といったメニュー）を設けることとし、その具体的な方策について検討し、その検討内容について平成29年12月末までに報告及び公表されたい。

4 ゲートウェイルータの接続用ポートの小容量化

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の管理部門が適切なネットワーク管理を行うために取得した接続事業者の優先パケットの利用に関する情報を、接続の業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供することは、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）において禁止（第30条第3項第1号）されているところ、貴社の管理部門と利用部門との間で情報遮断が必要であることに留意し、本件情報管理のために講じる措置を平成29年12月末までに報告されたい。

6 利用者解約後の分岐端末回線に係る費用負担
貴社の加入光ファイバの分岐端末回線に接続事業者が接続する場合について、利用者のサービス解約に係る対利用者対応の実務の現状等について調査し、当該解約後の分岐端末回線に係る費用負担の在り方にについて、接続事業者の要望を聴取した上で検討し、措置を講じた上で、その講じた措置について平成29年12月末までに報告し、その内容を公表されたい。

7 債却費の低減分を全て分岐端末回線の接続料に平均的に反映

加入光ファイバの分岐端末回線の耐用年数経過後の費用の接続料算定における扱いについては、その償却済み比率を全体の算定に反映させる考え方を基本とし、その具体的な算定の方法について検討し、その検討結果を踏まえて、次期の接続料再計算に合わせて接続料改定の認可申請をされたい。

8 報酬額の算定方法の見直し（資本構成比の算定に当たって、繰延税金資産は自己資本から圧縮）

接続料の報酬額の算定において、貴社では、自己資本比率と他人資本比率の算出について、レートベースに含まれない流動資産等に相当する分を自己資本又は他人資本に相当する値において圧縮する取扱いをしているが、その中で、現在、レートベースの構成資産が他人資本又は自己資本のいずれによって調達されたのかを正確に把握することは期待しがたいため、一律に「有利子負債以外の負債」から全て圧縮する算定方法が採られているが、これでは、「繰延税金資産」についても、「有利子負債以外の負債」から圧縮されてしまうことになる。上記取扱いを行う場合でも、「繰延税金資産」については、税効果会計の適用により「繰延税金資産」を計上することによって、自己資本比率が上昇することになるから、「繰延税金資産」は自己資本から圧縮することができ、現行採用されている方法を見直す必要があるため、必要な見直しを行い、次期の接続料再計算に合わせて接続料改定の認可申請をされたい。

9 接続事業者関係団体に対する情報提供

接続事業者に対する情報提供については、貴社において自主的な改善が行われたところであるが、貴社と接続事業者の間の交渉力及び情報量の格差に鑑み、接続事業者に対する周知内容は、そうした情報提供を望む接続事業者関係団体にも同時期に情報提供するなど、これまで以上に接続事業者関係団体において十分な情報に基づき議論及び対応が行われるよう配慮されたい。

以上

総 基 料 第 3 3 号
平成30年2月26日

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 山村 雅之 殿

総務省総合通信基盤局長
渡辺 克也

- (2) ①により定められた内容がその認可の後速やかに適切に実施されるよう、インターネット接続のトラヒックが増加していることを考慮し、接続事業者・関係団体の意見・要望を十分参考にしながら、既存網終端装置増設メニューによるトラヒック増加への対応の方法について検討し、適切な対処を行うこと。検討の状況については、平成30年4月末までに報告すること。

(2) IPoE接続における公正な競争条件の確保

- ① IPoE接続（直接接続に限る。以下同じ。）を行っている接続事業者（以下「VNE事業者」という。）の数が一定数に達する場合を一律に接続請求の拒否事由とする接続約款の規定を撤廃するとともに、接続請求に対する対応は協議に応じることとするよう、改正対応約款変更において措置を講じること。
- ② 上記のほか、IPoE接続を行うことができる電気通信事業者の数に係る技術的・経済的な制約を実際に緩和しIPoE接続が円滑に行われるようにするための方法について、継続的に検討を行い、改善を図ること。
- ③ IPoE接続のための閑門系ルータ（ゲートウェイルータ）の接続用ポートの小容量について、接続事業者・関係団体と協議を行いつつ、金額・条件等の具体化に向けた検討を進め、その実現を図ること。
- ④ IPoE接続のための接続点の追加設置を求める接続事業者からの要望について、効率的な通信の疎通のために円滑な接続を確保することを目指して、柔軟に対応すること。（貴社宛て「第一種指定電気通信設備の接続に関する調査」（平成29年9月8日総基料第162号）の記2は、廃止する。）
- ⑤ 上記②から④までの検討又は対応の状況並びにVNE事業者ならうとする者の数を、平成30年6月末までに報告し、その後は毎年12月末までに報告すること。
- ⑥ 改正対応約款変更により、接続約款において、
(ア) 不当な取引条件の設定の禁止及び不当な差別的取扱いの禁止についてVNE事業者が違反していることを総務大臣が認めた場合に接続を停止することがある旨の規定を撤廃し、これに代えて、
(イ) 他事業者がVNE事業者に卸電気通信役務の提供又は接続を求める場合における情報開示及び回答が円滑に行われるための手続をVNE事業者が整備し公表すべき旨の規定を新設すること。

第一種指定電気通信設備との接続に際し講ずべき措置について

(インターネット接続開通事項)
(平成29年9月8日総基料第162号開通)

- 1 標記について、改正省令等※の案の諮問に対する情報通信行政・郵政行政審議会答申（平成29年12月22日情種審第32号）における指摘を踏まえ、円滑な接続の確保について検討したところ、公正な競争環境の中で多様なサービスの円滑な提供に向けて、改正省令等の制定に際し、更に改善等が必要と考えられる点があるため、貴社において、次の措置を講じられたい。

※ 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成30年総務省令第6号）、平成30年総務省告示第68号（電気通信事業法第33条第1項及び電気通信事業法施行規則第23条の2第1項の規定に基づき電気通信設備を指定する件の一部を改正する件）及び平成30年総務省告示第69号（電気通信事業法施行規則第23条の4第3項の規定に基づく情報の開示に関する件の一部を改正する件）をいつ。

- (1) トラヒック増加に対応するための網終端装置への記載及びその適切な実施
(増設基準の基本的事項の接続約款への記載及びその適切な実施)

- ① 改正省令等による改正後の省令等の規定に適合させるための接続約款（電気通信事業法第33条第2項の認可を受けた接続約款をいつ。以下同じ。）の変更（以下「改正対応約款変更」という。）において、改正後の電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第23条の4第2項第1号の3の規定に基づき、既存網終端装置増設メニュー（網終端装置増設のための接続メニューのうち、平成29年12月22日総務省告示第309号により情報通信行政・郵政行政審議会に諮問された接続約款の変更案で新設されているメニュー以外のもの（貴社が大部分の費用を負担するものをいつ。以下同じ。）の増設に係る基準又は条件の基本的事項を、円滑なインターネット接続を可能とする見地から定めること。（既存網終端装置増設メニューによる其他事業者からの網終端装置の増設の要望に応じないことがある場合。②においても同じ。）

2 貴社宛て「DSL（デジタル加入者回線）の普及促進及びMDF（主配線盤）等における接続について」（平成12年7月31日郵電技第3011号）及び「平成26年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定について（要請）」（平成26年3月31日総基料第60号）は、廃止する。
ただし、貴社の電気通信設備との接続によりDSLサービスの提供が行われる間は、そのサービスの利用者からサービス提供の申込みがあつてから接続によりDSLサービスの提供が開始されるまでの標準的な工事期間を7営業日以内とする取組みは、引き続き実施されたい。

3 貴社宛て「加入光ファイバに係る接続制度の在り方に關して講ずべき措置について（要請）」（平成27年9月18日総基料第176号）の記2（1）及び（4）③に關しては、今後は、次の事項について適切な措置を講じることとされたい。

（1）既存の光配線区画の見直し等について

貴社による既存の光配線区画の見直しの実施状況について総務省において注視する必要があるため、毎年度9月末及び3月末の状況について、翌年度6月末までに総務省に報告すること。なお、接続事業者向け光配線区画の新設及び「エンターメニュー」の導入についても、引き続き取り組むこと。

（2）光配線区画が事後的に分割・縮小される課題への対応について

光配線区画の分割・縮小が接続事業者の収容率や加入光ファイバの利用効率に大きな影響を与えるものであることに鑑み、その合理的な運用を確保する観点から、光配線区画の分割・縮小の状況や貴社による平成27年9月18日総基料第176号の記2（4）①及び②の措置の実施状況について総務省において注視する必要があるため、分割・縮小を行った光配線区画の状況について、毎年度9月末及び3月末の状況について翌年度6月末までに総務省に報告すること。

4 接続事業者・関係団体等の事情により本要請に沿うことが難しい状況に至った場合には、本要請の趣旨の実現のため、あらかじめ、総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課に報告及び相談し、その結果に応じて対応されたい。

以上

総 基 料 第 3 3 号
平成30年2月26日

西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 村尾 和俊 殿

総務省総合通信基盤局長
渡辺 克也

- (2) ①により定められた内容がその認可の後速やかに適切に実施されるよう、インターネット接続のトラヒックが増加していることを考慮し、接続事業者・関係団体の意見・要望を十分参考にしながら、既存網終端装置増設メニューによるトラヒック増加への対応の方法について検討し、適切な対処を行うこと。検討の状況については、平成30年4月末までに報告すること。

(2) IPoE接続における公正な競争条件の確保

- ① IPoE接続（直接接続に限る。以下同じ。）を行っている接続事業者（以下「VNE事業者」という。）の数が一定数に達する場合を一律に接続請求の拒否事由とする接続約款の規定を撤廃するとともに、接続請求に対するまでは協議に応じることとするよう、改正対応約款変更において措置を講じること。
- ② 上記のほか、IPoE接続を行うことができる電気通信事業者の数に係る技術的・経済的な制約を実際に緩和しIPoE接続が円滑に行われるようにするための方法について、継続的に検討を行い、改善を図ること。
- ③ IPoE接続のための閑門系ルータ（ゲートウェイルータ）の接続用ポートの小容量について、接続事業者・関係団体と協議を行いつつ、金額・条件等の具体化に向けた検討を進め、その実現を図ること。
- ④ IPoE接続のための接続点の追加設置を求める接続事業者からの要望について、効率的な通信の疎通のために円滑な接続を確保することを目指して、柔軟に対応すること。（貴社宛て「第一種指定電気通信設備の接続に関する調査」について）
(平成29年9月8日総基料第162号)の記2は、廃止する。)
- ⑤ 上記②から④までの検討又は対応の状況並びにVNE事業者ならうとする者の数を、平成30年6月末までに報告し、その後は当面の間、毎年12月末までに報告すること。
- ⑥ 改正対応約款変更により、接続約款において、
(ア) 不当な取引条件の設定の禁止及び不当な差別的取扱いの禁止についてVNE事業者が違反していることを総務大臣が認めた場合に接続を停止することがある旨の規定を撤廃し、これに代えて、
(イ) 他事業者がVNE事業者に卸電気通信役務の提供又は接続を求める場合における情報開示及び回答が円滑に行われるための手続をVNE事業者が整備し公表すべき旨の規定を新設すること。

第一種指定電気通信設備との接続に話し譲ずべき措置について

(インターネット接続開通事項)
(平成29年9月8日総基料第162号開通)

- 1 標記について、改正省令等※の案の諮問に対する情報通信行政・郵政行政審議会答申(平成29年12月22日情種審第32号)における指摘を踏まえ、円滑な接続の確保について検討したところ、公正な競争環境の中で多様なサービスの円滑な提供に向けて、改正省令等の制定に際し、更に改善等が必要と考えられる点があるため、貴社において、次の措置を講じられたい。

※ 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令(平成30年総務省令第6号)、平成30年総務省告示第68号(電気通信事業法第33条第1項及び電気通信事業法施行規則第23条の2第1項の規定に基づき電気通信設備を指定する件の一部を改正する件)及び平成30年総務省告示第69号(電気通信事業法施行規則第23条の4第3項の規定に基づく情報の開示に関する件の一部を改正する件)をいつ。

- (1) トラヒック増加に対応するための網終端装置への記載及びその適切な実施
(増設基準の基本的事項の接続約款への記載及びその適切な実施)

- ① 改正省令等による改正後の省令等の規定に適合させるための接続約款(電気通信事業法第33条第2項の認可を受けた接続約款をいつ。以下同じ。)の変更(以下「改正対応約款変更」という。)において、改正後の電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第23条の4第2項第1号の3の規定に基づき、既存網終端装置増設メニュー(網終端装置増設のための接続メニューのうち、平成29年12月22日諮問第3099号により情報通信行政・郵政行政審議会に諮問された接続約款の変更案で新設されようとしているメニュー以外のもの(貴社が大部分の費用を負担するもの)をいつ。以下同じ。)の増設に係る基準又は条件の基本的事項を、円滑なインターネット接続を可能とする見地から定めること。(既存網終端装置増設メニューによる其他事業者からの網終端装置の増設の要望に応じないことがある場合。②においても同じ。)

2 貴社宛て「DSL（デジタル加入者回線）の普及促進及びMDF（主配線盤）等における接続について」（平成12年7月31日郵電技第3011号）及び「平成26年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定について（要請）」（平成26年3月31日総基料第60号）は、廃止する。
ただし、貴社の電気通信設備との接続によりDSLサービスの提供が行われる間は、そのサービスの利用者からサービス提供の申込みがあつてから接続によりDSLサービスの提供が開始されるまでの標準的な工事期間を7営業日以内とする取組みは、引き続き実施されたい。

3 貴社宛て「加入光ファイバに係る接続制度の在り方に關して講ずべき措置について（要請）」（平成27年9月18日総基料第176号）の記2（1）及び（4）③に關しては、今後は、次の事項について適切な措置を講じることとされたい。

（1）既存の光配線区画の見直し等について

貴社による既存の光配線区画の見直しの実施状況について総務省において注視する必要があるため、毎年度9月末及び3月末の状況について、翌年度6月末までに総務省に報告すること。なお、接続事業者向け光配線区画の新設及び「エンターメニュー」の導入についても、引き続き取り組むこと。

（2）光配線区画が事後的に分割・縮小される課題への対応について

光配線区画の分割・縮小が接続事業者の収容率や加入光ファイバの利用効率に大きな影響を与えるものであることに鑑み、その合理的な運用を確保する観点から、光配線区画の分割・縮小の状況や貴社による平成27年9月18日総基料第176号の記2（4）①及び②の措置の実施状況について総務省において注視する必要があるため、分割・縮小を行った光配線区画の状況について、毎年度9月末及び3月末の状況について翌年度6月末までに総務省に報告すること。

4 接続事業者・関係団体等の事情により本要請に沿うことが難しい状況に至った場合には、本要請の趣旨の実現のため、あらかじめ、総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課に報告及び相談し、その結果に応じて対応されたい。

以上

総 基 料 第 1 6 2 号
平成 29 年 9 月 8 日

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 山村 雅之 殿

総務省総合通信基盤局長
渡辺 克也

現行の接続約款におけるコロケーション手続規定では、有限なリソースを公平に利用する観点から、各リソースの空き容量が一定基準（管理基準量）を下回った場合に、一度の申込みから工事を完了までの間に割当可能なリソース量に上限（配分上限量）を設けているところ、これに申し、より効率的なコロケーションリソースの配分を行う観点から、設備更改など一時的に二重設置が必要な場合に設備更改後のリソースの返却等のリソースを譲ることを条件に一時的に配分上限量の緩和を求めることがあります。関係事業者の意見を集約した上で対処について検討し、その結果を平成29年11月末までに報告・公表されたい。

上記の検討に当たっては、配分上限量の柔軟な設定や恒常的な緩和の適否についても併せて検討されたい。

3 コロケーションリソースの確保できない場所の解消に関する予見可能性の向上
(電気通信事業法施行規則第33条の4 第2項第2号イ開運)

コロケーションリソースの確保できない場所について、現に当該リソースを利用している事業者から撤去の申込みがあつた時点でその旨の情報を他の事業者に開示するなど、解消の見通しに関する予見可能性の向上策について検討し、その結果を平成29年11月末までに報告・公表されたい。

第一種指定電気通信設備との円滑な接続の確保の観点から、通信用建物等への接続事業者の設備の設置の円滑な実施に向け、その条件等に關し、從前より累次の改善方策を探ってきたところであるが、今般、情報通信審議会答申「『固定電話網の円滑な移行の在り方』一次答申～移行後のIP網のあるべき姿～」(平成29年3月28日)及び情報通信行政・郵政行政審議会答申(平成29年4月14日)での要請等を受け、コロケーション条件やコロケーション代替措置について検討したところ、更に改善が必要と考えられる点があるため、貴社において、下記の措置を講じられたい。

1 コロケーションが貴社の所有でない建物で行われる場合の空き情報等の開示
(電気通信事業法施行規則第23条の4 第2項第2号イ開運)

コロケーションが行われる建物が貴社の所有物でない場合や、コロケーションに際して接続事業者に提供される電力設備が貴社の所有物でない建物に設置されている場合においても、当該建物や電力設備に関する空き情報等の開示を可能な限り行い、最新の情報にアップデートするよう、改善策を検討し、その結果を平成29年11月末までに報告・公表されたい。

2 コロケーションリソースの効率的な配分
(平成13年12月27日総基料第492号記1開運)

接続事業者のコロケーション設備が故障した等によりその交換を行う場合で、新

4 コロケーション代替措置等
(電気通信事業法施行規則第33条の4 第2項第2号イ開運)

コロケーションが技術的な理由等により実現しない場合について、増床や民間の建物の利用の可能性を検討することに加えて、代替措置として貴社において接続事業者のサービス提供に利用される機器の設置・管理等を行うための具体的な手続の内容について検討し、その結果を平成29年11月末までに報告・公表されたい。

5 コロケーション設備の撤去後の費用負担
(電気通信事業法施行規則第33条の4 第2項第2号イ開運)

コロケーションの終了に向けて、設置設備の撤去を早期に実施した接続事業者は、その分、負担を軽減する仕組みを検討し、その結果を平成29年11月末までに報告・公表されたい。

上記の検討に当たっては、関係するコストの詳細を明らかにし、接続事業者の公平負担の観点から、コスト範囲の妥当性を検証し、コスト負担の在り方にについて検討されたい。

また、これに關する手続等のルールについて、上記の検討を踏まえて見直したものと、透明性確保の観点から、接続約款に規定することとされたい。

記
言記

たに設置する機器のリソース（スペース・電力）が既存の機器よりも小さい場合等について、関連するコロケーション手続を不要又は簡略化することができないか検討の上、その結果を平成29年11月末までに報告・公表されたい。

7 コロケーションに関する從前からの措置の継続
コロケーションについては、從前求めてきた次の措置について、貴社において引き続き対応されたい（別紙参照）。

I 「接続料の算定に関する事項について」（平成11年8月31日郵電業第101号）記6

II 「接続料の算定に関する事項について」（平成12年2月25日郵電業第168号）記1

III 「通信用建物等への接続事業者の設備設置（コロケーション）等に関する講ずべき措置について」（平成12年9月19日郵電業第3074号の2）（記1（1）及び記4（1）を除く。）

IV 「情報通信審議会第二次答申における措置事項について」（平成13年7月23日総基料第252号）記1

V 「コロケーション及び光ファイバの保留期間の変更等に関する講ずべき措置について」（平成13年12月27日総基料第492号）記2

VI 「コロケーションに関する情報について講ずべき措置」（平成14年5月30日総基料第134号）

VII 「DSLサービス及び光サービス開通のOSSの開放について」（平成14年8月2日総基料第203号）記2（3）

VIII 「DSL回線管理運営費に関する講ずべき措置等について」（平成16年3月10日総基料第57号）記（5）（6）（7）

IX 「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備に対する情報通信審議会答申に關し講ずべき措置について（要請）」（平成19年4月26日総基料第100号）記2、3（3）

X 「電気通信事業法施行規則等の一部改正を受けたコロケーション手続等に係る変更について講ずべき措置について（要請）」（平成19年10月29日総基料第217号）（記3を除く。）

以上

I 「接続料の算定に関する事項について」（平成11年8月31日郵電業第101号）（抜粋）

6 コロケーションの条件について

(1) 接続事業者がコロケーションを要望する装置が、接続約款に記載されるコロケーション条件の対象となるか否かについては、接続事業者において技術的・経済的等による代着手の観点からそれが必要であると判断されるか否かを基本として、合理的な範囲内で決すること。

(2) コロケーションしている複数の接続事業者の設備同士の接続については、これを拒否する合理的な理由がない限り対応すること。なお、仮にコロケーション設備について業務遂行上制限すべき事項があれば、接続事業者の意見を聴取した上で必要最小限の範囲内における具体的な制限事項を明確にしてその内容を公表すること。

(3) コロケーションの料金については、例えば利用実績のあるビルに限定するなどの工夫をした上で接続約款に実績記載する等、明確な形で公表すること。

II 「接続料の算定に関する事項について」（平成12年2月25日郵電業第168号）（抜粋）

1 コロケーションに関する措置

コロケーションに関する手続において、接続事業者がコロケーションを必要とする設備が、不當に対象外とされることがないよう、コロケーション対象設備に該当するか否かの証証責任はコロケーションの請求時も含めて接続事業者側にはなく、貴社の側にあることを念頭に置いて、別添の電気通信審議会答申の趣旨を徹底すること。

III 「通信用建物等への接続事業者の設備設置（コロケーション）等に関する講ずべき措置について」（平成12年9月19日郵電業第3074号の2）（抜粋）

1. コロケーションに関する適正な手続の設定等

(2) コロケーションの請求への回答

ア コロケーションの可否についての検討などの相互接続点の調査が、接続の事前の調査と並行して行うことが可能であることを接続約款の規定において明示すること
イ コロケーションその他接続に関する接続事業者の全ての請求について、可能な限り簡素な様式と、それに対する回答の様式とを接続約款において規定し、必要に応じてその見直しを行うこと
ウ コロケーションの請求に對してこれを可能と判断するときには、通信用建物内の具体的なコロケーションの場所及びその選定理由を含めて回答を行うこと

エ ウの選定理由は、コロケーション設備の設置の時点で、貴社等の電気通信設備の提供を阻害しない範囲で、例えば可能な限り接続点から最短距離にあること等、最も低廉になる条件にあることを基本とするものであること

- オ コロケーションが可能である旨の回答を行った場合において、その後工事を行う場合は、早急に工事費用の概算を提示すること
- カ ケージによるコロケーションの請求に対しては、場所の空間的余裕から見て許容される場合にはこれに応じること
- キ コロケーションの請求に対して、場所の最小基準を設けたり、古くなつて使われなくなつた設備を存置している等の不合理な事由により拒否する等、不合理な制限を設けないことを
- (3) 接続事業者の通信用建物への入りに関する措置
- ア コロケーションが可能と考える通信用建物への接続事業者の入りについては、コロケーションの請求への回答に関する確認のための入りを含めて、これを受け容れること
- イ コロケーションが不可能と考える通信用建物への接続事業者の入りについては、空き場所がないことを以つてコロケーションを拒否する場合に、空き場所の有無の確認のための入りを受け容れるここと
- ウ 接続事業者による貴社通信用建物への入りの請求に対する可否の回答については、標準的期間を設定する他、申込み等について簡素な手続きとすること
- (4) 接続事業者によるコロケーションに係る工事又は保守に関する措置
- ア 接続事業者が工事又は保守を行うための手続は極力簡素なものとすること
- イ 接続事業者が行う工事業者の選択に関して、接続事業者の設備のみに関する工事又は保守については制限を加えないこととし、貴社の設備との接続工事についてはそれを受注可能と貴社が考える客観的な条件を予め公表すること
- ウ 接続事業者による工事又は保守の全ての場合よりも厳しい安全性の基準を課さないこと
- エ 接続事業者が行う工事又は保守に立会いを行う場合には、例えば屋間帯に実施される中間工程については有償の立会いを行わないこととする等、これを必要最小限の場合に限定することによって工事及び保守の全ての場合に立会いを行っている現状を改めることとし、これを接続約款において明示すること
- オ D S L (デジタル加入者回線) サービスを行う株式会社エヌ・ティ・ティ エムイーのよう、接続事業者と競合関係にある業者に対して当該接続事業者に関する工事等を発注する場合には、当該接続事業者との合意のもとに行なうと共に、その場合は、当該業者において知り得た情報を目的外に使用することを禁止する措置を施す等の公正競争条件確保のための配慮を行うこと
- (5) 貴社によるコロケーションに係る工事又は保守への接続事業者の立会い
- 接続事業者の立会いについては、簡素な手続とすべきであり、その時間帯を制限したり、これに対する立会いを当該接続事業者の合意を得ずに行ったり、工事又は保守の円滑な実施に必要な接続事業者による助言等の行為を禁止したりしないこと

2. コロケーションに関する標準的期間の設定
- (1) コロケーションに関する標準的期間は、接続事業者の意向を充分参考として、東西NTT

オ 自身の設備の設置よりも時間がかかるないことを旨として、実質的に短縮した期間を設定すること

- (2) 貴社がコロケーションに関する工事を行う場合の標準的期間については、例えば通信用建物内の工事と通信用建物の外に亘る工事との区別を行うなど、場合を区別して設定すること等により工事の標準的期間の実質的な短縮化すること

3. コロケーションに関する接続事業者が負担する工事費及び保守費等の設定

- (1) 貴社がコロケーションに関する工事又は保守を行う場合に接続事業者が負担することとなる工事費又は保守費について、低廉な料金設定に資する適正な算定方法を設定し、その内訳と算定期則を可能な限り明確化すること
- (2) (1) の工事費又は保守費について、出来る限り具体的な内容を接続約款に規定し、個別の料金額の規定を行うことについて早急に検討すること
- (3) (1) の工事費又は保守費について、接続事業者との協議において十分な情報の開示を行うこと
- (4) (1) の工事費又は保守費について、接続事業者との協議において早急に検討すること
- (5) 接続事業者がコロケーションに関する工事又は保守を行う場合に貴社が立会いを行う場合、その費用の負担を接続事業者に求める場合には、必要最小限の場合に限定した立会いを前提とすること
- (6) (5) の立会い費用について、立会いに要する時間のモデル化等により1の立会いごとに立会いの料金を設定することを含め、必要以上に立会いに時間がかかるることにより接続事業者の負担が過重なものとなることがないようにすること
- (7) (5) の立会い費用について、(6) のようなこれまでとは異なる料金体系等を検討するために貴社における必要最小限の立会い時間の把握に時間がかかり、省令改正の施行後これを即座に接続約款に反映させることが困難である事態も想定されるが、そのような場合には、貴社の低廉化に資する観点から、見直し後の方法による立会いの費用負担額の適用を省令改正の施行日に遡及適用することとも可能とすること
- (8) (5) の立会い費用について、その額の水準が立会いのようないくつかの比較的軽微な作業に不相応に高額なものとならないようになること

4. その他の措置

- (2) コロケーション設備に関する一般商用電源の利用について、電力の供給が停止した場合においてその取り扱う通信が停止することがないような措置が採られている範囲内で可能とするここと
- (3) その他、コロケーションの条件において貴社と接続事業者との同等性を確保すること

IV 「情報通信審議会第二次答申における措置事項について」（平成13年7月23日総基料第252号）（抜粋）

- 1 R T 設置施設等へのコロケーションに関する実態調査
配線区間における細分化（アンハンドル）の実現のためにには、遠隔収容装置（R T）設置施設及び電柱に接続事業者設備の設置（コロケーション）を行うことが確保されることが有用と考えられるところ、その実現的可能性の検討に資する為、その配置や空き状況等について早急に実態を調査し、これを公表すること。

V 「コロケーション及び光ファイバの保留期間の変更等に関する講ずべき措置について」（平成13年12月27日総基料第492号）（抜粋）
2 貴社において、情報開示に關し、次の措置を採ること。

- (1) ホームページ上で開示しているコロケーションの空き状況や中継系光ファイバの提供可能区間に關する情報等について、4週間程度を目途に更新していくこと。さらに、特にリソースが枯渇するおそれのあるビルを中心により頻繁に更新を行っていくこと
- (2) 情報開示項目について、他事業者からの意見を踏まえつつ、可能な限り項目追加を行い、電力設備に係る情報についてホームページ上で開示することを早急に検討し報告すること

VI 「コロケーションに関する情報について講ずべき措置」（平成14年5月30日総基料第134号）（抜粋）
貴社において、電力に係る情報のうち、①各ビル毎の最大電力容量、②最大電力容量のうち、未使用的電力容量、及び③保留されているが未割当（未使用）である電力容量について、また、スペース及びMDFについては、④未使用量及び⑤保留されているが未使用である量について、個別事業者からの要望がある場合には、情報開示をすることについて検討を行い、総務省に報告を行うこと

VII 「DSLサービス及び光サービス開運の OSS の開放について」（平成14年8月2日総基料第203号）（抜粋）
2. 光サービス開運等
(3) 増床等の具体的な計画の情報の開示
機械室の増床等を行う計画がある場合には、この情報をウェブ上で開示すること。

VIII 「DSL回線管理運営費について講ずべき措置等について」（平成16年3月10日総基料第57号）（抜粋）
1. 接続事業者が複数の中継ダークファイバ及び局舎ベース等（以下「コロケーションリンク等」という。）を一体として利用する場合の手続として、当該複数のコロケーションリンク等を一体として利用する場合の申込みを選択することとする規定及び接続事業者の負担が過度なものとなるないよう、当該申込みの調査において一部のコロケーションサービス

（5） 電力設備及び空調設備に係る設備使用料がより適正なものとなるよう新たな算定方法について検討を行い、平成16年度接続料の再計算に併せて報告すること。

- (6) 透明性の確保のため、次年度から接続会計報告書において、接続事業者が負担するコロケーション費用について土地・建物、電気料、電力設備使用料等に区分して記載すること。
- (7) コロケーションに係る収入の控除を行う費用区分の細分化等の方法について検討を行い、その結果を平成16年6月末までに総務省に報告を行い、平成15年度接続会計に反映させること。

IX 「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備に対する情報通信審議会答申に關し講ずべき措置について（要請）」（平成19年4月26日総基料第100号）（抜粋）

2. 局舎におけるコロケーションに関する措置
 - (1) 貴社の局舎に設置した電気通信設備に係る通信を局舎外に伝送することを目的として他の電気通信事業者の専用線等を利用する際に設置する回線終端装置については、接続約款に基づき取り扱うこと。
 - (2) コロケーションリースの過剰保留を抑制するための措置を講ずること（平成19年7月を目標に接続約款の変更認可申請を行うこと。）。
- (3) 貴社の局舎内に設置されている電気通信設備の安全確保に関して必要な規定を整備すること（平成19年7月を目標に接続約款の変更認可申請を行うこと。）。

3. 電柱におけるコロケーションに関する措置

- (3) 接続事業者が電柱上に設置したVDSL装置と貴社のメタルP O Iケーブルを接続するための電気通信回線設備を、当該接続事業者が電柱上の添架ボイントに迅速かつ容易に設置することが困難な場合、貴社は、技術的又は経済的に困難でない限り、当該メタルP O Iケーブルを当該VDSL装置まで延伸することにより対応すること（平成19年4月から平成20年3月までの間の接続事業者の要望を踏まえた検討状況について、四半期ごとに総務省に報告すること。）。

X 「電気通信事業法施行規則等の一部改正を受けたコロケーション手続等に係る変更に關して講ずべき措置について（要請）」（平成19年10月29日総基料第217号）（抜粋）

1. 接続事業者が複数の中継ダークファイバ及び局舎ベース等（以下「コロケーションリンク等」という。）を一体として利用する場合の手続として、当該複数のコロケーションリンク等を一体として利用する場合の申込みを選択することとする規定及び接続事業者の負担が過度なものとなるないよう、当該申込みの調査において一部のコロケーションサービス

等について利用不可であった場合には違約金を適用しないこととする規定等をそれぞれ接続約款において速やかに整備すること。

2. 接続事業者が複数の電柱を一体として利用する場合の手続として、当該複数の電柱を一体として利用する場合の申込みを選択できることとする規定及び接続事業者の負担が過度なものとならないよう、当該申込みの調査において一部の電柱について利用不可であった場合は違約金を適用しないこととする規定等をそれぞれ接続約款において速やかに整備すること。

4. コロケーションリソース等の異なる有効活用に向け、コロケーションリソース等の調査期間の一層の短縮化に努めること。

別添

答申書（抜粋）

平成11年12月17日付け諮詢第38号をもって諮詢された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「東西NTT」という。）が指定電気通信設備に関する接続約款を変更することについては、

新設の申請がなされているコロケーションに関する手続きにおいて、接続事業者がコロケーションを請求する装置について、東西NTTにおいてそれが「接続に必要な装置」ではないことが明白とする理由を説明出来ない場合にはその請求を承諾するものとすること

が確保された場合には、認可することが適当と認められる。

3 おつて、郵政省が認可を行うに当たっては、提出された意見及び再意見を踏まえて、特に以下の措置が講じられることを要望する。

(1) コロケーションに関する措置

ア コロケーションに関する手続において、接続事業者がコロケーションを必要とする設備が、不当に対象外とされることがないよう、別紙の考え方4-8の趣旨について東西NTTに対して求めること。
イ コロケーションに際して、接続事業者が工事や保守を行うことに関して、その手続等が円滑な接続のために重要なことに鑑み、これを接続約款において規定するようルールを整備すること。

(考え方4-8)

今回の接続約款の規定の変更案は、「(第2次)接続料の算定に関する研究会」報告書の趣旨に則ったものと
いうことで、第16条第3項、第4項に規定が盛り込まれている。

第3項は接続事業者の必要性を基本とする考え方方に則してコロケーションに関する手續について定めたものとして運用されるべきである。第3項で求められる書面には接続事業者が接続に際してその設備を用いることとが「技術的・経済的代替性の観点で合理的範囲内」であると述べることで足ると述べられ、「その判断が基本とされると以上、当該設備がコロケーションの対象設備に該当するか否かを東西NTTが「審査」したり、「恣意的な判断」によってこれを覆すことは出来ない。

接続事業者がコロケーションの対象外であるとするためには、接続に必要な装置ではないことが出来なければならぬと
考えられる。

これに対して、申請されている接続約款案第16条第4項における理由を東西NTTの考え方では、接続に「不可欠」であるかどうかについて「[疑惑]がある場合に、コロケーション対象外ではない協議を行うとしており、
第4項の規定においても装置がコロケーション対象となることについて举証責任を接続事業者に対して負わせる」ととしていて適切ではない。

コロケーションの対象範囲に聞いて行う協議は、東西NTTが、接続事業者が接続に際して当該設備を用いる必要性がないことについて明白に理由を説明出来る場合に限って申し入れるかに於いて疑惑がある」とともに、この協議を行ったための理由としてはならない。

郵政省において上記の趣旨を徹底させるべきであり、申請されている第16条第4項についても修正が必要である。万が一にも不適切な運用がなされる場合に現在のコロケーションルールを見直す必要も想定されるが、まずはその運用の実態を見直していく必要がある。（以下略）

総基料第162号
平成29年9月8日

西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 村尾 和俊 殿

総務省総合通信基盤局長
渡辺 克也

現行の接続約款におけるコロケーション手続規定では、有限なリソースを公平に利用する観点から、各リソースの空き容量が一定基準（管理基準量）を下回った場合に、一度の申込みから工事を完了までの間に割当可能なリソース量に上限（配分上限量）を設けているところ、これに申し、より効率的なコロケーションリソースの配分を行う観点から、設備更改など一時的に二重設置が必要な場合に設備更改後のリソースの返却等のリソースを譲ることを条件に一時的に配分上限量の緩和を求めることがあります。関係事業者の意見を集約した上で対処について検討し、その結果を平成29年11月末までに報告・公表されたい。

上記の検討に当たっては、配分上限量の柔軟な設定や恒常的な緩和の適否について併せて検討されたい。

3 コロケーションリソースの確保できない場所の解消に関する予見可能性の向上
(電気通信事業法施行規則第33条の4 第2項第2号イ開運)

コロケーションリソースの確保できない場所について、現に当該リソースを利用している事業者から撤去の申込みがあつた時点でその旨の情報を他の事業者に開示するなど、解消の見通しに関する予見可能性の向上策について検討し、その結果を平成29年11月末までに報告・公表されたい。

第一種指定電気通信設備との円滑な接続の確保の観点から、通信用建物等への接続事業者の設備の設置の円滑な実施に向け、その条件等に關し、從前より累次の改善方策を探ってきたところであるが、今般、情報通信審議会答申「『固定電話網の円滑な移行の在り方』一次答申～移行後のIP網のあるべき姿～」(平成29年3月28日)及び情報通信行政・郵政行政審議会答申(平成29年4月14日)での要請等を受け、コロケーション条件やコロケーション代替措置について検討したところ、更に改善が必要と考えられる点があるため、貴社において、下記の措置を講じられたい。

1 コロケーションが貴社の所有でない建物で行われる場合の空き情報等の開示
(電気通信事業法施行規則第23条の4 第2項第2号イ開運)

コロケーションが行われる建物が貴社の所有物でない場合や、コロケーションに際して接続事業者に提供される電力設備が貴社の所有物でない建物に設置されている場合においても、当該建物や電力設備に関する空き情報等の開示を可能な限り行い、最新の情報にアップデートするよう、改善策を検討し、その結果を平成29年11月末までに報告・公表されたい。

2 コロケーションリソースの効率的な配分
(平成13年12月27日総基料第492号記1開運)

6 コロケーション設備の故障等に伴う交換の手続
(電気通信事業法施行規則第33条の4 第2項第2号イ開運)

接続事業者のコロケーション設備が故障した等によりその交換を行う場合で、新

記
1 コロケーションが貴社の所有でない建物で行われる場合の空き情報等の開示
(電気通信事業法施行規則第23条の4 第2項第2号イ開運)

コロケーションが行われる建物が貴社の所有物でない場合や、コロケーションに際して接続事業者に提供される電力設備が貴社の所有物でない建物に設置されている場合においても、当該建物や電力設備に関する空き情報等の開示を可能な限り行い、最新の情報にアップデートするよう、改善策を検討し、その結果を平成29年11月末までに報告・公表されたい。

2 コロケーションリソースの効率的な配分
(平成13年12月27日総基料第492号記1開運)

たに設置する機器のリソース（スペース・電力）が既存の機器よりも小さい場合等について、関連するコロケーション手続を不要又は簡略化することができないか検討の上、その結果を平成29年11月末までに報告・公表されたい。

7 コロケーションに関する從前からの措置の継続
コロケーションについては、從前求めてきた次の措置について、貴社において引き続き対応されたい（別紙参照）。

I 「接続料の算定に関する事項について」（平成11年8月31日郵電業第101号）記6

II 「接続料の算定に関する事項について」（平成12年2月25日郵電業第168号）記1

III 「通信用建物等への接続事業者の設備設置（コロケーション）等に関する講ずべき措置について」（平成12年9月19日郵電業第3074号の2）（記1（1）及び記4（1）を除く。）

IV 「情報通信審議会第二次答申における措置事項について」（平成13年7月23日総基料第252号）記1

V 「コロケーション及び光ファイバの保留期間の変更等に関する講ずべき措置について」（平成13年12月27日総基料第492号）記2

VI 「コロケーションに関する情報について講ずべき措置」（平成14年5月30日総基料第134号）

VII 「DSLサービス及び光サービス開通のOSSの開放について」（平成14年8月2日総基料第203号）記2（3）

VIII 「DSL回線管理運営費に関する講ずべき措置等について」（平成16年3月10日総基料第57号）記（5）（6）（7）

IX 「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備に対する情報通信審議会答申に關し講ずべき措置について（要請）」（平成19年4月26日総基料第100号）記2、3（3）

X 「電気通信事業法施行規則等の一部改正を受けたコロケーション手続等に係る変更について講ずべき措置について（要請）」（平成19年10月29日総基料第217号）（記3を除く。）

以上

I 「接続料の算定に関する事項について」（平成11年8月31日郵電業第101号）（抜粋）

6 コロケーションの条件について

(1) 接続事業者がコロケーションを要望する装置が、接続約款に記載されるコロケーション条件の対象となるか否かについては、接続事業者において技術的・経済的等による代着手の観点からそれが必要であると判断されるか否かを基本として、合理的な範囲内で決すること。

(2) コロケーションしている複数の接続事業者の設備同士の接続については、これを拒否する合理的な理由がない限り対応すること。なお、仮にコロケーション設備について業務遂行上制限すべき事項があれば、接続事業者の意見を聴取した上で必要最小限の範囲内における具体的な制限事項を明確にしてその内容を公表すること。

(3) コロケーションの料金については、例えば利用実績のあるビルに限定するなどの工夫をした上で接続約款に実績記載する等、明確な形で公表すること。

II 「接続料の算定に関する事項について」（平成12年2月25日郵電業第168号）（抜粋）

1 コロケーションに関する措置
コロケーションに関する手続において、接続事業者がコロケーションを必要とする設備が、不當に対象外とされることがないよう、コロケーション対象設備に該当するか否かの証証責任はコロケーションの請求時も含めて接続事業者側にはなく、貴社の側にあることを念頭に置いて、別添の電気通信審議会答申の趣旨を徹底すること。

III 「通信用建物等への接続事業者の設備設置（コロケーション）等に関する講ずべき措置について」

（平成12年9月19日郵電業第3074号の2）（抜粋）

1. コロケーションに関する適正な手続の設定等
(2) コロケーションの請求への回答
ア コロケーションの可否についての検討などの相互接続点の調査が、接続の事前の調査と並行して行うことが可能であることを接続約款の規定において明示すること
イ コロケーションその他接続に関する接続事業者の全ての請求について、可能な限り簡素な様式と、それに対する回答の様式とを接続約款において規定し、必要に応じてその見直しを行うこと

ウ コロケーションの請求に對してこれを可能と判断するときには、通信用建物内の具体的なコロケーションの場所及びその選定理由を含めて回答を行うこと
エ ウの選定理由は、コロケーション設備の設置の時点で、貴社等の電気通信設備の提供を阻害しない範囲で、例えば可能な限り接続点から最短距離にあること等、最も低廉になる条件にあることを基本とするものであること

- オ コロケーションが可能である旨の回答を行った場合において、その後工事を行う場合は、早急に工事費用の概算を提示すること
- カ ケージによるコロケーションの請求に対しては、場所の空間的余裕から見て許容される場合にはこれに応じること
- キ コロケーションの請求に対して、場所の最小基準を設けたり、古くなつて使われなくなつた設備を存置している等の不合理な事由により拒否する等、不合理な制限を設けないことを
- (3) 接続事業者の通信用建物への入りに関する措置
- ア コロケーションが可能と考える通信用建物への接続事業者の入りについては、コロケーションの請求への回答に関する確認のための入りを含めて、これを受け容れること
- イ コロケーションが不可能と考える通信用建物への接続事業者の入りについては、空き場所がないことを以つてコロケーションを拒否する場合に、空き場所の有無の確認のための入りを受け容れるここと
- ウ 接続事業者による貴社通信用建物への入りの請求に対する可否の回答については、標準的期間を設定する他、申込み等について簡素な手続きとすること
- (4) 接続事業者によるコロケーションに係る工事又は保守に関する措置
- ア 接続事業者が工事又は保守を行うための手続は極力簡素なものとすること
- イ 接続事業者が行う工事業者の選択に関して、接続事業者の設備のみに関する工事又は保守については制限を加えないこととし、貴社の設備との接続工事についてはそれを受注可能と貴社が考える客観的な条件を予め公表すること
- ウ 接続事業者による工事又は保守の全ての場合よりも厳しい安全性の基準を課さないこと
- エ 接続事業者が行う工事又は保守に立会いを行う場合には、例えば屋間帯に実施される中間工程については有償の立会いを行わないこととする等、これを必要最小限の場合に限定することによって工事及び保守の全ての場合に立会いを行っている現状を改めることとし、これを接続約款において明示すること
- オ D S L (デジタル加入者回線) サービスを行う株式会社エヌ・ティ・ティ エムイーのよう、接続事業者と競合関係にある業者に対して当該接続事業者に関する工事等を発注する場合には、当該接続事業者との合意のもとに行なうと共に、その場合は、当該業者において知り得た情報を目的外に使用することを禁止する措置を施す等の公正競争条件確保のための配慮を行うこと
- (5) 貴社によるコロケーションに係る工事又は保守への接続事業者の立会い
- 接続事業者の立会いについては、簡素な手続とすべきであり、その時間帯を制限したり、これに対する立会いを当該接続事業者の合意を得ずに行ったり、工事又は保守の円滑な実施に必要な接続事業者による助言等の行為を禁止したりしないこと

- オ自身の設備の設置よりも時間がかかるないことを旨として、実質的に短縮した期間を設定すること
- カ 貴社がコロケーションに関する工事を行う場合の標準的期間については、例えば通信用建物内の工事と通信用建物の外に亘る工事との区別を行うなど、場合を区別して設定すること等により工事の標準的期間の実質的な短縮化すること
3. コロケーションに関する接続事業者が負担する工事費及び保守費等の設定
- (1) 貴社がコロケーションに関する工事又は保守を行う場合に接続事業者が負担することとなる工事費又は保守費について、低廉な料金設定に資する適正な算定方法を設定し、その内訳と算定期を可能な限り明確化すること
- (2) (1) の工事費又は保守費について、出来る限り具体的な内容を接続約款に規定し、個別の料金額の規定を行うことについて早急に検討すること
- (3) (1) の工事費又は保守費について、接続事業者との協議において十分な情報の開示を行うこと
- (4) (1) の工事費又は保守費について、適正な按分等により接続事業者の間で不公平がないようすること
- (5) 接続事業者がコロケーションに関する工事又は保守を行う場合に貴社が立会いを行う場合、その費用の負担を接続事業者に求める場合には、必要最小限の場合に限定した立会いを前提とすること
- (6) (5) の立会い費用について、立会いに要する時間のモデル化等により1の立会いごとに立会いの料金を設定することを含め、必要以上に立会いに時間がかかるることにより接続事業者の負担が過重なものとなることがないようにすること
- (7) (5) の立会い費用について、(6) のようなこれまでとは異なる料金体系等を検討するために貴社における必要最小限の立会い時間の把握に時間がかかり、省令改正の施行後これを即座に接続約款に反映させることが困難である事態も想定されるが、そのような場合には、貴社の低廉化に資する観点から、見直し後の方法による立会いの費用負担額の適用を省令改正
- の施行日に遡及適用することとも可能とすること
- (8) (5) の立会い費用について、その額の水準が立会いのようないふた比較的軽微な作業に不相応に高額なものとならないようすること
4. その他の措置
- (2) コロケーション設備に関する一般商用電源の利用について、電力の供給が停止した場合においてその取り扱う通信が停止することがないような措置が採られている範囲内で可能とするこ
- (3) その他、コロケーションの条件において貴社と接続事業者との同等性を確保すること

2. コロケーションに関する標準的期間の設定
- (1) コロケーションに関する標準的期間は、接続事業者の意向を充分参考として、東西NTT

IV 「情報通信審議会第二次答申における措置事項について」（平成13年7月23日総基料第252号）（抜粋）

- 1 R T 設置施設等へのコロケーションに関する実態調査
配線区間における細分化（アンハンドル）の実現のためには、遠隔収容装置（R T）設置施設及び電柱に接続事業者設備の設置（コロケーション）を行うことが確保されることが有用と考えられるところ、その実現的可能性の検討に資する為、その配置や空き状況等について早急に実態を調査し、これを公表すること。

V 「コロケーション及び光ファイバの保留期間の変更等に関する講ずべき措置について」（平成13年12月27日総基料第492号）（抜粋）
2 貴社において、情報開示に關し、次の措置を採ること。

- (1) ホームページ上で開示しているコロケーションの空き状況や中継系光ファイバの提供可能区間に關する情報等について、4週間程度を目途に更新していくこと。さらに、特にリソースが枯渇するおそれのあるビルを中心により頻繁に更新を行っていくこと
- (2) 情報開示項目について、他事業者からの意見を踏まえつつ、可能な限り項目追加を行い、電力設備に係る情報についてホームページ上で開示することを早急に検討し報告すること

VI 「コロケーションに関する情報について講ずべき措置」（平成14年5月30日総基料第134号）（抜粋）
貴社において、電力に係る情報のうち、①各ビル毎の最大電力容量、②最大電力容量のうち、未使用的電力容量、及び③保留されているが未割当（未使用）である電力容量について、また、スペース及びMDFについては、④未使用量及び⑤保留されているが未使用である量について、個別事業者からの要望がある場合には、情報開示をすることについて検討を行い、総務省に報告を行うこと

VII 「DSLサービス及び光サービス開運の OSS の開放について」（平成14年8月2日総基料第203号）（抜粋）
2. 光サービス開運等
(3) 増床等の具体的な計画の情報の開示
機械室の増床等を行う計画がある場合には、この情報をウェブ上で開示すること。

IV 「情報通信審議会第二次答申における算定方法について検討を行い、平成16年度接続料の再計算に併せて報告すること。

- (5) 電力設備及び空調設備に係る設備使用料がより適正なものとなるよう新たな算定方法について検討を行い、平成16年度接続料の再計算に併せて報告すること。
- (6) 透明性の確保のため、次年度から接続会計報告書において、接続事業者が負担するコロケーション費用について土地・建物、電気料、電力設備使用料等に区分して記載すること。
- (7) コロケーションに係る収入の控除を行う費用区分の細分化等の方法について検討を行い、その結果を平成16年6月末までに総務省に報告を行い、平成15年度接続会計に反映させること。

IX 「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備に対する情報通信審議会答申に關し講ずべき措置について（要請）」（平成19年4月26日総基料第100号）（抜粋）

2. 局舎におけるコロケーションに関する措置
 - (1) 貴社の局舎に設置した電気通信設備に係る通信を局舎外に伝送することを目的として他の電気通信事業者の専用線等を利用する際に設置する回線終端装置については、接続約款に基づき取り扱うこと。
 - (2) コロケーションリースの過剰保留を抑制するための措置を講ずること（平成19年7月をもとめに接続約款の変更認可申請を行うこと。）。
- (3) 貴社の局舎内に設置されている電気通信設備の安全確保に関して必要な規定を整備すること（平成19年7月をもとめに接続約款の変更認可申請を行うこと。）。

III 「コロケーションの見直し等に係る接続ルールの整備に対する情報通信審議会答申に關し講ずべき措置について（要請）」（平成19年4月26日総基料第100号）（抜粋）
（3）接続事業者が複数の中継ダーカフアイ及び局舎ベース等（以下「コロケーションリース等」という。）を一体として利用する場合の手続として、当該複数のコロケーションリース等を一体として利用する場合の申込みを選択することとする規定及び接続事業者の負担が過度なものとなるないよう、当該申込みの調査において一部のコロケーションリース

X 「電気通信事業法施行規則等の一部改正を受けたコロケーション手続等に係る変更に關して講ずべき措置について（要請）」（平成19年10月29日総基料第217号）（抜粋）

1. 接続事業者が複数の中継ダーカフアイ及び局舎ベース等（以下「コロケーションリース等」という。）を一体として利用する場合の手続として、当該複数のコロケーションリース等を一体として利用する場合の申込みを選択することとする規定及び接続事業者の負

VIII 「DSL回線管理運営費に關して講ずべき措置等について」（平成16年3月10日総基料第57号）（抜粋）

等について利用不可であった場合には違約金を適用しないこととする規定等をそれぞれ接続約款において速やかに整備すること。

2. 接続事業者が複数の電柱を一体として利用する場合の手続として、当該複数の電柱を一体として利用する場合の申込みを選択できることとする規定及び接続事業者の負担が過度なものとならないよう、当該申込みの調査において一部の電柱について利用不可であった場合は違約金を適用しないこととする規定等をそれぞれ接続約款において速やかに整備すること。

4. コロケーションリソース等の異なる有効活用に向け、コロケーションリソース等の調査期間の一層の短縮化に努めること。

別添

答申書（抜粋）

平成11年12月17日付け諮詢第38号をもって諮詢された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「東西NTT」という。）が指定電気通信設備に関する接続約款を変更することについては、

新設の申請がなされているコロケーションに関する手続きにおいて、接続事業者がコロケーションを請求する装置について、東西NTTにおいてそれが「接続に必要な装置」ではないことが明白とする理由を説明出来ない場合にはその請求を承諾するものとすること

が確保された場合には、認可することが適当と認められる。

- 3 おつて、郵政省が認可を行うに当たっては、提出された意見及び再意見を踏まえて、特に以下の措置が講じられることを要望する。

(1) コロケーションに関する措置

ア コロケーションに関する手続において、接続事業者がコロケーションを必要とする設備が、不当に対象外とされることがないよう、別紙の考え方4.8の趣旨について東西NTTに対して求めること。
イ コロケーションに際して、接続事業者が工事や保守を行うことに関して、その手続等が円滑な接続のために重要であることに鑑み、これを接続約款において規定するようルールを整備すること。

(考え方4.8)

今回の接続約款の規定の変更案は、「(第2次)接続料の算定に関する研究会」報告書の趣旨に則ったものと
いうことで、第16条第3項、第4項に規定が盛り込まれている。

第3項は接続事業者の必要性を基本とする考え方方に則してコロケーションに関する手續について定めたものとして運用されるべきである。第3項で求められる書面には接続事業者が接続に際してその設備を用いることとが「技術的・経済的代替性の観点で合理的範囲内」であると述べることで足ると述べられ、「その判断が基本とされると以上、当該設備がコロケーションの対象設備に該当するか否かを東西NTTが「審査」したり、「恣意的な判断」によってこれを覆すことは出来ない。

接続事業者がコロケーションの対象外であるとするためには、接続に必要な装置ではないことが出来なければならぬと
考えられる。

これに対して、申請されている接続約款案第16条第4項に關して、東西NTTの考え方では、接続に「不可欠」であるかどうかについて「[騒音]がある場合に、コロケーション対象外ではない協議を行うとしており、
第4項の規定においても装置がコロケーション対象となることについて举証責任を接続事業者に対して負わせる」ととしていて適切ではない。

コロケーションの対象範囲に關して行う協議は、東西NTTが、接続事業者が接続に際して当該設備を用いる必要性がないことについて明白に理由を説明出来る場合に限って申し入れるかに於いて騒音があることをもってこの協議を行ったための理由としてはならない。
郵政省において上記の趣旨を徹底させるべきであり、申請されている第16条第4項についても修正が必要である。万が一にも不適切な運用がなされる場合に現在のコロケーションルールを見直す必要も想定されるが、まずはその運用の実態を見直していく必要がある。(以下略)

総 基 料 第 64 号
平成 30 年 3 月 23 日

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 山村 雅之 殿

総務省総合通信基盤局長
渡辺 克也

接続料・接続条件等についての説明会の開催等について（要請）

標記について、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続料款の変更の認可（次世代ネットワークにおける網終端装置の増設メニューの追加）について」（平成 29 年 12 月 22 日諮詢第 3099 号）に關し、別紙のとおり情報通信行政・郵政行政審議会より答申（平成 30 年 3 月 23 日情報審第 12 号）がなされたことを踏まえ、下記のとおり、貴社において適切な措置を講じられたい。なお、「光ファイバ設備に係る接続料に関する講ずべき措置について」（平成 13 年 9 月 5 日総基料第 315 号）はこれを廃止する。

おつて、下記のほか、当該答申では、次について要望（記 2（2））があつたところ、これらが着実に実現するよう、総務省において状況を注視し必要に応じ対応することとしていることを申し添える。

- ① 本件追加メニューから現行メニューへの移行を接続事業者（※1）が要望する場合は、貴社において、接続料の規定に従いこれをスムーズに実現できるよう対応すること。

- ② 現行メニューでの対応の方向性が接続事業者・関係団体に対し早期に明らかにされることが必要であるところ、貴社において、「第一種指定電気通信設備との接続に關し講ずべき措置について（インターネット接続開連事項）」（平成 30 年 2 月 26 日総基料第 33 号）に基づき現行メニューに関する検討状況を総務省に報告した後速やかに、その内容について接続事業者・関係団体に説明する場を設けること。

※1 潜在的な接続事業者を含む。以下同。

記

- 1 接続事業者の役務の提供条件に大きく関わる接続料及び接続条件の設定や変更については、十分な時間的配慮をもって接続事業者・関係団体への説明会を開催し、それにより寄せられ

る当該関係事業者等の意見・要望についても十分検討を行った上で必要な対応を行うこと。

- 2 貴社が閑門系ルータの増設（※2）を可能とする卸電気通信役務を提供する場合には、当該役務を提供する旨及びその具体的な提供条件や提供可否に関する回答が円滑に行われるための手続に関する情報を、同種の閑門系ルータの接続料及び接続条件に関する情報に併せて、接続事業者・関係団体に対し開示すること。

※2 回線容量の拡大を含む。

以上

総 基 料 第 64 号
平成 30 年 3 月 23 日

西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 村尾 和俊 殿

総務省総合通信基盤局長
渡辺 克也

接続料・接続条件等についての説明会の開催等について（要請）

標記について、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続料款の変更の認可（次世代ネットワークにおける網終端装置の増設メニューの追加）について」（平成 29 年 12 月 22 日諮詢第 3099 号）に關し、別紙のとおり情報通信行政・郵政行政審議会より答申（平成 30 年 3 月 23 日情報審第 12 号）がなされたことを踏まえ、下記のとおり、貴社において適切な措置を講じられたい。なお、「光ファイバ設備に係る接続料に関する講ずべき措置について」（平成 13 年 9 月 5 日総基料第 315 号）はこれを廃止する。

おつて、下記のほか、当該答申では、次について要望（記 2（2））があつたところ、これらが着実に実現するよう、総務省において状況を注視し必要に応じ対応することとしていることを申し添える。

- ① 本件追加メニューから現行メニューへの移行を接続事業者（※1）が要望する場合は、貴社において、接続料の規定に従いこれをスムーズに実現できるよう対応すること。
- ② 現行メニューでの対応の方向性が接続事業者・関係団体に対し早期に明らかにされることが必要であるところ、貴社において、「第一種指定電気通信設備との接続に關し講ずべき措置について（インターネット接続開連事項）」（平成 30 年 2 月 26 日総基料第 33 号）に基づき現行メニューに関する検討状況を総務省に報告した後速やかに、その内容について接続事業者・関係団体に説明する場を設けること。

※1 潜在的な接続事業者を含む。以下同。

記

- 1 接続事業者の役務の提供条件に大きく関わる接続料及び接続条件の設定や変更については、十分な時間的配慮をもって接続事業者・関係団体への説明会を開催し、それにより寄せられ

る当該関係事業者等の意見・要望についても十分検討を行った上で必要な対応を行うこと。

- 2 貴社が閑門系ルータの増設（※2）を可能とする卸電気通信役務を提供する場合には、当該役務を提供する旨及びその具体的な提供条件や提供可否に関する回答が円滑に行われるための手続に関する情報を、同種の閑門系ルータの接続料及び接続条件に関する情報に併せて、接続事業者・関係団体に対し開示すること。

※2 回線容量の拡大を含む。

以上

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 山村 雅之 殿

西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 村尾 和俊 殿

総務省総合通信基盤局長
渡辺 克也

平成 30 年度の接続料の新設及び改定等に関する講ずべき措置について（要請）

平成 30 年度の接続料の新設及び改定等に関する講ずべき措置について（要請）

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続料の変更の認可（平成 30 年度の接続料の新設及び改定等）について」（平成 30 年 3 月 23 日諮問第 3101 号）に關し、別紙のとおり情報通信行政・郵政行政審議会より答申（平成 30 年 5 月 25 日情報審第 17 号）がなされたことを踏まえ、今後、下記の事項について、貴社において適切な措置を講じられたい。

記

1 中継ダークファイバ接続料のように接続事業者に大きな影響を及ぼす金額変動について、毎年 10 月末の再計算報告に併せ、次年度の速報値の情報開示（変動についての説明を含む。）を行うこと。

- 2 コロケーション費用の予見性向上のための取組について、更に改善の余地がないか検討を進めること。
3 上記 1 及び 2 の検討結果（情報開示の具体的な対象及び方法を含む。）について、本年 10 月末までに報告するとともに、その後情報開示の具体的な対象及び方法を変更する場合には、その理由と併せて、当該変更を行う最初の情報開示の日までに報告すること。また、これらの報告内容については、上記 1 及び 2 による情報開示と併せて開示すること。

- 4 「加入電話・ISDN 通話料」及び「ひかり電話」に係る接続料と利用者料金の関係の検証について、貴社に着信する通話と他の電気通信事業者に着信する通話が区別されない中では、これらのサービスの提供のために貴社が接続について他の電気通信事業者に支払う金額を振替接続料総額に加えて検証を行うことが適当であることを踏まえ、今後の貴社における検証方法の見直しについて検討すること。

以上

以上

接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針

平成30年2月
総務省

1. 目的等

本指針は、接続料と利用者料金との関係について、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとならないかを検証し、その結果に応じ第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第64号)第14条の2の規定による接続料の水準の調整その他の必要な対応を行うための基本的な方法について定めるものである。

2. 用語の意義

本指針において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)事業者 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者
- (2)接続料 電気通信設備との接続に関し事業者が取得すべき金額
- (3)認可接続料 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第33条第2項の規定に基づき認可を受けるべき接続料(同条第7項の規定により届け出られるべきものを含む。)
- (4)利用者料金 事業者がその第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務(卸電気通信役務を除く。)に関する料金

その他、本指針で用いる用語の意義は、電気通信事業法、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)、第一種指定電気通信設備接続会計規則(平成9年郵政省令第91号)及び第一種指定電気通信設備接続料規則で用いる用語の例による。

3. 検証の実施方法

(1)検証時期

事業者は、電気通信事業法第33条第14項の規定に基づく認可接続料の再計算及び同条第2項の規定に基づく接続約款の認可の申請(以下「認可申請」という。)に際し、本指針に基づき検証を行うものとする。ただし、(2)の検証対象に關係する

接続料及び利用者料金に変更がない場合は、この限りでない。

(2) 検証対象

本件検証は、当面、次のサービスについて行うものとする。

- ① 加入電話・ISDN基本料
- ② 加入電話・ISDN通話料
- ③ フレッツADSL
- ④ フレッツ光ネクスト
- ⑤ フレッツ光ライト
- ⑥ ひかり電話
- ⑦ ビジネスイーサワイド
- ⑧ その他総務省が決定するサービスメニュー

(第一種指定電気通信設備接続料規則第8条第2項第1号の規定(将来原価方式)に基づき接続料が算定された機能を利用して提供されるサービスに属するものを基本とする。)

(3) 検証方法

検証対象ごとに、利用者料金による収入と、その利用者料金が設定されているサービスの提供に用いられる機能ごとの振替接続料(当該機能の利用のために第一種指定設備利用部門が負担すべき認可接続料その他の接続料(※1)をいう。以下同じ。)の総額を比較し、その差分が利用者料金で回収される営業費に相当する金額(以下「営業費相当基準額」という。当面の間、利用者料金による収入の20%とする。)を下回らないものであるかを検証する(※2)。

※1 当該機能の利用に係る特定接続がある場合は、それに関し負担すべき接続料を含む。

※2 (2)⑧については、検証対象のサービスメニューに設定されている利用者料金が、当該サービスメニューの提供に用いられる機能ごとの振替接続料の合計を上回っているかを検証する。

4. 結果の公表等

事業者は、検証の実施結果をその具体的な算出方法と併せて総務省に報告する。また、事業者は、認可申請に際し、非公表とする正当な理由がある部分を除き、当該結果及び算出方法を公表する。

5. 利用者料金収入と振替接続料総額の差分が営業費相当基準額を下回る場合の

取扱い

3. (3)の検証の結果、利用者料金による収入と振替接続料の総額との差分が営業費相当基準額を下回った場合(※1)には、事業者は、次のいずれかの措置を講じる。

※1 3. (2)⑧にあっては、利用者料金が振替接続料を下回った場合

- ① 例えば、本件サービスに関して競合する他の電気通信事業者が存在しない、早期に事態の改善が見込まれる、本件サービスの需要が減退し小さくなっているとともにその内容・接続料の水準の面から他の電気通信事業者にとって十分代替的な機能が別に存在するなど、価格圧縮による不当な競争を引き起こさないものであることを示すに足る十分な論拠を、認可接続料の認可申請に際して、その原価算定根拠において提示する。
- ② 例えば、第一種指定電気通信設備接続料規則第14条の2の規定による接続料の水準の調整を行う、利用者料金の変更を行うなど、本指針による検証の結果認められる利用者料金による収入と振替接続料の総額との間の差分が営業費相当基準額を下回る状況(※2)が解消される所要の措置を講じた上で、認可接続料の認可申請を行う。

※2 3. (2)⑧にあっては、利用者料金が振替接続料を下回る状況

総務省では、上記の措置を受けて、価格圧縮による不当な競争を引き起こさないものであるかを判断し、当該不当な競争を引き起こすものと認められる場合には、電気通信事業法の規定に基づき、その是正に向けた措置を講じるものとする。

6. その他

- (1)総務省は、本指針の目的達成のため必要と認める場合は、事業者(必要な場合は事業者と競合する他の電気通信事業者)に対し関係のデータその他の情報の提供を求めることにより、自ら検証を行うこととする。
- (2)検証対象の範囲については、本指針の適用の2年後を目途に見直しの要否について検討を行う。
- (3)「接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」(平成24年7月)は、廃止する。

(以上)

接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針

平成30年1月16日
総務省

電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当事者が取得し、又は負担すべき金額(以下「金額」という。)について当事者間の協議が調わないときは、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「法」という。)第35条第3項又は第4項の規定により、当事者の一方又は双方は、総務大臣の裁定を申請することができることとされている。このような申請を受理したときは、総務省では、次の方針を基本として裁定を行うこととする。

1. 金額※については、当事者間で別段の合意がない場合には、市場における競争状況等を勘案し、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを基本とする。
※ 認可された接続料等を除く。
2. 1. の原価等の算定のため、接続に関して生じる費用等、算定根拠となるようなデータの提供を関係当事者に対して求めることとする。
3. 2.において有効と認められるデータの提供が行われない場合には、1. の原価等の算定のために、近似的に、例えば長期増分費用モデル等により、他の費用等を用いることとする。

(注) 卸電気通信役務の提供又は電気通信設備若しくは電気通信設備設置用工作物の共用に係る金額に関して、当事者間の協議が調わないとして、法第38条第2項又は第39条において準用する法第35条第3項又は第4項の規定に基づき裁定の申請があったときも、1. から3. までに準じて対応することとする。

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の接続約款の変更の認可申請の概要(抜粋)

(平成30年度の接続料の新設及び改定等)

<補正申請反映>

- ① 実績原価方式に基づく平成30年度の接続料の改定等
- ② 平成30年度の加入光ファイバに係る接続料の改定
- ③ 平成30年度の次世代ネットワークに係る接続料の新設及び改定等

平成30年6月

接続約款の変更認可申請の全体像

1

1. 申請者

東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)

代表取締役社長 山村 雅之

西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)

代表取締役社長 村尾 和俊

(以下「NTT東日本」及び「NTT西日本」を「NTT東日本・西日本」という。)

2. 申請年月日

平成30年3月16日(金)

平成30年6月11日(月)補正申請

3. 実施期日

平成30年6月15日(金)から実施し、平成30年4月1日(日)に遡及して適用

4. 概要

省令等の改正(2/26公布)及び例年の会計整理・再計算の結果等を踏まえ、平成30年度の

・実績原価方式を適用する接続料、手続費等の改定等

・加入光ファイバに係る接続料の改定

・次世代ネットワーク(NGN)に係る接続料の新設・改定等

を行うため、接続約款の変更を行うもの。

なお、情報通信行政・郵政行政審議会答申(平成30年5月25日付け情郵審第17号)を踏まえ、NTT東日本・西日本が補正申請を行ったもの(併せて当初申請の誤記等も修正)。

(参考)情報通信行政・郵政行政審議会答申(平成30年5月25日付け情郵審第17号)(抜粋)

今般申請されている接続料に算入される調整額(※)について、接続料を構成する他の費用と同様に繰延税金資産を自己資本から圧縮した資本構成比を用いて算定し、接続料を再算定すること。

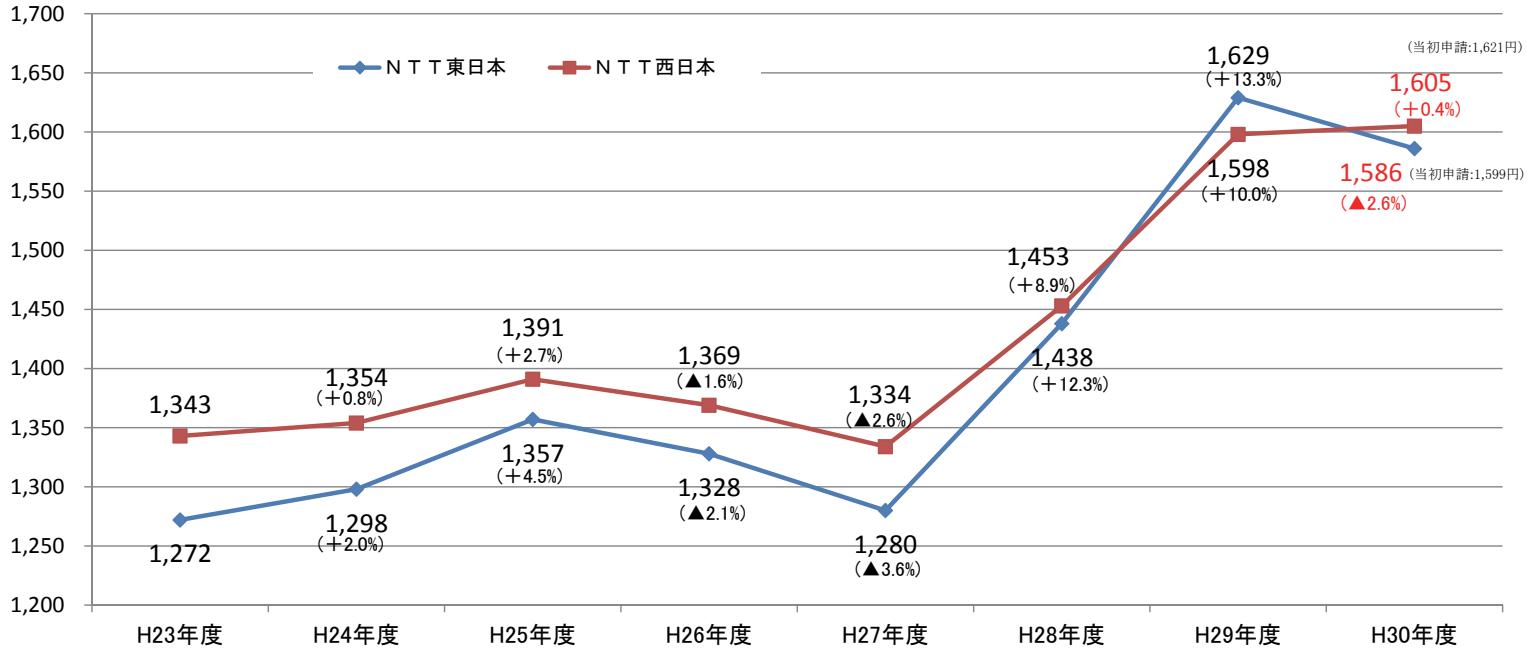
※第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第64号)第3条の許可申請により算入されるものを含む。また、接続料に準じて計算される金額に算入されるものを含む。

ドライカッパ接続料の推移

- ドライカッパの平成30年度接続料については、需要の減少、熊本地震に伴う災害特別損失(NTT西日本のみ)や平成29年度接続料の調整額繰り延べの影響はあるものの、償却方法の定額法への移行や経営効率化による営業費用の減少及び資本構成比の見直しによる報酬等の減少により、NTT東日本・西日本共に平成29年度に比べほぼ横ばいで推移。

(単位:円/回線・月)

※赤字は補正申請による変更箇所



※回線管理運営費を含む。

※各年度の4月1日時点での適用料金(平成30年度接続料は現在申請中のもの)。

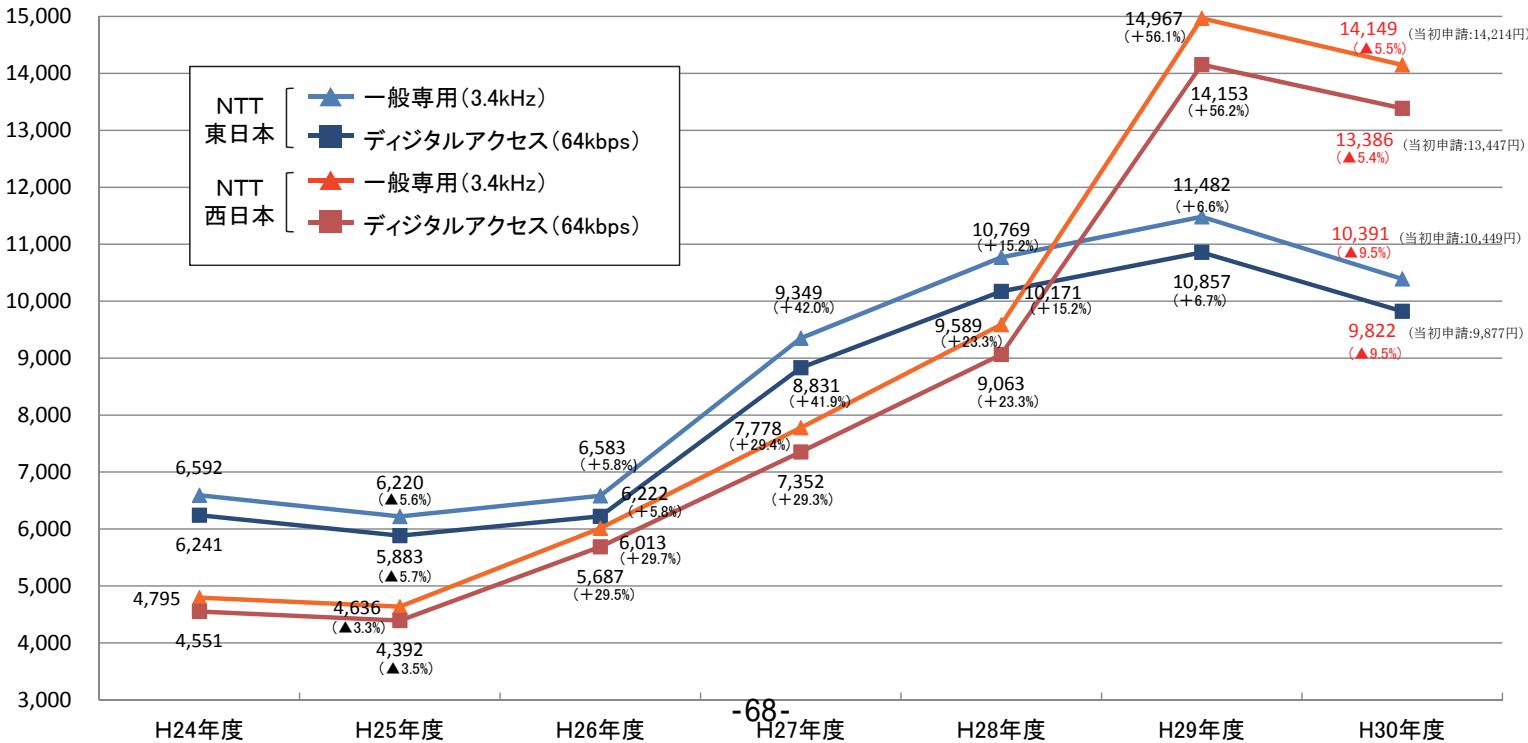
※災害特別損失を接続料原価に算入したのは、NTT東日本の平成24年度から平成26年度までの接続料(東日本大震災に起因する災害特別損失。平成25年度接続料については、災害特別損失の一部を控除して算定し、控除された額と同額を平成26年度接続料に加算)及びNTT西日本の平成28年度の接続料(平成28年熊本地震に起因する災害特別損失)。

専用線接続料の推移

- 専用線接続料(通信路設定伝送機能)は、需要の減少により平成25年度から上昇傾向にあったが、平成28年度実績に基づく平成30年度接続料では、設備更改に伴う設備のスリム化効果による施設保全費の減少や設備更改のピークが過ぎたことによる固定資産除却費の減少により、概ね値下がり傾向。
- 一般専用(3.4kHz)、デジタルアクセス(64kbps)の接続料は、前年度と比較して、NTT東日本ではそれぞれ▲9.5%、▲9.5%、NTT西日本ではそれぞれ▲5.5%、▲5.4%と低減。

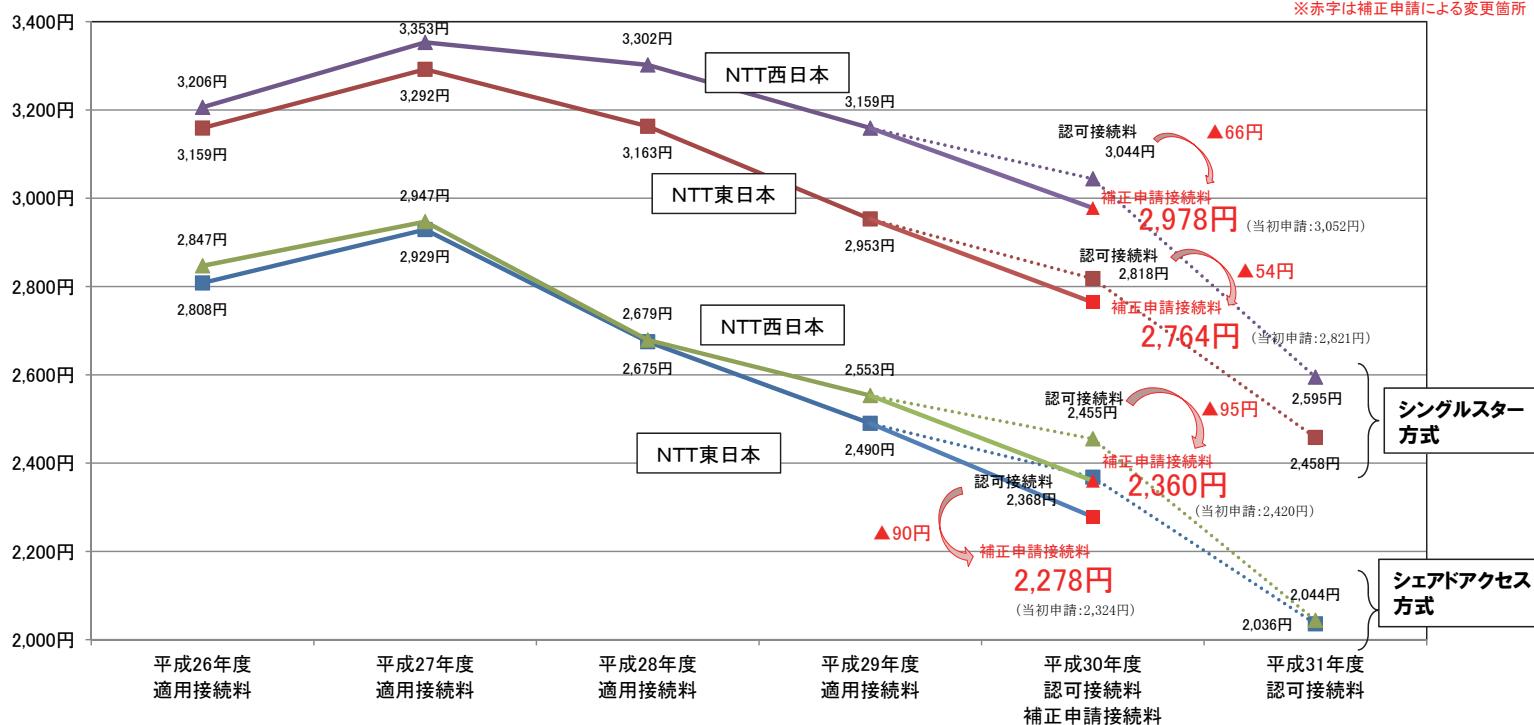
(単位:円/回線・月)

※赤字は補正申請による変更箇所



加入光ファイバ接続料の推移

- 加入光ファイバに係る接続料は、NTT東日本・西日本とも、平成28年度から平成31年度にかけて低減する水準で認可済み。
- 平成30年度に適用される接続料は、乖離額調整の結果、認可済接続料よりも低減。
(調整額に伴う報酬額の見直し(補正申請)の影響により、認可済接続料と比べて、シングルスター方式において、NTT東日本:54円、NTT西日本:66円の低減。シェアドアクセス方式においては、定額法への移行の影響で局外スプリッタの接続料が前年度より大幅に下がったこともあり、NTT東日本:90円、NTT西日本:95円の低減。)

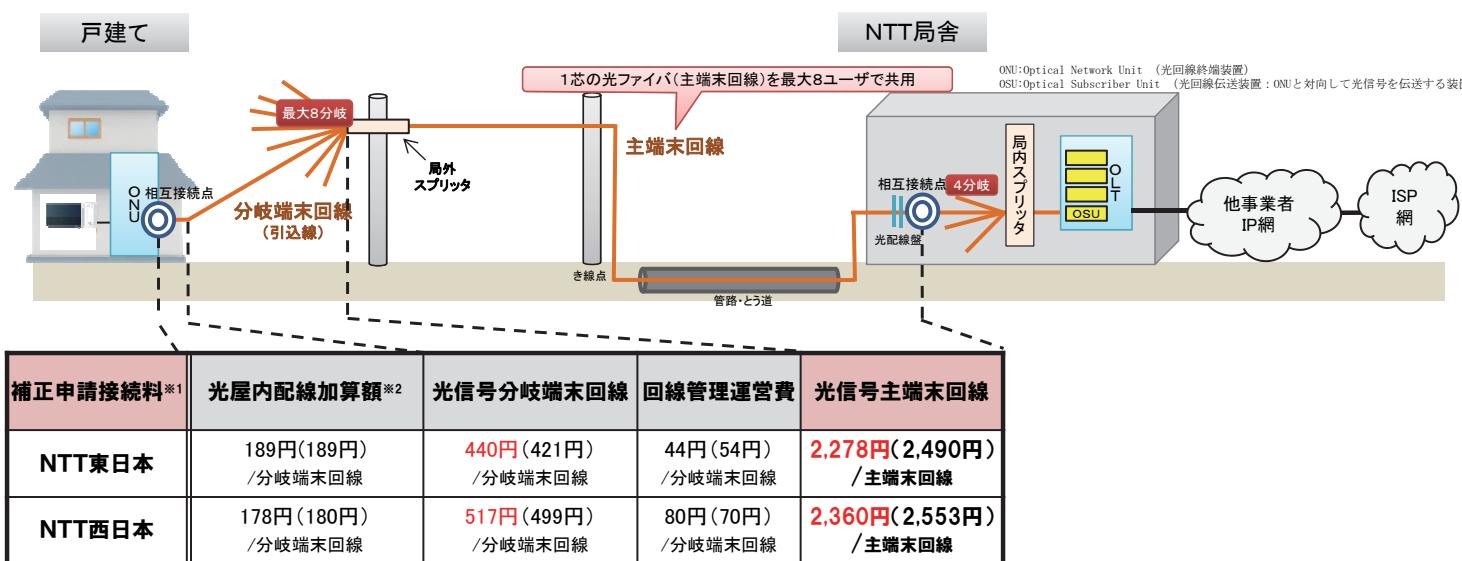


シェアドアクセス方式に係る接続料(平成30年度)

- NTT東日本・西日本が設置する加入光ファイバ(シェアドアクセス方式)の各種設備(光屋内配線～主端末回線)を、他の電気通信事業者が接続ルールに従って利用する場合に支払うべき接続料は、次のとおり。

【収容数別に見た接続料の合計額 (NTT東日本の場合・補正後)】				【収容数別に見た接続料の合計額 (NTT西日本の場合・補正後)】			
収容数	接続料合計	収容数	接続料合計	収容数	接続料合計	収容数	接続料合計
1	2,951円 (3,154円)	5	1,129円 (1,162円)	1	3,135円 (3,302円)	5	1,247円 (1,260円)
2	1,812円 (1,909円)	6	1,053円 (1,079円)	2	1,955円 (2,026円)	6	1,168円 (1,175円)
3	1,432円 (1,494円)	7	998円 (1,020円)	3	1,562円 (1,600円)	7	1,112円 (1,114円)
4	1,243円 (1,287円)	8	958円 (975円)	4	1,365円 (1,387円)	8	1,070円 (1,068円)

※括弧内はH29年度接続料



*1 光屋内配線加算額、光信号分岐端末回線、回線管理運営費は実績原価方式により算定。光信号主端末回線は将来原価方式により算定。

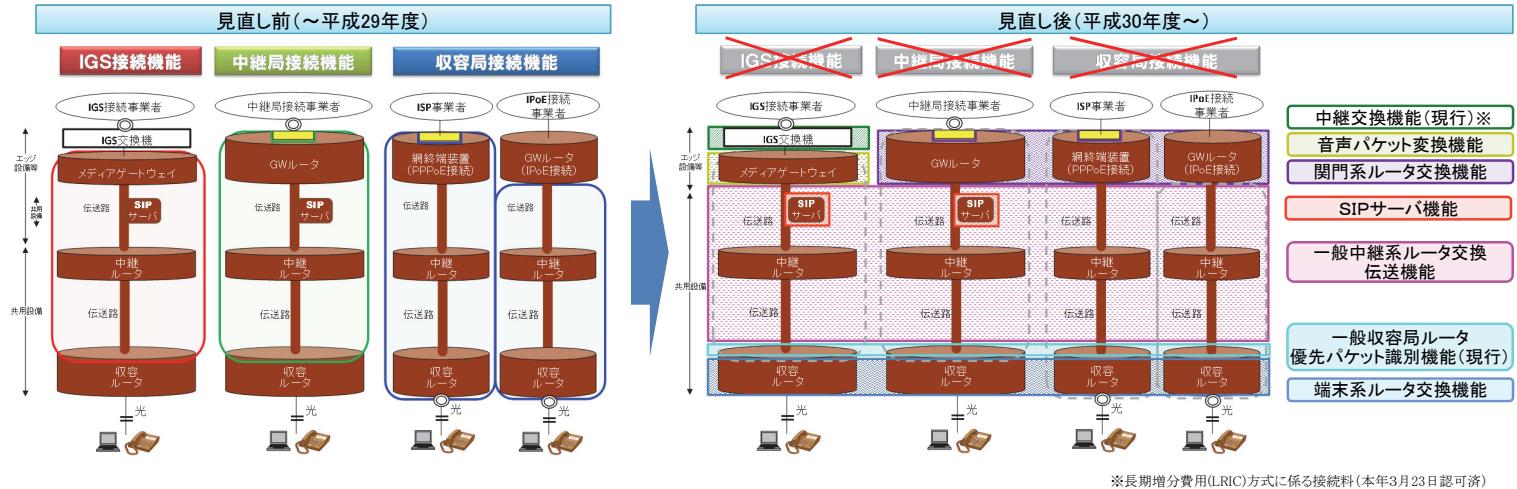
光信号分岐端末回線については、平成28年度期首時点において耐用年数を経過している設備の残存価額を一括して減価償却費として費用計上した額を除却費とみなして設備管理運営費比率を算定している(許可申請)。

*2 光屋内配線加算額は、引込線と一緒にして設置される場合にのみ適用される。

NGN関係機能のアンバンドル

- 2月26日公布の省令(第一種指定電気通信設備接続料規則(以下「接続料規則」という。))改正により、異なる事業者がNGNの同じ設備を同じように利用した場合のコストの同等性・透明性を確保するため、接続料の単位となる「機能」を、概ね設備ごととなるようアンバンドル。本件申請は、当該アンバンドルを反映したもの。

【NGNの機能の見直し】



NGNに係る接続機能の概要

- 新設される5つの機能(端末系ルータ交換機能、閑門系ルータ交換機能、音声パケット変換機能、一般中継系ルータ交換伝送機能、SIPサーバ機能)及び一般收容局ルータ優先パケット識別機能について、平成30年度の接続料は、既存機能と同様に、算定期間1年間の将来原価方式により算定(乖離額調整なし)。

【NGN機能の概要】

機能名	機能内容	対象設備
端末系ルータ交換機能	収容ルータにより通信の交換を行う機能(一般收容局ルータ優先パケット識別機能を除く。)	・収容ルータ(高速制御部の一部を除く) ・SNIルータ(IP電話)
閑門系ルータ交換機能	他の電気通信事業者の電気通信設備を閑門系ルータ(ゲートウェイルーター、網終端装置)で接続する場合において、当該閑門系ルータで通信の交換を行う機能	・ゲートウェイルーター(IPoE接続) ・網終端装置(PPPoE接続) ・ゲートウェイルーター(中継局接続)
音声パケット変換機能	他の電気通信事業者の電気通信設備を閑門交換機で接続する場合において、音声信号とパケットの相互間の変換を行う機能	・メディアゲートウェイ
一般中継系ルータ交換伝送機能	中継ルータ、伝送路設備により通信の交換又は伝送を行う機能	・中継ルータ ・伝送路設備
SIPサーバ機能	収容ルータと連携してインターネットプロトコルによるパケットの伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う機能	・SIPサーバ
一般收容局ルータ優先パケット識別機能	収容ルータにおいて特定のパケットを識別する機能	・収容ルータのうち、高速制御部の一部

新設機能

【機能別接続料】

※赤字は補正申請による変更箇所

			NTT東日本	NTT西日本
			H30年度申請接続料	H30年度申請接続料
端末系ルータ 交換機能	下記以外	1装置(収容ルータ)ごと・月額	38.3万円	40.5万円
	SNIルータ(IP電話)	1装置(SNIルータ(IP電話)) ごと・月額	46.5万円	43.1万円
一般収容局ルータ 優先パケット識別 機能	SIPサーバを用いて制御するもの	1chごと・月額	1.95円	1.85円
	優先クラスを識別するもの	契約数ごと・月額	2.16円	1.98円
閾門系ルータ 交換機能	上記以外	1装置(収容ルータ)ごと・月額	7,909円	8,071円
	網終端装置(PPPoE接続)(※1)	1装置(網終端装置)ごと・月額	17.5万円	33.1万円
	ゲートウェイルータ(IPoE接続)	1設置場所ごと・月額	東京※2: 1,476.2万円 千葉: 290.1万円 埼玉: 304.1万円 神奈川: 308.5万円	大阪※2: 1,267.4万円 兵庫: 337.6万円 愛知: 337.6万円 広島: 337.6万円 福岡: 337.6万円
音声パケット変換機能			1ポートごと・月額	125.0万円
SIPサーバ機能			1秒ごと	0.0011631円
一般中継系ルータ 交換伝送機能	一般中継局ルータ等	ベストエフォートクラス	0.00020210円	0.00028088円
		優先クラス	0.00020210円	0.00028088円
		高優先クラス	0.00023443円	0.00032582円
		最優先クラス	0.00024252円	0.00033706円
	音声利用IP通信網ルータ・伝送路	1秒ごと	-	0.0020029円

※1 インタフェース相当を除く。

※2 初当申請額は、東京:1,475.8万円、大阪:1,267.1万円

NGNに係る機能別の接続料の算定方法①

- NGNの接続料は、单一の機能に直課される固有設備に係る原価と複数の機能に配賦される共用設備(収容ルータ、中継ルータ、伝送路、SIPサーバ)に係る原価から算定される。
- 固有設備については、各装置ごとのコストをそれぞれ対応する需要で除して機能別接続料を算定。
- 共用設備については、「QoS換算係数」加味後のNGNを疎通する総トラヒックでコストを除して1パケットあたり料金(機能別接続料)を算定。その上で1パケットあたり料金にQoS換算係数(優先クラス:1.00、高優先クラス:1.16、最優先クラス:1.20)を加味した需要を乗じ、適用接続料を算定。
- なお、平成29年度まで算定に用いていた「帯域換算係数※1」は、情報通信行政・郵政行政審議会答申(平成29年4月14日情郵審第12号)において示された考え方※2を踏まえ、廃止されている。

※1 一般的にIP系の装置は、帯域差に比して装置価格差が生じておらず、スケールメリットが働くことから、そのスケールメリットを勘案しトラヒックを算出している。NTT東日本・西日本において、通信事業者等で広範な実績のあるルータの価格を基に帯域とコストの関係式を推定し、比率を算出。

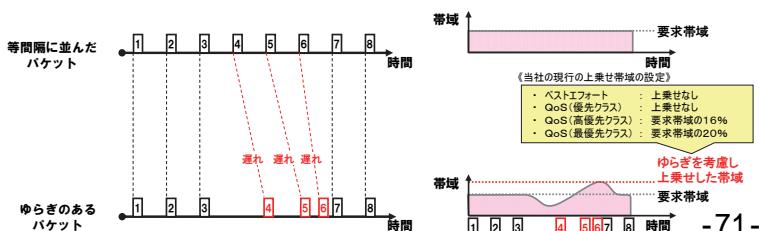
※2 「コストに応じた考え方によらずにNGNでコスト賦が行われた場合には、映像伝送以外の比較的狭帯域の機能に係る接続料の収入によって、NTT東日本・西日本の広帯域のサービスが内部相互補助を受けることになってしまいかねないため、映像伝送サービスの競争環境を歪めてしまうことになりかねない。」

【QoS換算係数】

- QoS通信のうち、SIPサーバで帯域を確保している最優先通信及び高優先通信においては、通信品質を確保するため、通信そのものに必要な帯域に対して一定の帯域を上乗せ※3して管理していることを踏まえ、当該上乗せ帯域を含めてトラヒックを算出している。(NTT東日本・西日本共通)
- ※3 最優先通信で要求帯域の20%、高優先通信で要求帯域の16%を上乗せ。
- QoS換算係数は、中継ルータ、伝送路※4及びSNIルータ(IP電話)のコスト配賦に用いられる。

$$\text{QoS通信(最優先)} : \text{QoS通信(高優先)} : \text{QoS通信(優先)} \cdot \text{ベストエフォート} = 1.20 : 1.16 : 1.00$$

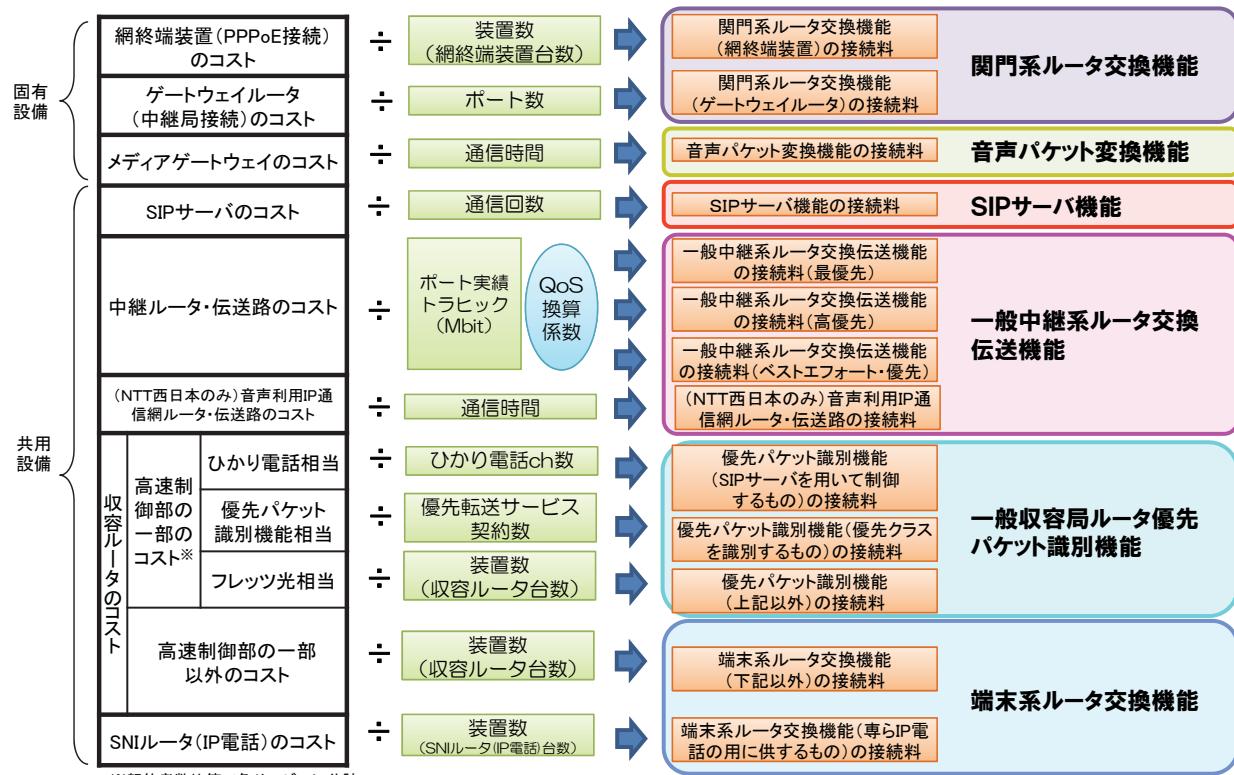
※4 中継データフライバを含む。



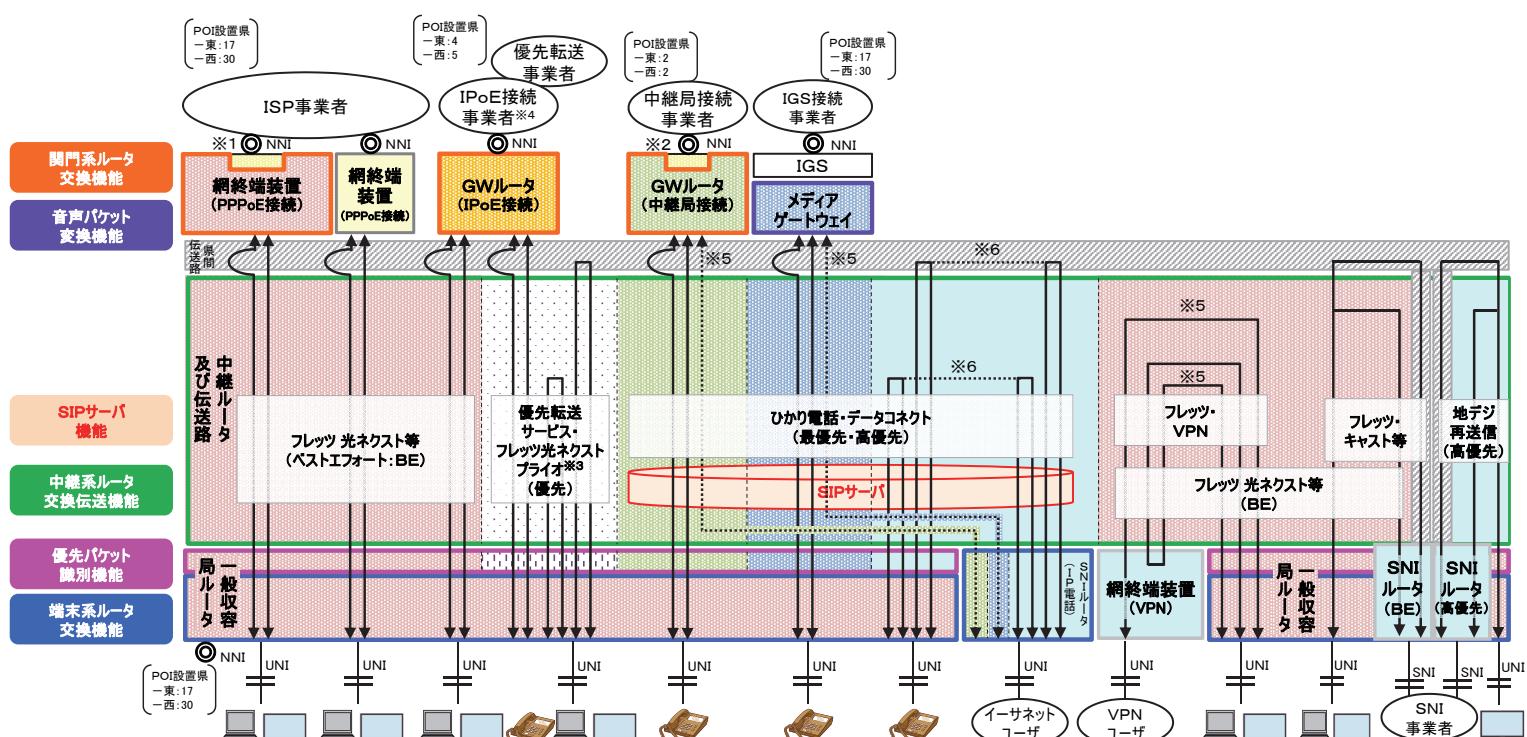
- 等間隔に並んで送信されたパケットが、1つの装置で複数通信のパケットを束ねて転送する際に間隔がずれることを「ゆらぎ」という。
- 「ゆらぎ」があるとパケットの間隔が詰まっているところでより大きい帯域を使うことになる。
- こうした「ゆらぎ」を吸収するために、NGNでは、網管理上、通信要求時の要求帯域に対して上乗せした帯域で管理しており、品質が高いほど上乗せする率を高く設定している。

- 各機能に係る接続料の算定方法は以下のとおり。

【NGN接続料の算定方法】



接続約款変更案に定める機能と適用料金の関係(NGN)



*1 網終端装置の接続用インターフェース相当のコストは、網改造料としてISP事業者が負担

*2 GWルータ(中継局接続)の接続用インターフェース相当のコストは、網改造料として中継局接続事業者が負担

*3 接続点のない網内折返し通信は、接続機能にはならない

*4 IPoE接続事業者が自ら優先転送事業者となることも可能

*5 県間伝送路を疎通する場合もあり

*6 収容局接続機能利用事業者のユーザとイーサネットユーザ間でIP電話により通信する場合もあり

*7 県内通信の場合は利用しない

- NGNの接続料水準について、平成29年度と同様の接続形態(見直し前の形態)で比べると、「帯域換算係数」の廃止により、トラヒックが相対的に多い収容局接続(NTT東日本・西日本のみが利用)では金額が上昇、トラヒックが相対的に少ないIGS接続及び優先クラスの一般中継系ルータ交換伝送機能では低減。
(中継局接続(NTT東日本・西日本のみが利用)についても同要因による低減の影響があるが、次の要因により結果としては上昇)
- 1契約当たりで算定する優先パケット識別機能は、PSTNの老朽化設備の撤去等によるNGNに対する建物等の共通費用の配賦増加により上昇。(収容局接続及び中継局接続も同要因により上昇)

【機能の組み合わせ】

組合せの種類	組合せ適用対象の機能
IGS接続※1	優先パケット識別機能(SIPサーバを用いて制御するもの)、一般中継系ルータ交換伝送機能、SIPサーバ機能、音声パケット変換機能、端末系ルータ交換機能(SNIルータ(IP電話))
収容局接続※1	端末系ルータ交換機能(SNIルータ(IP電話)以外)、優先パケット識別機能(注)、一般中継系ルータ交換伝送機能、閥門系ルータ交換機能(網終端装置(ISP)) 注:SIPサーバを用いて制御するもの及び優先クラスを識別するもの以外
中継局接続※1	優先パケット識別機能(SIPサーバを用いて制御するもの)、一般中継系ルータ交換伝送機能、SIPサーバ機能、閥門系ルータ交換機能(ゲートウェイルータ(中継局接続))、端末系ルータ交換機能(SNIルータ(IP電話))

【平成29年度との比較】

※赤字は補正申請による変更箇所

	NTT東日本		NTT西日本	
	H30年度申請額	H29年度適用額	H30年度申請額	H29年度適用額
IGS接続 (ひかり電話)	3分当たり※2 1.40円 (▲6.7%)	1.50円	1.62円 (▲16.1%)	1.93円
収容局接続 <NTT東日本・西日本のみ>	1装置ごと・月額 134.8万円 (+12.6%)	119.7万円	171.3万円※3 (+13.1%)	151.5万円
中継局接続 <NTT東日本・西日本のみ>	1ポートごと・月額 504.2万円 (+10.0%)	458.3万円	422.9万円 (+4.6%)	404.2万円
優先パケット識別機能 (優先クラスを識別するもの)	1契約ごと・月額 2.16円 (+7.5%)	2.01円	1.98円 (+5.3%)	1.88円
一般中継系ルータ 交換伝送機能(優先クラス)	1Mbitごと・月額 (参考)200kbpsで 3分間音声通信 した場合 0.00020210円 (▲99.4%) 0.01円 (▲99.2%)	0.035668円 1.28円	0.00028088円 (▲99.3%) 0.01円 (▲99.3%)	0.037654円 1.36円

※1 現行の接続機能の名称

※2 中継系交換機能(LRIC)に係る平成29年度接続料(3分当たり0.22円)及び平成30年度接続料(3分当たり0.22円(本年3月23日認可済))を含む。

※3 初当申請額は171.4万円

NGNに係る接続料の適用料金の原価及び需要

※赤字は補正申請による変更箇所

【組み合わせごとの料金の原価及び需要】

	NTT東日本		NTT西日本	
	H30年度	H29年度	H30年度	H29年度
IGS接続 (ひかり電話)	接続料原価 9,183百万円 (▲3.3%)	9,492百万円	8,482百万円 (▲13.7%)	9,826百万円
	需要(通信回数) 8,638百万回 (+0.1%)	8,631百万回	8,155百万回 (+1.7%)	8,016百万回
	需要(通信時間) 252百万時間 (▲2.3%)	258百万時間	220百万時間 (▲0.9%)	222百万時間
収容局接続	接続料原価 63,574百万円 (+15.1%)	55,222百万円	59,427百万円※ (+14.3%)	51,985百万円
	需要(需要 (収容ルータ数)) 3,930台 (+2.2%)	3,845台	2,891台 (+1.1%)	2,860台
中継局接続	接続料原価 242百万円 (+10.0%)	220百万円	203百万円 (+4.6%)	194百万円
	需要(ポート数) 4ポート (-)	4ポート	4ポート (-)	4ポート
優先パケット識別機能 (優先クラスを識別するもの)	接続料原価 0.18090百万円 (+87.7%)	0.096393百万円	0.040381百万円 (+202.6%)	0.013343百万円
	需要 (契約数(回線)) 6,990回線 (+74.6%)	4,003回線	1,701回線 (+187.3%)	592回線
一般中継系ルータ 交換伝送機能(優先クラス)	接続料原価 5百万円 (▲99.2%)	608百万円	2百万円 (▲98.4%)	125百万円
	需要(Tbit) 23,881Tbit (+40.1%)	17,046Tbit	6,723Tbit (+102.5%)	3,320Tbit

※当初申請額は59,458百万円

電気通信事業法施行規則等の一部改正(平成30年総務省令第6号)等に適合させ、円滑な接続を確保するため、次のとおり改定。

① 網終端装置の増設基準の基本的な事項

【省令改正】通信量の増加等への対応のため、閑門系ルータの増設の要望に応じないことがある場合における増設基準の基本的事項を約款記載事項とする



約款変更案

網終端装置(PPPoE接続)について、NTT東日本・西日本が増設基準を円滑なインターネット接続を可能とする見地から定め、接続事業者向けホームページで開示

(参考)総務省からNTT東日本・西日本に対する要請(平成30年2月26日総基料第33号)

(1) トラヒック増加に対応するための網終端装置の円滑な増設の確保(増設基準の基本的事項の接続約款への記載及びその適切な実施)

① 改正省令等による改正後の省令等の規定に適合させるための接続約款(※1)の変更(以下「改正対応約款変更」という。)において、改正後の電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第23条の4第2項第1号の3の規定に基づき、既存網終端装置増設メニュー(※2)の増設に係る基準又は条件の基本的事項を、円滑なインターネット接続を可能とする見地から定めること。(※3)

※1 電気通信事業法第33条第2項の認可を受けた接続約款をいう。

※2 網終端装置増設のための接続メニューのうち、平成29年12月22日諒問第3099号により情報通信行政・郵政行政審議会に諒問された接続約款の変更案で新設されようとしているメニュー以外のもの(NTT東日本・西日本が大部分の費用を負担するもの)をいう。

※3 既存網終端装置増設メニューによる他事業者からの網終端装置の増設の要望に応じないことがある場合。②においても同じ。

② ①により定められた内容がその認可の後速やかに適切に実施されるよう、インターネット接続のトラヒックが増加していることを考慮し、接続事業者・関係団体の意見・要望を十分参考にしながら、既存網終端装置増設メニューによるトラヒック増加への対応の方法について検討し、適切な対処を行うこと。検討の状況については、平成30年4月末までに報告すること(※4)。

※4 情報通信行政・郵政行政審議会諒問第3099号に係る接続委員会報告書(平成30年3月16日)記2(2)②により、既存網終端装置メニューによる対応の方向性が早期に明らかになることが必要と指摘。NTT東日本・西日本は報告後速やかに説明会を開催予定。

その他省令改正(平成30年総務省令第6号)等を踏まえた改定②

② NGNのネットワーク管理方針

【省令改正】一部の通信を優先して伝送できる優先パケット関係の機能に関し、次のとおり措置。

(1) NTT東日本・西日本がネットワーク管理を行うための方針(優先して取り扱う通信量に関する基準を含む。)を規定。

【ネットワーク管理方針を満たす要件】

① 通信の秘密を確保すること

② 利用者、電気通信事業者に対して不当な差別的取扱いを行わないこと

③ その他通信の内容による不当な差別的取扱いを行わないこと(コンテンツやアプリケーション等によりトラヒックを不当に差別的に扱わないこと。)

↑ 本ページでは単に「基準」という。

(2) 優先パケット機能の利用に当たりNTT東日本・西日本が他事業者に求める情報提供について、①情報の範囲、②情報の提供を求める手続を規定。

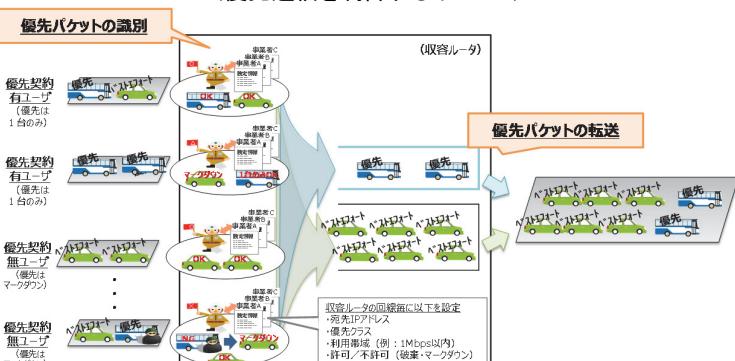
約款変更案

上記(1)・(2)を規定。具体的な基準を明定し、基準を超える利用を要望する場合は事前調査手続で回答が得られる旨を規定。

その他

基準を緩和する今後の約款変更を「軽微な事項」として諒問不要としたい。

【NGNの優先パケット関係機能の概要】 (優先通信を制御するイメージ)



【具体的な基準の内容】 (優先クラス)

(1) 1回線当たりの利用帯域の上限

【音声通信】4Mbps(ファミリー・マンション) 12Mbps(ビジネス)
【データ通信】1Mbps(ファミリー・マンション) 10Mbps(ビジネス)

(2) 収容ルータに設定する「設定パターン」(通信宛先アドレス(利用事業者)と1回線当たりの利用帯域の組み合わせ)数の上限

26パターン(ファミリー・マンション:13パターン、ビジネス:13パターン)

③ 県間通信用設備との接続に関する手続

【省令改正】指定設備と一体的に利用されるものである県間通信用設備との接続(※1)について、その手続に関する事項(※2)を約款記載事項とする。
 ※1 相互接続点と指定設備の間の非指定設備への接続請求等で、指定設備の接続に係るもの
 ※2 省令では、①必要な情報開示を他事業者が受ける手続、②接続請求への回答を受ける手続、③情報開示の請求の日から開示の日までの標準的期間、及び④接続が開始されるまでの標準的期間を規定。



約款変更案

IPoE接続、PPPoE接続及び中継局接続における県間通信用設備との接続について、指定設備の手続に関する規定(※3)を準用する旨規定。

※3 ①事前調査の申込み、②事前調査の受付及び順番、③事前調査の回答、④接続申込み、⑤接続申込みの承諾、⑥標準的接続期間、⑦協定の締結・解除、⑧接続協議等に関する情報の提供 等

④ 4年前ルールの対象拡大

【告示改正】情報通信審議会答申「『固定電話網の円滑な移行の在り方』一次答申～移行後のIP網のあるべき姿～」(平成29年3月)を踏まえ、光ファイバ移行に伴うメタル回線の撤去の計画に関しては、撤去の原則4年前までに情報開示すべきとのルールを規定。



約款変更案

DSL回線と接続している場合において端末系伝送路設備を撤去するときは原則4年前までに接続事業者に情報提供を行う旨の規定の対象を、直収電話を含め、電気信号を伝送する端末回線伝送路設備との接続全般に拡大。

⑤ コロケーションが困難な場合の代替措置(いわゆる「バーチャルコロケーション」等)

【省令改正】接続に必要な装置を接続事業者が設置するためのコロケーションスペース等の空きがない状態への対応のため、接続に必要な装置の設置を可能とする措置又はそれに代わる装置の設置を可能とする措置の手続・金額・条件を約款記載事項とする。



約款変更案

接続事業者が自らのラックに装置を設置できない場合(ラック新設ができない場合を含む。)に、NTT東日本・西日本のラック内の空きスペースに接続事業者の装置をNTT東日本・西日本が設置し、預かり保守を行うための規定を整備。

⑥ コロケーションの配分上限量の緩和

約款変更案

コロケーションスペースの空きが18架未満の場合に一律2架であった配分上限量を、空きが6架以上18架未満の場合について3架に緩和。

その他省令改正(平成30年総務省令第6号)等を踏まえた改定④

⑦ IPoE接続の閑門系ルータ(ゲートウェイルータ)の基本機能化

【省令改正】現在網改造料として設定されているIPoE接続に係るゲートウェイルータの接続料を基本的な接続機能とする(網使用料化)。

ただし、本件機能の利用が始まったときからの前提が変更となるため、当分の間は、総務大臣の許可を受けて、接続事業者が利用を停止した場合にその事業者に接続料相当額の負担を求めることができることとする附則を規定(利用中止費)。



約款変更案

同接続料を網改造料から網使用料に変更。トラヒック増加対応を柔軟・迅速に行うため、設置場所ごとの容量拡大等による原価の頻繁な変動に対応できるよう規定:

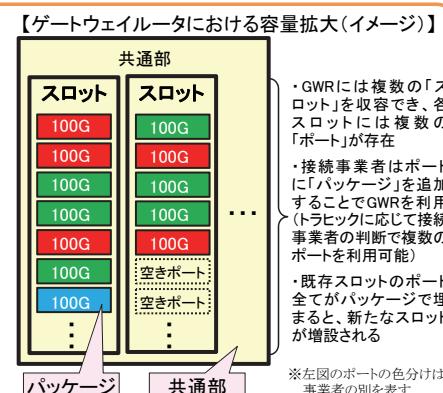
①4月1日時点の設置場所(※)ごとの料金額(総額)を算定し接続約款に明記。

※ 東京・大阪等の相互接続地点(東京・大阪以外は埼玉・千葉・神奈川・兵庫・愛知・広島・福岡にH30年度設置予定。順次適用。)

②4月1日以降、容量拡大等により①の算定額が変動した場合は、変動後の料金額(総額)を接続事業者向けホームページで開示。

③①の設置場所に複数の接続事業者が存在する場合は、各接続事業者と協議の上、①・②により算定された額を利用状況に応じて按分した額を適用。具体的な按分方法及び按分後の額(単金額)は接続事業者向けホームページに開示。

④改正省令附則に基づき、利用中止費(原則として残余減価償却期間分の接続料相当額)を設定し、取得した利用中止費は料金額(総額)から減額。(許可申請)



※左図のポートの色分けは事業者の別を表す

その他

新しい設置場所について同一の方式で接続料を設定する今後の約款変更を「軽微な事項」として諮詢不要としたい。

⑧ IPoE接続に関する事項

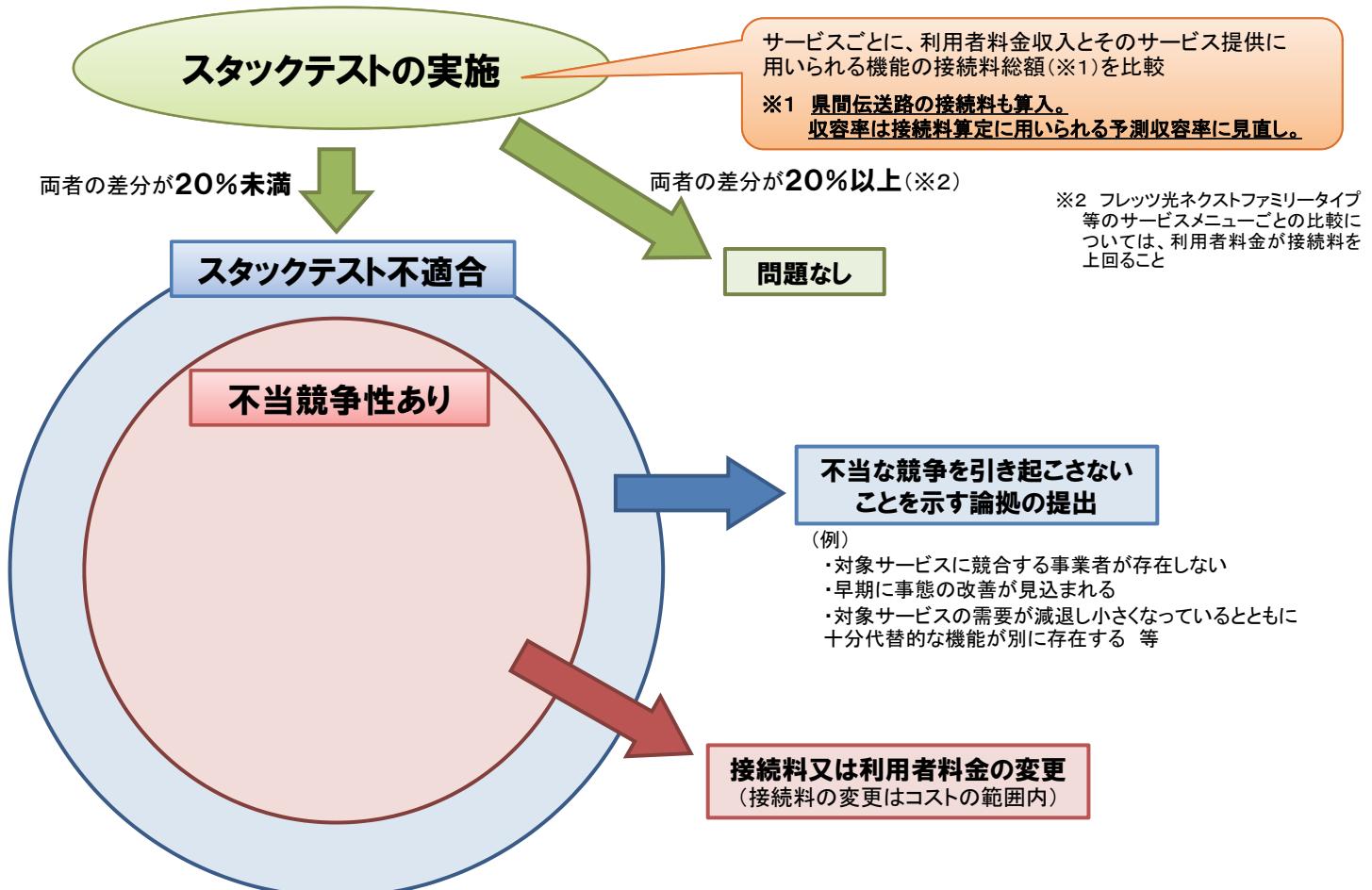
約款変更案

・IPoE接続に係る接続事業者数が16に達していることを接続拒否事由とする規定を撤廃。

・IPoE接続事業者(VNE事業者)が不当な差別的取扱いを行い、それを総務大臣が認めた場合に、NTT東日本・西日本がVNE事業者に対し接続停止を行う旨の規定を削除。代わりに、他事業者がVNE事業者に卸電気通信役務の提供又は接続を求める場合における情報開示及び回答が円滑に行われるための手続をVNE事業者が整備・公表しなければならない旨を規定。

具体的には、卸役務等の①概要、②利用に係る問合せ窓口等の情報開示の手続き、③提供の請求及びその回答を受ける手続きが整備・公表の対象。

※「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」(平成30年2月26日策定)



スタックテストの結果①

- 新指針に基づき、NTT東日本・西日本において平成28年度の接続料総額と利用者料金収入の水準を比較した結果、NTT西日本のフレッツADSL以外の検証対象サービスでは、利用者料金収入と接続料総額の差分が営業費相当基準額(利用者料金収入の20%)を上回ったため、価格圧縮による不当な競争を引き起こすものとは認められなかった。
- NTT西日本からのフレッツADSLについては、同社から示された価格圧縮による不当な競争を引き起こすものでないと考える論拠を踏まえると、利用者料金収入と接続料総額の差分が基準値を下回った主な要因は、本検証区分における接続料総額の約8割を占める、地域IP網に係る接続料(特別収容局ルータ接続ルーティング伝送機能・ATMインターフェース)の水準が急上昇したことによるものであるが、接続事業者は当該機能を利用せずに競争的にDSLサービスを提供していると考えられ、またブロードバンドサービスにおいて地域IP網の機能はNGNの機能により代替されていることから、価格圧縮による不当な競争を引き起こすものとは認められなかった。

(なお、NTT東日本・西日本からは、今回、当該接続機能の新規利用受付を停止したい旨申請)

NTT東日本

サービス	①利用者料金収入	②接続料総額相当	③差分((①-②)/①)	営業費相当基準額との比較
加入電話・ISDN 基本料	2,605億円	2,022億円	583億円(22.4%)	○
加入電話・ISDN 通話料	225億円	126億円	99億円(44.0%)	○
フレッツADSL	162億円	87億円	75億円(46.3%)	○
フレッツ光ネクスト	4,450億円	2,211億円	2,239億円(50.3%)	○
フレッツ光ライト	222億円	135億円	87億円(39.2%)	○
ひかり電話	1,248億円	123億円	1,125億円(90.1%)	○
ビジネスイーサワイド	259億円	131億円	128億円(49.4%)	○

NTT西日本

サービス	①利用者料金収入	②接続料総額相当	③差分((①-②)/①)	営業費相当基準額との比較
加入電話・ISDN 基本料	2,611億円	2,064億円	547億円(20.9%)	○
加入電話・ISDN 通話料	207億円	114億円	93億円(44.9%)	○
フレッツADSL	181億円	165億円	16億円(8.8%)	×
フレッツ光ネクスト	2,952億円	1,741億円	1,211億円(41.0%)	○
フレッツ光ライト	157億円	112億円	45億円(28.7%)	○
ひかり電話	1,149億円	112億円	1,037億円(90.3%)	○
ビジネスイーサワイド	206億円	119億円	87億円(42.2%)	○

※赤字は補正申請による変更箇所

スタックテストの結果②

- 新指針に基づき、NTT東日本・西日本においてサービスメニュー単位で利用者料金が接続料を上回っているか否かについて検証した結果、全てのサービスメニューについて、利用者料金が接続料相当額を上回り、価格圧迫による不当な競争を引き起こすものとは認められなかった。
- なお、新指針策定に当たり、本検証に用いる利用者料金の水準はできる限り実態を踏まえた額とするよう総務省から要請。これに対応しNTT東日本・西日本では、割引を考慮して利用者料金水準を算定した。

NTT東日本

(単位:月額)

サービスブランド	サービスメニュー	①利用者料金※	②接続料相当額	③差分(①-②)	利用者料金との比較
フレッツ光ネクスト	ファミリータイプ				○
	ビジネスタイプ				○
	ミニ				○
	プラン1				○
	プラン2				○
	ミニB				○
	プラン1B				○
	プラン2B				○
	ミニ				○
	プラン1				○
	プラン2				○
	プライオ				○
フレッツ光ライト	ファミリータイプ				○
	マンションタイプ				○
非開示情報					
(単位:月額)					
サービスブランド	サービスメニュー	①利用者料金※	②接続料相当額	③差分(①-②)	利用者料金との比較
ビジネスイーサワイド	MA設備まで利用する場合				○
	県内設備まで利用する場合				○

※平成30年3月1日時点(割引考慮後)

(注) ○:スタックテストの要件を満たしていると認められるもの ×:スタックテストの要件を満たしていないと認められるもの

NTT西日本

※赤字は補正申請による変更箇所

(単位:月額)

サービスブランド	サービスメニュー	①利用者料金※	②接続料相当額	③差分(①-②)	利用者料金との比較
フレッツ光ネクスト	ファミリータイプ				○
	ビジネスタイプ				○
	ミニ				○
	マンションタイプ (VDSL方式/ LAN配線方式)	プラン1			○
	ミニB	プラン2			○
	プラン1B	ミニ			○
	プラン2B	プラン1			○
	ミニ	プラン2			○
	マンションタイプ (光配線方式)	プラン1			○
	プラン2	プラン2			○
フレッツ光ライト	ファミリータイプ				○
	マンションタイプ				○
	ひかり電話(閑門系ルータ交換機能を用いる場合)				○
非開示情報					
(単位:1アクセス回線あたり/月額)					
サービスブランド	サービスメニュー	①利用者料金※	②接続料相当額	③差分(①-②)	利用者料金との比較
ビジネスイーサワイド	MA設備まで利用する場合				○
	県内設備まで利用する場合				○

サービスブランド	サービスメニュー	①利用者料金※	②接続料相当額	③差分(①-②)	利用者料金との比較
ビジネスイーサワイド	MA設備まで利用する場合				○
	県内設備まで利用する場合				○
非開示情報					
(単位:1アクセス回線あたり/月額)					
サービスブランド	サービスメニュー	①利用者料金※	②接続料相当額	③差分(①-②)	利用者料金との比較
ビジネスイーサワイド	MA設備まで利用する場合				○
	県内設備まで利用する場合				○